大学院国際文化研究科 国際地域文化專政(博士後期課程)便覧

令和2年度 ACADEMIC YEAR 2020



名桜大学大学院 国際文化研究科 国際地域文化專攻(博士後期課程)

Graduate School of International Cultural Studies

Department of International Cultural Area Studies

(Doctoral Program)

Meio University

目 次

1.	国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)教育目的・教育目標	· 1
2.	国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)3つのポリシー	1
3.	学則及び諸規程	
(1) 名桜大学学則	. 3
(2) 名桜大学大学院学則	· 17
(3) 名桜大学学位規則	· 37
(4) 名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)規程	• 44
(5		
(6) 名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)学位申請手続要領 …	67
(7) 名桜大学博士(国際地域文化)学位授与に関する取扱要項	83
(8) 名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)研究生規程	91
(9) 名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)長期履修学生規程	. 99
(10		
(11		109
(12	2) 名桜大学大学院学生研究支援補助金支給内規	110
(13		
(14		
(15	名桜大学附属図書館利用規程	116
(16	》 名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会規程	120
4.	授業科目名・単位数・担当教員名・授業科目の概要、シラバス	
(1)授業科目名・単位数・担当教員名・授業科目の概要	
	① 共通科目	
	② 専門科目	124
	③ 研究指導科目	126
(2) シラバス	
	① 共通科目	
	② 専門科目	
	③ 研究指導科目	148
	履修モデル、名桜大学大学院教員名簿、建物配置図	
(1	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
) 名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)教員名簿	
(3) 建物配置図	186

国際文化研究科 国際文化地域文化専攻 (博士後期課程) 教育研究上の目的養成する人材 3つのポリシー

- 1. 国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程) 教育目的・教育目標
 - (1) 教育研究上の目的

本博士後期課程は、文化の多様性を理解し、グローバルな視点から国際社会が 抱える多様かつ重要な課題の解決に向けた普遍的な研究を行い、高度な水準の研 究を行うために必要な能力及びその基礎となる豊かな学識を有する創造性に富む 人材を養成することを目的とする。

(2)養成する人材

本博士後期課程は、普遍的研究課題に取り組み、その成果を生かし研究者として活躍する能力を有する者及び専門分野に加えて環太平洋地域に関する幅広い学識と国際感覚を有する者の養成を目指す。

- (1) 高度の普遍的な研究能力を有する研究者の養成
- (2) 地域の社会文化振興の諸課題に的確かつ柔軟に対応できる研究者の養成
- 2. 国際文化研究科国際文化地域文化専攻(博士後期課程) 3つのポリシー
 - (1) ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与方針)

国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)は、以下の要件を満たした大学院生に博士(国際地域文化)の学位を授与します。

- (1) 国際地域文化という観点から、高度の外国語運用能力を駆使し、沖縄(琉球)・ アジアと(ハワイを含む)南北アメリカに特化した環太平洋地域の地域文化 の研究を行い、地域社会や国際社会において活躍できる能力を有すること。
- (2) 本学が立脚する琉球・沖縄の歴史や文化の研究を深化し、その成果を沖縄の 地域創生に役立て、国内外の学生や研究者との共同研究を通じて国際感覚を 磨くとともに、先端的な理論と知識を創造する能力を有すること。
- (2) カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施方針)

ディプロマ・ポリシーで示した能力を育成するため、以下の方針に沿ってカリキュラムを編成します。

- (1) 「国際」「地域」「文化」を基本概念としてカリキュラムを編成し、高度の外国語運用力を含む研究能力を備えた研究者を育成する。
- (2) 総合的な判断能力を育成し、グローバルと地域の視点を備えた研究者を育成するために、研究分野間の学際的な連携を図る。

- (3) 博士の学位にふさわしい高度な専門知識と学識の修得及び研究遂行能力の 醸成を目的に共通科目を編成する。
- (4) 専門科目は、複数の専門分野に関連する研究課題にも応用できる研究能力を 醸成することを目的に、沖縄(琉球)・アジア研究及び(ハワイを含む)南北ア メリカ研究に関する専門科目及び関連科目により編成する。
- (5) 博士論文執筆のための指導を行う研究指導科目を編成する。
- (3) アドミッション・ポリシー (入学者受入方針)

国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)に入学を希望する人には以下のことを求めます。

- (1) 環太平洋の地域及び文化的課題に関して、課題解決に向けて理論的分析及 び評価を行うための修士課程修了程度の専門的知識と研究能力を有してい ること。
- (2) 高度な外国語運用能力及び総合的判断力を有し、他者との対話を通して現代社会の課題を理解・分析した上で、研究成果を多様な方法で表現する能力を有すること。
- (3) 多様な文化と視点を理解・尊重し、自らの研究成果を明晰に表現する能力を有すること。

学則及び諸規定

(平成6年4月1日制定)

第1章 総則 第1節 目的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき深く専門の学芸を教授研究し、幅広い知識を授け、世界の文化の進展と人類の平和に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

第2節 組織

(学群及び学部)

第2条 本学に次の学群及び学部(以下「学部等」という。)を置く。

国際学群

人間健康学部

2 前項の学部等に置く学科等及びその入学定員、編入学定員、収容定員は、次のとおりとする。ただし、編入学定員は3年次定員とする。

学群・学部	学類・学科	入学定員	編入学定員	収容定員
国際学群	国際学類	280人	15人	1150人
	スポーツ健康学科	95人	5 人	390人
人間健康学部	看護学科	80人	5 人	330人
計		455人	25人	1870人

3 前項に規定する国際学群の入学定員中15人は外国人留学生とする。 (大学院)

- 第2条の2 本学に大学院を置く。
- 2 大学院に関する規程は、別に定める。 (助産学専攻科)
- 第2条の3 本学に助産学専攻科を置く。
- 2 助産学専攻科に関する規程は、別に定める。 (附属図書館)
- 第3条 本学に附属図書館を置く。
- 2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。
- 第3条の2 本学に附属研究所を置く。
- 2 附属研究所に関し必要な事項は,別に定める。 (事務局)

- 第4条 本学に事務局を置く。
- 2 事務局の組織に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 職員

(職員)

- 第5条 本学に学長,副学長,教授,准教授,講師,助教,助手,事務職員及びその 他必要な職員を置く。
- 2 職制に関し必要な事項は、別に定める。

(学長)

第5条の2 学長は、校務をつかさどり、職員を統督する。

(副学長)

- 第5条の3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 2 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 教育研究審議会及び教授会

(教育研究審議会)

- 第6条 本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を置く。
- 2 教育研究審議会の運営に関する規定は、別に定める。

(教授会)

- 第6条の2 本学の学部等に教授会を置く。
- 2 教授会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

第5節 学年,学期及び休業日

(学年)

第7条 本学の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の2学期に分け、学期ごとに授業科目を開設し、第15条に定める ところにより単位の認定を行う。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年の3月31日まで

2 学長は、前項の学期の期間を必要に応じて変更することができる。

(休業日)

- 第9条 休業日は次のとおりとする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日
 - (3) 沖縄県慰霊の日 6月23日
 - (4) 創立記念日 12月21日

- (5) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
- (6) 冬季休業 12月21日から翌年1月4日まで
- (7) 春季休業 3月1日から3月31日まで
- 2 学長は、前項の休業日を必要に応じて変更することができる。
- 3 臨時休業日は、その都度学長が定める。
- 4 休業日の期間中でも必要な実習その他を課することができる。

第2章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

- 第10条 本学の修業年限は、4年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を 越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を 申し出たときは、支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」と いう。)を認めることができる。
- 3 長期履修の取扱いに関する細則は、別に定める。 (在学期間)
- 第11条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することができない。
- 2 前項の規定に関わらず、第23条の規定により入学した者は、4年を超えて在学 することができない。
- 3 第1項の規定に関わらず, 第24条第1項及び第25条第1項の規定により入学 した者は、入学後の在学すべき年数の2倍を超えて在学することができない。

第3章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第12条 本学は、学部等及び学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、学部等及び学科等ごとに体系的な教育課程を編成するものとする。

(人材養成の目的)

- 第12条の2 学部等の人材養成の目的を次のとおり定める。
 - (1) 国際学群・国際学類

平和・自由・進歩の建学の精神に基づいた幅広い教養と国際的な言語文化、情報及び観光分野で活躍できる有為な人材を養成する。

(2) 人間健康学部

平和・自由・進歩の建学の精神に基づいた幅広い教養と調和のとれた知・徳・ 体をそなえた人材及び心身の健康を支援する有為な人材を養成する。

ア スポーツ健康学科

人間の「こころ」と「からだ」を科学的に研究し、人格の尊重、生命の尊厳 を指導できる資質をそなえた健康支援の人材を養成する。

イ 看護学科

人間としての尊厳・健康に生きる権利を擁護し、自己評価能力・自己教育力を身につけ、広く社会に貢献できる看護職者を養成する。

(教育研究上の目的)

- 第12条の3 学部等の教育研究上の目的を次のとおり定める。
 - (1) 国際学群·国際学類

地域の自然と文化及び歴史的,地理的,社会的背景を基礎に,グローバル化する国際情勢に対応して,学際的,理論的,実践的及び比較的研究を通じ,その応用を展開する。

(2) 人間健康学部

ア スポーツ健康学科

人間理解,健康理解を基礎として,食生活・栄養,運動・スポーツ,心理, 社会福祉,保健・医療の幅広い視点に立った多面的角度から「スポーツと健康」 を探求・究明する。

イ 看護学科

地域に根ざしたケアリング文化を発掘・継承・発展させ、人類の健康増進に 務め且つ看護学のグローバルな発展に寄与することを目的に教育研究活動を推 進する。

(授業科目の名称及び単位数等)

- 第13条 本学における授業科目の名称並びに単位数は別表1から別表4のとおりと する。
- 2 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目とする。
- 3 外国人留学生対象の外国語教育科目の種類及び単位数は、別表5のとおりとする。
- 4 卒業に必要な単位数は、別表 6-1 及び別表 6-2 のとおりとする。 (単位の計算方法)
- 第14条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業及び授業時間外に必要な学修を考慮し、次の基準により単位数を計算するものとする。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験, 実習及び実技については, 3 0 時間から 4 5 時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (3) 講義又は演習及び実験,実習又は実技の二つ以上の方法で構成される授業科目については、上記(1)及び(2)を勘案し、16時間から45時間をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、必要な学修の成果を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第15条 授業科目を履修した者には、試験及び出席状況その他によって認定の上、 単位を与える。

(成績評価)

第16条 授業科目の成績は、秀(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)及び不可(59点以下)の5種類の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし不可を不合格とする。ただし、実習の場合は、合格又は不合格の評語をもって表すことができる。

(授業日数)

第17条 学年の授業日数は、定期試験の日数も含め、35週にわたることを原則とする。

第4章 入学,編入学,転入学及び再入学

(入学)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び外国人学生の入学 については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

- 第19条 本学の入学資格は、次のとおりとする。
 - (1) 高等学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
 - (3) 外国において,学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外 教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
 - (7) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が 定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学 大臣が定める日以降に修了した者
 - (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって,当該者を その後に入学させる大学において,大学における教育を受けるにふさわしい学力 があると認めた者
 - (9) 大学において,個別の入学資格審査により,高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で,18歳に達したもの

(入学志願手続)

第20条 入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に入学検定料及び別に定

める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選抜)

第21条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

(入学手続及び入学許可)

- 第22条 選抜試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、保証書その他必要な書類を提出しなければならない。
- 2 学長は,前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。 (編入学)
- 第23条 編入学の入学資格は、次のとおりとする。
 - (1) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し60単位以上を修得した者
 - (2) 短期大学,高等専門学校,国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
 - (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し又は卒業した者
- 2 編入学を志願する者は、所定の期日までに編入学願書に編入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。
- 3 編入学志願者に対しては、選抜試験を行う。
- 4 選抜試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、 保証書その他必要書類を提出しなければならない。
- 5 学長は,前項の編入学手続を完了した者に編入学を許可する。 (転入学)
- 第24条 他の大学に在学中の者で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員 のある場合に限り、学長は、相当年次に入学を許可することができる。
- 2 転入学を希望する者は、現に在学する大学の学長の許可書を願書に添付しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、転入学に関し必要な事項は別に定める。 (再入学)
- 第25条 次の各号の一に該当する者で、同一学科に再入学を志願する者があるときは、学長は、相当年次に入学を許可することができる。
 - (1) 第28条による退学者
 - (2) 第29条第5号, 第6号及び第7号の規定により除籍された者
- 2 前項に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は別に定める。

第5章 休学,復学,退学,除籍,転学部等,転学科及び転学

(休学)

第26条 病気その他の理由により修学を中止しようとする者は、医師の診断書又は 理由書を添えて願い出、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 学長は、病気その他の理由により修学が不適当と認められる者に対して、必要な 期間休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由がある ときは、休学期間を延長することができる。
- 4 休学期間は通算して4年を超えることはできない。
- 5 前項の規定に関わらず, 第23条の規定により入学した学生の休学期間は, 通算 して2年を超えることはできない。
- 6 第4項の規定に関わらず,第24条第1項及び第25条第1項の規定により入学 した学生の休学期間は,入学後の在学すべき年数を超えることができない。
- 7 休学期間は,第10条に規定する修業年限及び第11条に規定する在学期間に算 入しない。

(復学)

- 第27条 休学期間を満了した者,又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は, 所定の期日までに願い出,学長の許可を得て復学することができる。
- 2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

(退学)

第28条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

- 第29条 次の各号の一に該当する者は、学長が、これを除籍する。
 - (1) 長期間にわたり行方不明の者
 - (2) 在学期間を超えた者
 - (3) 第26条第4項,第5項及び第6項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
 - (4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
 - (5) 休学期間満了後督促してもなお所定の手続きをしない者
 - (6) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (7) 卒業に要する最終学年を除く一学年の修得単位(第35条により認定された単位は除く。)が16単位未満の者

(転学部等)

- 第30条 本学の学生で、他の学部等への転出(以下「転学部等」という。)を志望する者があるときは、学長は、相当年次に転学部等を許可することができる。
- 2 前項に規定するもののほか、転学部等については、別に定める。 (転学科)
- 第30条の2 本学の学生で、転学科を志願する者があるときは、学長は、相当年次 に転学科を許可することができる。
- 2 前項に規定するもののほか、転学科については、別に定める。 (転学)
- 第31条 本学の学生で他の大学へ入学又は転入学しようとする者は、学長の許可を

得なければならない。

第6章 卒業及び学位

(卒業)

第32条 本学に第10条に規定する修業年限在学し,第13条第4項に規定する単位を修得した者には,学長が卒業を認定する。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

- 第33条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。 (大学以外の教育施設等における学修)
- 第34条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項に与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において 修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は 短期大学等において履修した授業科目について修得した単位(第39条及び第40 条の規定により履修した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科 目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、 転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第33条 第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位 数と合わせて60単位を超えないものとする。

(教員の免許状授与の所要資格の修得)

- 第35条の2 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の定めるところに従い、別表7の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。
- 2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表8に掲げる とおりとする。

(学位)

- 第36条 本学を卒業したものには、学士の学位を授与する。
- 2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 学費

(学費及びその他の納入金)

第37条 本学の学費は、諸納入金の種類及び額等については、公立大学法人名桜大学学費及び諸納入金に関する規程の定めるところによる。

第8章 研究生,科目等履修生,委託生,特別聴講学生及び聴講生

(研究生)

- 第38条 本学において、特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、 教育研究に支障のない場合に限り、学長は、当該学部等の教授会の議を経て研究生 として入学を許可することができる。
- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

- 第39条 本学において、授業科目の履修を希望する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、学長は、当該学部等の教授会の議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。
- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。 (委託生)
- 第40条 本学に、官庁、公共団体その他の団体より委託生受け入れの要請があると きは、教育に支障のない場合に限り、学長は、当該学部等の教授会の議を経て委託 生として入学を許可することができる。
- 2 委託生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

- 第41条 他の大学等との協議に基づき、当該大学等の学生に授業科目の履修を認めることができる。
- 2 前項の規定により授業科目の履修が認められた学生は、特別聴講学生と称する。 (聴講生)
- 第41条の2 学外者が本学の授業科目の聴講を希望する場合、学長は、聴講生として受け入れることができる。
- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 公開講座

(公開講座)

第42条 大学の教育を広く社会に開放し、生涯学習に対する要望に応えるとともに、 文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第10章 賞罰

(表彰)

第43条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長は、これを表彰する。 (懲戒)

- 第44条 学生が、本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、これを懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学又は退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 寄宿舎

(寄宿舎)

- 第45条 本学に寄宿舎を置く。
- 2 寄宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月27日)

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。

附 則 (平成11年3月26日)

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。

附 則 (平成12年3月29日)

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、国際学部の国際文化学科、経営情報 学科及び観光産業学科の平成12年度から平成14年度までの収容定員は次のとお りとする。

学 部	学 科	平成12年度	平成13年度	平成14年度
	国際文化学科	470人	470人	465人
国際学部	経営情報学科	470人	470人	465人
	観光産業学科	470人	470人	465人
1	+	1410人	1410人	1395人

- 3 平成12年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。
- 4 改正後の第37条の3及び別表5の規定は、平成12年4月1日を休学及び入学 の始期とする者から適用する。

附 則(平成13年3月28日)

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。

附 則(平成14年3月29日)

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。

附 則(平成14年7月31日)

この学則は、平成14年7月31日から施行し、改正後の第37条の2及び第37条の4の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年3月28日)

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。

附 則(平成16年3月28日)

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。

附 則(平成17年3月29日)

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。

附 則(平成18年3月29日)

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。

附 則(平成19年3月27日)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。

附 則(平成20年3月27日)

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。

附 則(平成20年11月28日)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。

附 則 (平成22年3月4日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。

附 則(平成23年1月26日)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。

附 則(平成23年9月28日)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。

附 則(平成24年10月24日)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。

附 則(平成25年10月24日)

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。

附 則(平成26年9月27日)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。

附 則(平成27年3月28日)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 国際学部国際文化学科,経営情報学科,観光産業学科は,平成27年3月31日 をもって廃止する。

附 則(平成27年9月30日)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。

附 則(平成28年9月27日)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。

附 則(平成28年12月21日)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。

附 則(平成29年9月29日)

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。

附 則(平成30年3月29日)

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。

附 則(平成31年2月15日)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。

附 則(令和2年3月27日)

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、 従前の規定を適用する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、名桜大学学則(以下「本学学則」という。)第2条の2第2項の規定に基づき、名桜大学大学院(以下「大学院」という。)に関し必要な事項を定める。

(大学院の目的)

第2条 本大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、高度の専門性を要する職業等に必要 な高度の能力及び専攻分野における研究能力を養うことを目的とする。

(養成する人材)

- 第2条の2 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)は、グローバル化、情報 化が進展する国内外における諸課題の解決に必要な高度に専門的知識と広い視野を持つ人材を 養成する。
 - (1) 高度の専門職業人の養成
 - (2) 高度の研究能力を有する教育・研究者の養成
- (3) 地域の産業及び社会文化の振興の諸課題に的確にかつ柔軟に対応できる人材の養成
- 2 大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)は、高度の外国語運用能力を駆使 し、沖縄(琉球)・アジアと(ハワイを含む)南北アメリカに特化した環太平洋の地域文化の研 究を行い、地域社会や国際社会において活躍できる研究者の養成を目指す。
- (1) 高度の普遍的な研究能力を有する研究者の養成
- (2) 地域の社会文化振興の諸課題に的確かつ柔軟に対応できる研究者の養成
- 3 大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)は、地域に根ざし地域の健康問題を創造的に解決していく卓越した看護実践能力の育成と看護現象の解明を目的とした研究能力の開発、看護の新たな価値の創出を目指す人材を養成する。
- (1) 高度の専門職業人の養成
- (2) 高度の研究能力を有する教育・研究者の養成

(自己評価等)

- 第3条 前条の目的を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及 び評価し、公表する。
- 2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則して適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行う。
- 3 自己点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科及び専攻)

- 第4条 大学院に、次の研究科及び専攻を置く。
 - (1) 国際文化研究科 国際文化システム専攻(修士課程)
- (2) 国際文化研究科 国際地域文化専攻(博士後期課程)
- (3) 看護学研究科 看護学専攻(修士課程)
- 2 研究科に関し、必要な事項は別に定める。

(入学定員及び収容定員)

第5条 大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	課程	入学定員	収容定員	
国際文化研究科	修士課程	6 1	1.9 /	
国際文化システム専攻	修工株性	6人	1 2人	
国際文化研究科	博士後期課程	0.4	6. 1	
国際地域文化専攻	() () () () () () () () () () () () () (2人	6人	
看護学研究科看護学専攻	修士課程	6人	1 2人	

第2章 教員組織等

(教員組織)

- 第6条 大学院における研究の指導は、原則として本学専任教授が行い、授業は、教授、准教授、 講師又は助教が担当する。ただし、必要がある場合は、兼任教員が担当することができる。
- 2 大学院に客員教授を置くことができる。客員教授に関し必要な事項は、別に定める。 (教育職員と事務職員の連携と協働)
- 第6条の2 本学大学院は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教育職員と 事務職員との適切な役割分担の下で連携体制を確保し、協働して職務を行うものとする。

第3章 運営組織

(大学院委員会)

- 第7条 大学院に、名桜大学大学院委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、学長が招集し、その議長となる。
- 3 学長に事故あるとき又は欠けたときは、委員会においてあらかじめ選出された者が招集しそ の議長となる。

(委員会の構成)

第8条 委員会の構成は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科長
- (4) 学群長、学部長
- (5) 附属図書館長
- (6) 総合研究所長
- (7) 大学院研究科を担当する専任の教授のうちから選出された者 5名
- 2 前項第7号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項第7号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 5 委員会の議事は、委員会の議を経て、学長が決定する。
- 6 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(委員会の審議事項)

- 第9条 委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。
- (2) 学位の授与に関すること。
- (3) 教育課程の編成に関すること。
- (4) 大学院担当教員の教育研究業績審査に関すること。
- (5) その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。
- 2 委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を 述べることができる。
- (1) 大学院に係る学則及び規程等に関すること。
- (2) 大学院の点検及び評価に関すること。
- (3) 大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究に関すること。
- (4) 大学院に係る人事、予算、行事及び施設整備等に関すること。
- (5) 履修方法に関すること。
- (6) 学生の身分及び賞罰に関すること。
- (7) 試験、成績判定及び論文審査に関すること。
- (8) その他大学院に関する重要事項

(研究科長)

第10条 大学院に研究科長を置き、大学院研究科を担当する教授のなかから学長が指名し、理事長に推薦するものとする。

- 2 研究科長は、各専攻の運営を総括する。
- 3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 (研究科委員会)
- 第11条 大学院に研究科委員会を置く。
- 2 研究科委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。
- 第12条 削除

第4章 学年、学期、休業日及び授業時間

(学年等の準用)

第13条 大学院の学年、学期及び休業日については、本学学則第7条から第9条の規定を準用する。

第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

- 第14条 大学院の標準修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 修士課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年
- 2 前項の規程にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を越えて 一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを申し出たときは、支障の ない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。
- 3 長期履修の取扱いに関する細則は、別に定める。

(在学年限)

- 第15条 大学院における在学年限は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 修士課程は4年を超えることはできない。
- (2) 博士後期課程は6年を超えることはできない。

第6章 入学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍等

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ教育上支障がないと委員会が認めるときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

- 第17条 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)に入学できる者は、次の各 号の一に該当する者とする。
 - (1) 学校教育法第83条(昭和22年法律第26号)に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国 の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (6) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育法における16年の 課程を修了したとされる者に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位 置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に 入学させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた もの
- (9) 大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (10) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと委員会が認める者
- (11) その他、委員会が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)に入学できる者は、次の各号の一 に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において 位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、 修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総合決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 3 大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)に入学できる者は、次の各号の一に該当する者 とする。
- (1) 看護系大学を卒業した者
- (2) 看護系以外の大学を卒業し、看護師、保健師、助産師のいずれかの免許を有する者
- (3) 看護系の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科が認めた者
- (4) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者(昭和28年文部省告示第5号) (入学志願)
- 第18条 大学院に入学を志願する者は、入学願書及び所定の書類に入学検定料を添えて、指定 の期日までに手続きをしなければならない。

(入学者の選抜)

- 第19条 入学志願者に対しては、選抜を行い、委員会の議を経て学長が合格者を決定する。
- 2 前項の選抜は、学力検査、出身大学の調査書、健康診断書等を総合して行うものとする。
- 3 前項の選抜の方法、時期、内容等については、その都度定める。

(入学手続き及び入学許可)

- 第20条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書、身上調書等を提出 するとともに、第44条に定める入学金及び授業料等を納入しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。ただし、入学料又は授業料の免除を願い出た者については、その未納にかかわらず入学を許可することができる。

(再入学)

第21条 学長は、第26条の規定による退学者で、再入学を志願する者については、相当年次 に入学を許可することができる。

(転入学)

- 第22条 学長は、他の大学院の学生で転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、 相当年次に入学を許可することができる。
- 2 転入学を希望する者は、現に在学する他大学院研究科長の許可書を願書に添付するものとす

る。

(休学)

- 第23条 病気その他止むを得ない理由により3か月以上修学することができない者は、休学願に医師の診断書、その他の理由書を添えて休学することができる。
- 2 学長は、病気その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者については、 休学を命ずることができる。

(休学期間)

- 第24条 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは、休学期間を延長することができる。
- 2 休学期間は、通算して次の各号に定める年数を超えることはできない。
- (1) 修士課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年
- 3 休学期間は、第15条に定める在学年限には算入しない。

(復学)

- 第25条 休学期間を満了した者、又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、所定の期日 までに願い出て学長の許可を得て復学することができる。なお、第23条第2項の休学でその 理由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。
- 2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。 (退学)
- 第26条 大学院を退学しようとする者は、退学願を提出して、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第27条 他の大学院に転学しようとする者は、転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(留学)

- 第28条 学長は、外国の大学院へ留学を希望する者については、留学願を提出させ、留学を許可することができる。
- 2 前項による留学は、外国の大学院の在学期間1年に限り、本学における在学期間に算入する ことができる。
- 3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

- 第29条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。
 - (1) 第15条に定める在学年限を超えた者
 - (2) 第24条第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

- (3) 病気その他の理由により、成業の見込がないと認められる者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (5) 休学及び休学延長の許可を得ない者
- (6) 長期間にわたり行方不明の者
- 2 前項により除籍された者は、原則として再入学をすることはできない。

第7章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第30条 大学院は、当該大学院、研究科長及び専攻の教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の 計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

(授業及び研究指導)

第30条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

(教育の内容等の改善のための組織的な研修等)

第30条の3 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため組織的な研修及び 研究を実施する。

(授業科目及び単位数)

第31条 大学院研究科における授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(授業の方法)

- 第31条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うことができるものとする。
- 2 本学大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを 高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるものとする。
- 3 本学大学院は、第一項の授業を、外国において履修させることができるものとする。前項の 規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させ る場合についても同様とする。
- 4 本学大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を校舎及び付 属施設以外の場所で行うことができるものとする。

(単位の計算基準)

- 第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の各号の基準によって単位数を計算する。
 - (1) 講義・演習については、毎週1時間15週の教室内の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験・実習等の授業については、毎週2時間15週の実験又は、実習をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文、その他の学修等の授業科目及び公の資格試験等による 認定を受けた者については、これらの学修の成果を評価して適切な単位を授与することができ る。

(成績評価基準等の明示等)

- 第32条の2 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業 及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。
- 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び 厳格性を確保するため、学生に対しその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にした がって適切に行う。

(履修方法)

第33条 大学院の授業科目の履修方法等については、別に定める。

(教育方法の特例)

第34条 大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

(他の大学院における授業科目の履修等)

- 第35条 学長は、教育上有益と認めたときは、他の大学院(外国の大学院を含む。以下同じ。) との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項により、履修した授業科目については、10単位を超えない範囲で大学院における授業 科目の履修により修得したものとみなす。
- 3 第1項の履修期間は、在学期間に含まれるものとする。
- 4 他の大学院で履修できる授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別に定める。 (入学前の既取得単位等の認定)
- 第36条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院(他の大学院を含む。以下同じ。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を入学後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項により修得したものとみなす単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、第35条によりみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第37条 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該 大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、当該研究指 導を受ける期間は、1年を超えないものとする。 (単位の認定)

- 第38条 履修科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行うものとする。
- 2 試験又は研究報告等の成績により合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第39条 成績の評価は、優(100~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)及び不可(59点以下)とし、優、良、可を合格とする。

(課程の修了要件)

- 第40条 国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)の修了要件は、大学院に2年以上 在学し、講義科目22単位以上、演習科目8単位、合計30単位以上を修得し、かつ必要な研 究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に 関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項において、大学院の目的に応じ適当と認められたときは、特定の課題についての研究の 成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)の修了要件は、博士後期課程に3年以上 在学し、共通科目2科目4単位、専門科目2科目4単位以上、研究指導科目6科目12単位を 修得し、かつ必要な研究指導を受け、研究論文1編以上が査読付学術誌において掲載、又は受 理された上で博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することとする。
- 4 看護学研究科看護学専攻(修士課程)の修了要件は、大学院に2年以上在学し、共通科目1 4単位以上、専門科目4単位以上、演習・研究科目12単位、合計30単位以上を修得し、修 士論文を提出して、審査及び最終試験に合格することとする。

(修士論文の審査及び最終試験)

- 第41条 修士論文及び最終試験の合否は、審査会の報告に基づき研究科委員会が決定する。
- 2 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ修士論文を提出した者について口述又は筆記試験に よって行う。

(博士論文の審査及び最終試験)

- 第41条の2 博士論文及び最終試験の合否は、審査会の報告に基づき研究科委員会が決定する。
- 2 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ博士論文を提出した者について口述又は筆記試験に よって行う。

(学位の授与)

- 第42条 大学院修士課程の課程を修了した者には、修士の学位を授与する。
- 2 大学院博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 教育職員免許状

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

- 第43条 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)において、中学校教諭専修 免許状又は高等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び 同法施行規則に定める所要の単位を取得しなければならない。
- 2 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)において、当該所要資格を取得で きる教育職員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	教育職員免許状の種類	免許教科
国際文化研究科 国際文化システム専攻	国際文化システル東方	中学校教諭専修免許状英語	
	高等学校教諭専修免許状	英語・商業	

3 前項に定める教育職員の免許状を取得するために必要な科目は別表2に掲げるとおりとする。

第10章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

第44条 本学の学費、諸納入金の種類及び額等については、公立大学法人名桜大学学費及び諸 納入金に関する規程の定めるところによる。

第11章 特別聴講学生、特別研究生、科目等履修生等及び外国人特別学生等

(特別聴講学生)

- 第45条 学長は、特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき、その履修を認めることができる。
- 2 前項により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

(特別研究学生)

- 第46条 学長は、研究指導を受けようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との 協議に基づき、その受入れを認めることができる。
- 2 前項により受入れた学生は、特別研究学生と称する。

(科目等履修生)

第47条 学長は、大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

(研究生)

第48条 学長は、大学院において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、 研究生として入学を許可することができる。

(委託研究生)

- 第49条 学長は、官公庁、外国政府、地方自治体等の学外機関から大学において特定の授業科目の履修及び研究指導の委託があったときは、大学院学生の教育研究に支障のない範囲で、委託研究生として入学を許可することができる。
- 2 委託研究生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。
- 3 前項の試験を受け合格した者には、成績を記載した証明書を交付することができる。ただし、 単位は授与しない。

(外国人特別学生)

- 第50条 学長は、外国人で大学院に志願する者があるときは、選考の上、入学を許可すること ができる。
- 2 外国人特別学生については、定員外とすることができる。
- 3 外国人特別学生の選考方法については、別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

- 第51条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長がこれを表彰する。
- 2 表彰の選考基準については、別に定める。

(懲戒)

- 第52条 学長は、学生が大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった ときは、これを懲戒する。
- 2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第13章 奨学制度

(奨学制度)

- 第53条 学生の研究を奨励するため、奨学制度を設ける。
- 2 奨学制度に関し、必要な事項は、別に定める。

第14章 雜則

(準用規定)

- 第54条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し、必要な事項は、本学学則及びその他の学部諸規定を準用する。
- 2 前項において、この学則に準用する場合は、「学部」を「大学院」と「教授会」を「委員会」 とそれぞれ読み替えるものとする。

附則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定にかかわらず従前の規定 を適用する。

附 則(平成16年7月30日)

この学則は、平成16年9月1日から施行する。

附則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月27日)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月24日)

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年1月23日)

この学則は、平成25年1月23日から施行する。

附 則(平成26年2月27日)

この学則は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第8条は平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年9月27日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月28日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日までに在学する者には、改正後の第29条第1号の規定を適用する。

附 則(平成27年9月30日)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第8条第1項第7号に掲げる者の任期は、平成28年3月31日までとする。
- 3 平成28年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規定を 適用する。

附 則(平成29年3月29日)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規定を 適用する。

附 則(平成30年6月29日)

- 1 この学則は、平成30年6月29日から施行する。
- 2 平成28年4月1日以後に入学した者は、改正後の別表1の単位数を適用する。

附 則(平成31年2月15日)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規定を 適用する。

附 則(令和2年3月27日)

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定にかかわらず、従前の規定 を適用する。

別表1 (第31条関係)

【国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)】授業科目及び単位数

科目区分		授業科目名	単作			
17 1	<u></u>		必修	選択		
		人文科学特論		2		
共 政策科学特論				2 2		
	通 社会心理学特論科 環境科学特論			2		
/r E		健康科学特論		2		
		学術研究方法特論	2			
		言語文化研究演習 I		4		
		言語文化研究演習Ⅱ		4		
		 言語学特論 I		2		
		 言語学特論 II		2		
		英文学特論		2		
		米文学特論		2		
		アメリカ詩特論		2		
		アメリカ小説特論		2		
		地域言語学特論Ⅰ		2		
		地域言語学特論Ⅱ		2		
		英文法特論		2		
		英語音声学特論		2		
		英語教授法特論I		2		
	言			2		
教	語	英語教授法特論 II 本語教育並伝生教				
育 研	文 化	英語教育評価特論		2		
究	教	リサーチ方法特論		2		
領	育	理論言語学特論		2		
域	研	第2言語習得特論		2		
科 目	究 領	教育学特論		2		
	域	比較教育文化思想特論		2		
		東南アジア文化特論		2		
		中南米文化特論		2		
		日本古典文学特論		2		
		日本近代文学特論		2		
		日本史特論		2		
		沖縄地域文化研究特論		2		
		琉球歴史学特論		2		
		琉球文学特論		2		
		中琉関係史基礎特論		2		
		琉球・沖縄文化特論序説		2		
		琉球精神文化特論		2		
		言語文化特別講義 I		2		
		言語文化特別講義Ⅱ		2		

科目区分		15; 14k A) E F	単 位	上 数
<u>料</u> 目	区分	授業科目名	必修	選択
		社会制度政策研究演習 I		4
		社会制度政策研究演習Ⅱ		4
		国際政治特論 I		2
		国際政治特論Ⅱ		2
	社 会	地域開発政策特論		2
教	制	都市政策特論		2
育研	度 政	地方自治特論		2
究	策	地域活性化特論		2
領	教	経済政策特論		2
域 科	育 研	国際経済特論		2
目	究	産業政策特論		2
	領 域	公法学特論		2
	~	東アジア地域特論		2
		国際協力・ボランティア特論		2
		社会制度政策特別講義 I		2
		社会制度政策特別講義Ⅱ		2
		経営情報研究演習 I		4
		経営情報研究演習 II		4
		経営戦略特論		2
		比較経営学特論		2
	経	産業組織特論		2
教育	営	小集団心理学特論		2
研	情 報	人的資源管理特論		2
究	教	経営活動情報特論		2
領域	育	e - ビジネス特論		2
科	研 究	情報交流特論		2
目	領	情報知能特論		2
	域	情報・通信技術特論		2
		会計学特論		2
		マーケティング特論		2
		経営情報特別講義I		2
		経営情報特別講義Ⅱ		2

47 III	F ()	155 AUG 7V F1 77		拉 数
科目	区分	授業科目名	必修	選択
		観光環境研究演習 I		4
		観光環境研究演習Ⅱ		4
		観光開発特論		2
		観光政策特論		2
	観	観光文化特論		2
教	光	観光資源特論		2
育研	環 境	観光市場分析特論		2
第二	教	観光調査法特論		2
領	育	ホテル実務特論		2
域 科	研 究	異文化接触特論		2
目	領	島嶼開発特論		2
	域	島嶼文化特論		2
		島嶼生態学特論		2
		エコツーリズム特論		2
		観光環境特別講義 I		2
		観光環境特別講義Ⅱ		2
		健康科学研究演習 I		4
		健康科学研究演習Ⅱ		4
		グローバル・ヘルス特論		2
		健康心理学特論		2
+//.	健 康	健康栄養学特論		2
教 育	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	社会福祉学特論		2
研	学	地域保健学特論		2
究領	教 育	健康・スポーツ指導特論		2
域	研研	伝統武道特論		2
科 目	究	スポーツトレーニング・コーチング特論		2
	領 域	ヘルスプロモーション・ウエルネス特論		2
		スポーツ文化特論		2
		バイオメカニクス特論		2
		健康科学特別講義I		2
		健康科学特別講義Ⅱ		2

【看護学研究科看護学専攻 (修士課程)】授業科目及び単位数

科目区分		授 業 科 目 名	単位	立 数
17 0	四 刀	1文 未 竹 日 石	必修	選択
	— 共 通	看護理論	2	
	必修	看護学研究方法論 I	2	
	科 目	看護学研究方法論Ⅱ	2	
共		沖縄のケアリング文化		1
通		看護教育学		2
科目	共	看護倫理学		1
	通	看護管理学		2
	選	コンサルテーション論		2
	択利	ヘルスプロモーション論		2
	科 目	包括的健康アセスメント		2
		健康栄養学		2
		病態生理学		2
		英語講読		2
	基盤看護	基盤看護学特論 I		2
専門	学 分 野	基盤看護学特論Ⅱ		2
科 目	臨床看	臨床看護学特論 I		2
一 護 分 臨床 ^見		臨床看護学特論Ⅱ		2
演習・		専門演習	4	
研 究 科 目		特別研究	8	

【国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)】授業科目及び単位数

신민단사	惊 类 幻 口 勾	単位	立 数
科目区分	授業科目名	必修	選択
共通	国際地域文化総合演習I	2	
科目	国際地域文化総合演習Ⅱ	2	
	琉球・沖縄文化特論		2
	琉球文学特論		2
	南島民俗文化特論		2
	中国琉球関係史特論		2
	アメリカ環境文学特論		2
専門	中南米地域文化特論		2
専 門 科 目	東アジア地域文化特論		2
	東南アジア地域文化特論		2
	言語学特論		2
	英語教育特論		2
	現代沖縄教育特論		2
	アジア太平洋国際関係特論		2
	特別演習 I	2	
研	特別演習Ⅱ	2	
研 究 指 導 科 目	特別演習Ⅲ	2	
導 科	特別演習IV	2	
目	特別演習V	2	
	特別演習VI	2	

別表2(第43条関係)

【国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)】教職免許に関する教科科目

専 攻	専修免許状	授業科目名	単位	立 数
4 7	7 10 7L 11 1V	以 未 们 日 石	必修	選択
		言語学特論 I		2
		言語学特論Ⅱ		2
		英文学特論		2
		米文学特論		2
		地域言語学特論 I		2
		地域言語学特論Ⅱ		2
	中学校教諭専修免許状	英文法特論		2
	高等学校教諭専修免許状	英語音声学特論		2
	(英語)	英語教授法特論 I		2
		英語教授法特論Ⅱ		2
国		英語教育評価特論		2
際		リサーチ方法特論		2
文		理論言語学特論		2
化		第2言語習得特論		2
シ		異文化接触特論		2
ス		地域開発政策特論		2
テ		地域活性化特論		2
4		経済政策特論		2
専		国際経済特論		2
攻		産業政策特論		2
		経営戦略特論		2
	中学校教諭専修免許状	比較経営学特論		2
	高等学校教諭専修免許状	産業組織特論		2
	(商業)	人的資源管理特論		2
		経営活動情報特論		2
		e -ビジネス特論		2
		情報交流特論		2
		会計学特論		2
		マーケティング特論		2
		観光市場分析特論		2

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条、名桜大学学則第36条第2項及び名桜大学大学院学則第42条第2項の規定に基づき、名桜大学(以下「本学」という)が行う学位授与の手続き及び方法に関する必要な事項を定める。

(学士の学位授与の要件)

第2条 学士の学位授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位の授与は、本学大学院修士課程(以下「修士課程」という。)を修 了した者に対し行う。

(博士の学位授与の要件)

第4条 博士の学位の授与は、本学大学院博士後期課程(以下「博士後期課程」という。)を修了した者に対し行う。

(学位論文の提出)

- 第5条 修士の学位論文は、研究科長(修士課程)に提出する。
- 2 博士の学位論文は、研究科長(博士後期課程)に提出する。
- 第6条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付する ことができる。
- 第7条 研究科委員会は、審査のため必要があるときは、論文の抄訳及びその他の資料の提出を求めることができる。
- 第8条 受理した論文は、返付しない。

(審査の付託)

- 第9条 研究科長は、第5条第1項及び第2項の規定より学位論文を受理したときは、 研究科委員会に審査を付託しなければならない。
- 第10条 研究科委員会は、学位論文の審査を付託されたときは、審査会を設置し、 審査させるものとする。
- 2 審査会は、3人以上の審査委員をもって組織する。
- 3 審査会は、学位論文の審査のほか最終試験、又は学力の確認を行う。
- 4 研究科委員会は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、他の大学院又は 研究所等の教員等に審査の協力を求めることができる。

(最終試験)

第11条 最終試験は、学位論文審査終了後、学位論文を中心として口述又は筆記試験によって行う。

(審査の確認)

第12条 学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、その在学期間中に終了しなければならない。

(研究科委員会への報告)

第13条 審査会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、 その審査要旨に意見を付して、最終試験又は学力の確認の成績とともに、文書で研 究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の議決)

- 第14条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否を議決する
- 2 前項の議決は、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。 (学長への報告)
- 第15条 研究科長は、研究科委員会が前条第1項の議決をしたときは、学位論文の 審査要旨、最終試験又は学力の確認の成績を添えて議決の結果とともに、文書で学 長に報告しなければならない。

(学位の授与)

- 第16条 学長は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を決定し、授与すべき者には、所定の学位記を交付し、授与できない者には、その旨を本人に通知する。
- 2 学長は、前項によって学位を授与したときは、研究科長に通知する。 (専攻分野の名称)
- 第17条 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記する。
- 2 専攻分野の名称は次の表のとおりとする。

(学士の専攻分野の名称)

学群・学部	学類・学科	名 称
国際学群	国際学類	国際文化学 経営情報学 観光産業学
人間健康学部	スポーツ健康学科	スポーツ健康学
八川) (世界子司)	看護学科	看護学

(修士の専攻分野の名称)

研究科	専攻	名称
国際文化研究科	国際文化システム専攻	国際文化
看護学研究科	看護学専攻	看護学

(博士の専攻分野の名称)

研究科	専攻	名称
国際文化研究科	国際地域文化専攻	国際地域文化

(学位の名称)

第18条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「名桜大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消し)

- 第19条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき又は不正の方法 により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士にあっては教授会、 修士及び博士にあっては大学院委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を 返付させ、かつ、その旨を公表する。
- 2 教授会又は大学院委員会において前項の議決をする場合は、学士にあっては教授会規則第5条第2項の規定、修士及び博士にあっては学位規則第14条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第20条 学位記の様式は、学士にあっては別紙様式1-1、様式1-2、修士にあっては別紙様式2-1、様式2-2、博士にあっては別紙様式3-1のとおりとする。

(補則)

第21条 この規則で定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学士にあっては 学長、修士及び博士にあっては研究科長が別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に授与された学士の学位は、この規則に基づき授与されたものと見なす。

附則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在学する者には、改正後の第16条第2項の規定にかか わらず従前の規定を適用する。

附則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在学する者には、改正後の第16条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学する者には、改正後の第16条第2項の規定にかか わらず従前の規定を適用する。

附則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に在学する者には、改正後の第17条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

様式1-1

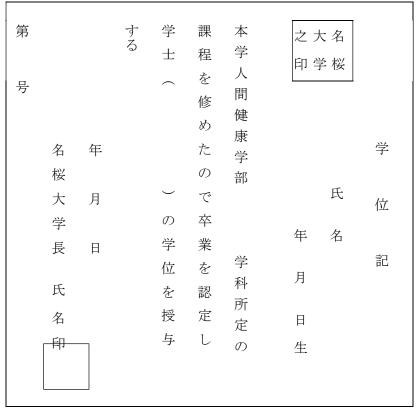
(国際学群を卒業した場合)



用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする

様式1-2

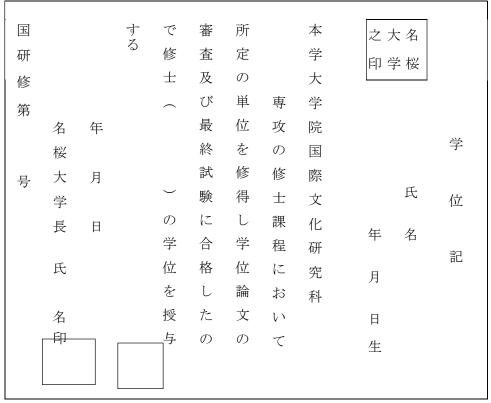
(人間健康学部を卒業した場合)



用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする

様式2-1

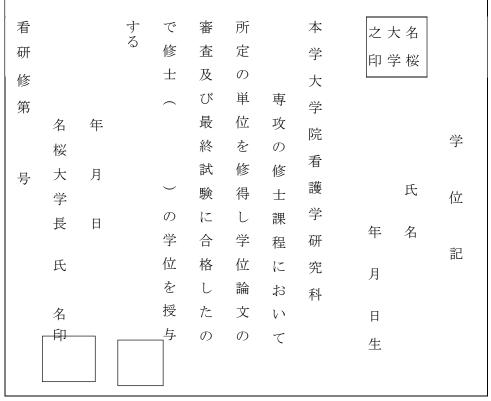
(修士課程を修了した場合)



用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式2-2

(修士課程を修了した場合)



用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式3-1 (博士後期課程を修了した場合)

										,	
国			する	で	審	所		本	之 大	名	
研			<u>ඉ</u>	博	查	定		学	印学		
博				士	及	\mathcal{O}		大	H) T	一份	
第				$\widehat{}$	び	単	専	学			
NA	名	年			最	位	攻	院			学
	桜				終	を	の	玉			子
号	大	月			試	修	博 士	際			
7	学			\smile	験	得	後	文		氏	位
	· 長	日		\mathcal{O}	12	L	期	化			
				学	合	学	課	研	年	名	記
	氏			位	格	位	程	究			,,,
				を	L	論	にお	科	月		
	名			授	た	文	い	11	П		
	印			与	\mathcal{O}	\mathcal{O}	て		日		
									生		

用紙の大きさは、日本工業規格 A3 とする。

名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)規程 (令和元年10月23日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則(平成13年4月1日制定。以下「学則」という。)第4条第2項の規定に基づき、国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)に関し必要な事項を定めるものとする。

(専攻)

第2条 国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)(以下「研究科(博士後期課程)」という。)を置く。

(授業科目及び単位数)

第3条 研究科(博士後期課程)における授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(指導教員及び副指導教員)

- 第4条 学生の研究及び論文指導(以下「研究指導」という。)のため、指導教員及び 副指導教員を置く。
- 2 指導教員は、研究指導を行う専任の教授をもって充てる。
- 3 指導教員は、学生が取り組む研究と論文作成の実施を指導し、学生の授業科目の履 修等に適切な助言を行う。
- 4 副指導教員は、指導教員を補佐する専任の教授2名をもって充てる。
- 5 副指導教員は、指導教員を補佐し、より多角的な視野から学生の研究と論文作成の 助言と支援を行う。
- 6 学生は、入学後所定の期日までに指導教員を定め、研究科長(博士後期課程)に届け出なければならない(別紙様式第1号)。
- 7 指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、 名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会(以下「博士後 期課程委員会」という。)の議を経て変更を認めることができる(別紙様式第2号)。 (教育方法の特例)
- 第5条 研究科(博士後期課程)における授業及び研究指導は、博士後期課程委員会が 教育上特に必要があると認める場合に限り、別に指定する特定の時間又は時期に行う ことができる。

(履修方法)

- 第6条 学生は、入学した年度の最初の履修登録時に、研究するテーマを決定しなければならない。
- 2 履修に当たっては、第3条別表1により共通科目(必修2科目4単位),専門科目 (選択2科目4単位以上)、研究指導科目(必修6科目12単位)から合計10科目 以上履修し、20単位以上修得しなければならない。

(科目履修手続)

- 第7条 学生は、各学期の初めに履修しようとする授業科目を所定の様式により研究科 長(博士後期課程)に届けなければならない。
- 2 研究指導科目は、1年次及び2年次並びに3年次の学期始めに登録するものとする。
- 3 1年次における履修科目及び修得単位は、共通科目1科目2単位と専門科目2科目 4単位以上、研究指導科目2科目4単位、計5科目10単位以上を修得目標とする。
- 4 休業期間等に臨時に開設される科目の履修については、そのつど科目の登録を行う ものとする。
- 5 学生は、指導教員の履修指導のもとに科目の登録及び履修を行うものとする。 (他の大学院における授業科目の履修等)
- 第8条 学長は、指導教員が必要と認めたときは、学則第35条に定めるところにより、 他の大学院の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項により修得した単位は、4単位を超えない範囲で第6条第2項の専門科目の履 修とみなして修了に必要な単位として取り扱う。

(単位の認定)

- 第9条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告書により担当教員が行う。
- 2 病気その他のやむを得ない理由により、試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。
- 3 追試験の時期は別に定める。
- 4 試験を受けて不合格になった者についての再試験は行わない。 (成績の評価)
- 第10条 試験又は研究報告書の成績評価は、優、良、可、不可とし、優、良、可を合格とする。

(博士論文の提出)

第11条 博士論文に関する日程は、次の表に掲げるとおりとする。なお、学生が研究計画書、学位請求論文作成計画書、学位請求論文執筆計画書及び学位請求論文概要並びに学位請求論文提出資格取得申請書を研究科長(博士後期課程)に提出する場合は、指導教員の承認を得るものとする(別紙様式第3号、4号、5号及び6号並びに7号)。

事 項	時 期
研究指導教員届の提出	1年次前学期開始から2週間
研究計画書の提出	1年次前学期開始から2週間
第1回中間発表	1年次2月第4週目
倫理審査申請 (該当者のみ)	第1回中間発表後
学位請求論文作成計画書の提出	2年次前学期開始から2週間
第2回中間発表	2年次2月第4週目
学会等での発表又は学術誌等で	第9回中間登事後から9年か9日4週まで
の掲載の確認	第2回中間発表後から2年次3月4週まで
学位請求論文執筆計画書の提出	3年次前学期開始から2週間

学位請求論文概要の提出	3年次6月第2週から6月第3週まで
博士論文事前審査に係る書類提	2年次6日第2周から6日第2周ナベ
出	3年次6月第2週から6月第3週まで
学位請求論文提出資格の決定	3年次6月第3週から6月第4週まで
博士論文事前審査	3年次7月第1週
学位請求論文の提出	3年次9月第4週から10月第1週まで
博士論文本審査に係る書類提出	3年次9月第4週から10月第1週まで
博士論文審査及び最終試験	3年次1月第2週目

- 2 学位請求論文は、学位請求論文提出資格を承認された学生のみ提出することができる。
- 3 博士論文審査及び最終試験は、事前審査会において、以下の要件を満たした者、又 は満たす見込みの者について行う。
 - (1) 共通科目(必修)の2科目4単位、専門科目(選択科目)から2科目4単位以上、研究指導科目(必修)の6科目12単位、合計10科目20単位以上を取得済み(又は見込み)であること。
 - (2) 博士後期課程在籍中に、博士後期課程第1回及び第2回中間発表会で発表していること。
 - (3) 博士後期課程在籍中に、提出する博士学位論文に関する論文が1編以上あること。ただし、対象となる論文は、日本語又は外国語で作成され、査読付き学術誌に掲載又は受理されたものとする。なお、博士後期課程入学以前に発表された他の学位論文に関する論文とされていない、博士論文を申請するに足る専門研究論文または著書等も可とする。
- 4 学位申請手続要領については、別に定める。 (修了要件)
- 第12条 研究科(博士後期課程)の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、研究科(博士後期課程)所定の科目を履修し、20単位以上修得、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、研究科(博士後期課程)に関し必要な事項は、 博士後期課程委員会の議を経て研究科長(博士後期課程)が別に定める。

(改廃)

第14条 この規定の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、令和元年10月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表1 (第3条関係)

授業科目及び単位数

	运 光 扒 口 匆	配当	単位	立 数	-# 天 ^^ 2 <u>2</u>	/#:	-17 .
科目区分	授業科目名	年次	必修	選択	講義・演習	備	考
共通	国際地域文化総合演習I	1	2		演習		
科目	国際地域文化総合演習Ⅱ	2	2		演習		
	琉球・沖縄文化特論	1 • 2		2	講義		
	琉球文学特論	1 • 2		2	講義		
	南島民俗文化特論	1 • 2		2	講義		
	中国琉球関係史特論	1 • 2		2	講義		
専	アメリカ環境文学特論	1 • 2		2	講義		
門	中南米地域文化特論	1 • 2		2	講義		
科	東アジア地域文化特論	1 • 2		2	講義		
	東南アジア地域文化特論	1 • 2		2	講義		
	言語学特論	1 • 2		2	講義		
	英語教育特論	1 • 2		2	講義		
	現代沖縄教育特論	1 • 2		2	講義		
	アジア太平洋国際関係特	1 • 2		2	講義		
	論	1 2		2	1 117 4文		
研	特別演習I	1	2		演習		
究	特別演習Ⅱ	1	2		演習		
指	特別演習Ⅲ	2	2		演習		
導	特別演習IV	2	2		演習		
科	特別演習V	3	2		演習		
目	特別演習VI	3	2		演習		

指導教員届

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長(博士後期課程) 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻(博士後期課程)

学生番号

氏 名 印

指導教員を下記のとおり届け出ます。

記

研究題目		
指導教		
教	印	
員		

注 指導教員の承認を得て、入学年度の所定の期日までに研究科長(博士後期課程)に届けなければならない。

指導教員変更届

年	H	
平 -	Н	日

名桜大学大学院

国際文化研究科長(博士後期課程) 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻(博士後期課程)

学生番号

氏 名 印

指導教員を下記のとおり変更しますので届け出ます。

記

新	指導教員	
7/71	印	
旧	指導教員	
	印	
理由		

研究計画書

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長(博士後期課程) 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻(博士後期課程)

学生番号:

氏 名: 印

指導教員: 印

研究計画書を下記及び別紙1・2 (様式第3号関係) のとおり届け出ます。

記

- 1. 研究タイトル
- 2. 研究計画書の概要(200字程度)

- 3. 研究計画書 (別紙1・2に具体的に記載してください。ワープロ可・2,000 字程度)
 - 1) 研究テーマ (研究の背景・課題意識等)
 - 2) 研究内容・研究計画(研究方法・研究の進め方、スケジュール概略等)
 - 3) 研究成果の公開について

別紙1 (様式第3号関係)

年 月 日

学生番号: 氏 名:

研究計画書

1) 研究テーマ (研究の背景・課題意識等)

別紙1 (様式第3号関係)

年 月 日

学生番号: 氏 名:

研究計画書

2) 研究内容・研究計画(研究方法・研究の進め方、スケジュール概略)

3) 研究成果の公開について

学位請求論文作成計画書

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長(博士後期課程) 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻(博士後期課程)

学生番号:

氏 名: 印

指導教員:

学位請求論文作成計画書を別紙1 (様式第4号関係) のとおり届け出ます。

学位請求論文作成計画書

(フリガナ)			所属研究科	
氏名			年次	
指導教員氏名	(自署)	印	学生番号	

【研究テーマ】		

1. 現在までの研究状況

図表を含めてもよいのでわかりやすく記述してください。様式改変・追加は不可(以下同様)

- ①これまでの研究の背景、課題、課題の克服方法、研究目的、特色と独創的な点について当該分野の重要文献を挙げて記述してください。
- ②これまでの研究経過及び得られた結果について、課題を含め①で記載したことと 関連づけて説明してください。なお、これまでの研究成果を論文あるいは学会等で 発表している場合には担当した部分を明らかにして、それらの内容を記述してくだ さい

【これまでの研究の背景・課題・課題の克服方法・特色と独創的な点】

【これまでの研究経過および得られた研究成果】

2. これからの研究計画

(1)研究の背景

「1」で述べた研究状況を踏まえ、これからの研究計画の背景、課題、課題の克服 方法、着想に至った経緯等について参考文献を挙げて記入してください。

【これからの研究計画の背景と課題】

【着想に至った経緯と課題の克服方法】

- (2)研究目的・内容(図表を含めてもよいので、わかりやすく記述してください。)
 - ①研究目的、研究方法、研究内容について記述してください。
 - ②どのような計画で、何を、どこまで明らかにしようとするのか、具体的に記入してください。
 - ③共同研究の場合には、担当する部分を明らかにしてください。
 - ④研究計画の期間中に異なった研究機関(外国の研究機関等を含む)において研究 に従事することを予定している場合にはその旨を記載してください。

【研究目的】

【研究方法と内容】

(3)研究の特色・独創的な点

次の項目について記載してください。

- ①これまでの先行研究等があれば、それらと比較して、本研究の特色、着眼点、 独創的な点
- ②国内外の関連する研究の中での当該研究の位置づけ、意義
- ③本研究が完成したとき予想される学術的貢献及び将来の見通し

【本研究の特色、着眼点、独創的な点】

【国内外の関連する研究の中での当該研究の位置づけ、意義】

【本研究が完成したとき予想される学術的貢献及び将来の見通し】

(4)研究倫理(人権の保護及び法令等の遵守)への対応

学位請求論文執筆計画書

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長(博士後期課程) 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻(博士後期課程)

学生番号:

氏 名: 印

指導教員:

学位請求論文執筆計画書を別紙1 (様式第5号関係) のとおり届け出ます。

年 月 日

学位請求論文執筆計画書

(フリガナ)			所属研究科	
氏名			回生	
指導教員氏名	(自署)	印	学生番号	

【研究テーマ】		

1. 現在までの研究状況

図表を含めてもよいのでわかりやすく記述してください。様式改変・追加は不可(以下同様)

- ①これまでの研究の背景、課題、課題の克服方法、研究目的、特色と独創的な点について当該分野の重要文献を挙げて記述してください。
- ②これまでの研究経過及び得られた結果について、課題を含め①で記載したことと 関連づけて説明してください。なお、これまでの研究成果を論文あるいは学会等で 発表している場合には担当した部分を明らかにして、それらの内容を記述してくだ さい。

【これまでの研究の背景・課題・課題の克服方法・特色と独創的な点】

【これまでの研究経過および得られた研究成果】

2. これからの研究計画

(1)研究の背景

「1」で述べた研究状況を踏まえ、これからの研究計画の背景、課題、課題の克服 方法、着想に至った経緯等について参考文献を挙げて記入してください。

【これからの研究計画の背景と課題】

【着想に至った経緯と課題の克服方法】

- (2)研究目的・内容(図表を含めてもよいので、わかりやすく記述してください。)
 - ①研究目的、研究方法、研究内容について記述してください。
 - ②どのような計画で、何を、どこまで明らかにしようとするのか、具体的に記入してください。
 - ③共同研究の場合には、担当する部分を明らかにしてください。
 - ④研究計画の期間中に異なった研究機関(外国の研究機関等を含む)において研究 に従事することを予定している場合にはその旨を記載してください。

【研究目的】

【論文の基本構成】

【研究内容】

【研究の進捗状況と今後の見通し】

(3)研究の特色・独創的な点

次の項目について記載してください。

- ①これまでの先行研究等があれば、それらと比較して、本研究の特色、着眼点、 独創的な点
- ②国内外の関連する研究の中での当該研究の位置づけ、意義
- ③本研究が完成したとき予想される学術的貢献及び将来の見通し

【本研究の特色、着眼点、独創的な点】

【国内外の関連する研究の中での当該研究の位置づけ、意義】

【本研究が完成したとき予想される学術的貢献及び将来の見通し】

(4)研究倫理(人権の保護及び法令等の遵守)への対応

様式第6号(第11条関係)

学位請求論文概要

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長(博士後期課程) 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻(博士後期課程)

学生番号:

氏 名: 印

指導教員:

学位請求論文概要を別紙(自由様式・様式第6号関係)のとおり届け出ます。

学位請求論文提出資格取得申請書

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長(博士後期課程) 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻(博士後期課程)

学生番号:

氏 名: 印

指導教員: 印

学位請求論文提出資格取得申請書を別紙1 (様式第7号関係)のとおり届け出ます。

別紙1 (様式第7号関係)

		777/15/ 1 (14	(以另一万) (以)
学 生 番 号			提出日
氏 名		年	月 日
指導教員氏名	印	在学年次 または 単位修得 退学年月日	年次
	印		
副指導教員氏名	印		年 月 日 単位修得退学
研究業績(博士論	 文と直接関わらないものも含め、網羅的に記載す。	ること)	

主論文名	
論文の要旨	

用紙が不足する場合は、適宜 A4 サイズを使用のこと (ワープロで作成すること。)

名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)倫理委員会規程 (令和元年10月11日制定)

(目的)

第1条 この規程は、名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程) (以下「研究科(博士後期課程)」という。)で行われる人間を対象とする研究(以下 「研究」という。)に関し必要な事項を定めることにより、当該研究において、人間 の尊厳と人権が尊重され、社会の理解を得た適切な研究の実施を確保することを目的 とする。

(委員会の設置及び開催)

- 第2条 前条の目的を達成するため、名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻 (博士後期課程)倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、研究科長(博士後期課程)からの審査依頼をもって開催する。 (審議事項)
- 第3条 委員会は、第1条の目的に基づき、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 研究における倫理のあり方に関わる基本的事項について調査し、審議する。
 - (2) 研究科(博士後期課程)の学生から申請された研究等に関わる研究計画書の倫理上の審議を行う。

(審查)

- 第4条 委員会は、前条第2号について次のとおり学生の申請に基づき審査を行う。ただし、委員会が必要と認める時は、学生から申請のない場合でも審査の対象とする。
 - (1) 審査対象

研究科(博士後期課程)の学生が実施する研究等とする。

(2) 申請者

申請者は、研究科(博士後期課程)の学生とする。

(組織)

- 第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員を以って構成する。
 - (1) 研究科長 (博士後期課程)
 - (2) 博士後期課程運営委員会委員
 - (3) 研究科長 (博士後期課程) が特に必要と認める者若干人

(任期)

- 第6条 委員の任期は、当該職にある期間とする。ただし、第3号に掲げる委員の任期 については、1年とする。
- 2 委員に欠員が生じた場合は、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。 (委員長)
- 第7条 委員会に委員長を置き、委員長は研究科長(博士後期課程)とする。
- 2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第8条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会が必要と認めた場合は、申請者又は第三者を出席させ、申請の内容について の説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。 (公表)
- 第9条 前条第5項の記録は、委員会が特に必要であると認めるときは、公表することができる。この場合においては、プライバシーの保護に十分留意するほか、審議記録のうち申請のあった研究に関わる部分については、その学生の同意を得るものとする。 (報告義務)
- 第10条 審査を経た研究を中止したときは、申請者は速やかに委員会に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、研究科(博士後期課程)の議決による。

附則

この規程は、令和元年10月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(別紙様式第1号)

研究倫理審査申請書

令和	年	月	日提出
TJ 1/1 LT		П	니게데

名桜大学大学院

国際文化研究科長(博士後期課程) 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻(博士後期課程)

学生番号

氏 名

印

申請承認者(指導教員)

職名

氏 名

印

*申請受付番号 _____

1	審查対象	研究実施計画
2	研究課題名	
3	研究の目的	
(研	究目的に至るまでの経緯、研	究の背景を含めて記載すること)
4	研究予定期間	(データ収集期間を含む研究終了までの時間)
	令和 年 月 から	令和 年 月
5	研究等の概要	
(研	究データ収集収集、論文の勢	筆および公表に要する倫理に関する問題)

ューガイドなど)写しを添付すること 2. *欄は記載しないこと	
7 研究等における倫理的・社会的観点の配慮について (1)研究の対象となる個人の人権の擁護 (2)研究の対象となる者に理解を求め、同意を得る方法 (対象者への説明と同意をどのように行うのかを記載する) (3)研究によって生ずる当該個人への不利益および危険性の予測 (4)その他(判断能力の乏しい対象者への対処など) (5)研究の教育、学術、社会への貢献度(公表の方法も含む) (5)研究の教育、学術、社会への貢献度(公表の方法も含む)	6 研究等の対象及び実施場所
(1) 研究の対象となる個人の人権の擁護 (2) 研究の対象となる者に理解を求め、同意を得る方法 (対象者への説明と同意をどのように行うのかを記載する) (3) 研究によって生ずる当該個人への不利益および危険性の予測 (4) その他(判断能力の乏しい対象者への対処など) (5) 研究の教育、学術、社会への貢獻度(公表の方法も含む) 意事項1. 審査対象となる関連書類(研究計画書、依頼文、同意書、調査用紙、質問紙、インタビューガイドなど) 写しを添付すること 2. ※欄は記載しないこと	(対象者数や対象者の条件、予定している施設の条件等を記載する。施設名は入れない。)
(1) 研究の対象となる個人の人権の擁護 (2) 研究の対象となる者に理解を求め、同意を得る方法 (対象者への説明と同意をどのように行うのかを記載する) (3) 研究によって生ずる当該個人への不利益および危険性の予測 (4) その他(判断能力の乏しい対象者への対処など) (5) 研究の教育、学術、社会への貢献度(公表の方法も含む) (5) 研究の教育、学術、社会への貢献度(公表の方法も含む) (2) 本郷は記載しないこと	
(2) 研究の対象となる者に理解を求め、同意を得る方法 (対象者への説明と同意をどのように行うのかを記載する) (3) 研究によって生ずる当該個人への不利益および危険性の予測 (4) その他(判断能力の乏しい対象者への対処など) (5) 研究の教育、学術、社会への貢献度(公表の方法も含む) 意事項1. 審査対象となる関連書類(研究計画書、依頼文、同意書、調査用紙、質問紙、インタビューガイドなど)写しを添付すること 2. *欄は記載しないこと	7 研究等における倫理的・社会的観点の配慮について
(対象者への説明と同意をどのように行うのかを記載する) (3) 研究によって生ずる当該個人への不利益および危険性の予測 (4) その他(判断能力の乏しい対象者への対処など) (5) 研究の教育、学術、社会への貢献度(公表の方法も含む) (意事項1. 審査対象となる関連書類(研究計画書、依頼文、同意書、調査用紙、質問紙、インタビューガイドなど)写しを添付すること 2. *欄は記載しないこと	(1)研究の対象となる個人の人権の擁護
(対象者への説明と同意をどのように行うのかを記載する) (3) 研究によって生ずる当該個人への不利益および危険性の予測 (4) その他(判断能力の乏しい対象者への対処など) (5) 研究の教育、学術、社会への貢献度(公表の方法も含む) (意事項1. 審査対象となる関連書類(研究計画書、依頼文、同意書、調査用紙、質問紙、インタビューガイドなど)写しを添付すること 2. *欄は記載しないこと	
(対象者への説明と同意をどのように行うのかを記載する) (3) 研究によって生ずる当該個人への不利益および危険性の予測 (4) その他(判断能力の乏しい対象者への対処など) (5) 研究の教育、学術、社会への貢献度(公表の方法も含む) (意事項1. 審査対象となる関連書類(研究計画書、依頼文、同意書、調査用紙、質問紙、インタビューガイドなど)写しを添付すること 2. *欄は記載しないこと	
(3) 研究によって生ずる当該個人への不利益および危険性の予測 (4) その他(判断能力の乏しい対象者への対処など) (5) 研究の教育、学術、社会への貢献度(公表の方法も含む) (5) 研究の教育、学術、社会への貢献度(公表の方法も含む) (5) 研究が表となる関連書類(研究計画書、依頼文、同意書、調査用紙、質問紙、インタビューガイドなど) 写しを添付すること 2. *欄は記載しないこと	(2)研究の対象となる者に理解を求め、同意を得る方法
(4) その他(判断能力の乏しい対象者への対処など) (5) 研究の教育、学術、社会への貢献度(公表の方法も含む) 三意事項1. 審査対象となる関連書類(研究計画書、依頼文、同意書、調査用紙、質問紙、インタビューガイドなど) 写しを添付すること 2. *欄は記載しないこと	(対象者への説明と同意をどのように行うのかを記載する)
(4) その他(判断能力の乏しい対象者への対処など) (5) 研究の教育、学術、社会への貢献度(公表の方法も含む) 三意事項1. 審査対象となる関連書類(研究計画書、依頼文、同意書、調査用紙、質問紙、インタビューガイドなど)写しを添付すること 2. *欄は記載しないこと	
(4) その他(判断能力の乏しい対象者への対処など) (5) 研究の教育、学術、社会への貢献度(公表の方法も含む) (5) 研究の教育、学術、社会への貢献度(公表の方法も含む) (5) 研究が表現の教育、学術、社会への貢献度(公表の方法も含む) (5) 研究が表現の教育、学術、社会への貢献度(公表の方法も含む)	
(5) 研究の教育、学術、社会への貢献度(公表の方法も含む) 三意事項1. 審査対象となる関連書類(研究計画書、依頼文、同意書、調査用紙、質問紙、インタビューガイドなど)写しを添付すること 2. *欄は記載しないこと	(3)研究によって生ずる当該個人への不利益および危険性の予測
(5) 研究の教育、学術、社会への貢献度(公表の方法も含む) 三意事項1. 審査対象となる関連書類(研究計画書、依頼文、同意書、調査用紙、質問紙、インタビューガイドなど)写しを添付すること 2. *欄は記載しないこと	
(5) 研究の教育、学術、社会への貢献度(公表の方法も含む) 三意事項1. 審査対象となる関連書類(研究計画書、依頼文、同意書、調査用紙、質問紙、インタビューガイドなど)写しを添付すること 2. *欄は記載しないこと	
E意事項1.審査対象となる関連書類(研究計画書、依頼文、同意書、調査用紙、質問紙、インタビューガイドなど)写しを添付すること 2.*欄は記載しないこと	(4) その他(判断能力の乏しい対象者への対処など)
E意事項1.審査対象となる関連書類(研究計画書、依頼文、同意書、調査用紙、質問紙、インタビューガイドなど)写しを添付すること 2.*欄は記載しないこと	
E意事項1.審査対象となる関連書類(研究計画書、依頼文、同意書、調査用紙、質問紙、インタビューガイドなど)写しを添付すること 2.*欄は記載しないこと	
E意事項1.審査対象となる関連書類(研究計画書、依頼文、同意書、調査用紙、質問紙、インタビューガイドなど)写しを添付すること 2.*欄は記載しないこと	(5)研究の教育、学術、社会への貢献度(公表の方法も含む)
ューガイドなど) 写しを添付すること 2. *欄は記載しないこと	
ューガイドなど) 写しを添付すること 2. *欄は記載しないこと	
2. *欄は記載しないこと	 主意事項1.審査対象となる関連書類(研究計画書、依頼文、同意書、調査用紙、質問紙、インタビ
- 3.記載については適宜・欄を広げてかまわたい	 2. *欄は記載しないこと 3. 記載については適宜、欄を広げてかまわない

名桜大学大学院国際文化研究科 国際地域文化専攻 (博士後期課程) 学位申請手続要領

名桜大学学位規則第4条の「博士の学位授与の要件」に基づき、同規程第5条第2項及び第6条により学位授与の申請をしようとする者は、本学の関係諸規程の規定に従わなければならない。具体的には、この取り扱い要項により所定の手続きを行うこと。

I 学位の名称

本学の国際文化研究科において取得できる博士の学位は、「博士(国際地域文化)」である。

博士の学位を取得できる者は、本学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)を修 了した者で博士論文の審査及び最終試験に合格した者である。

Ⅱ 学位申請の手続き

1 審査について

(1) 博士論文事前審査

博士の学位を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、次の書類を所定の期日までに提出 し、事前審査を受けなければならない。

- ア 博士論文事前審査申請書(所定の様式)・・・・・・・・・ 1部
- イ 学位請求論文概要 (A4判横書きとし、和文2,000字程度又は英文800語程度)
 - ····· 4部
- ウ 履歴書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4部
- エ 研究業績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4部
- ※ ただし、上級准教授が事前審査委員会に入る場合は、イ、ウ、エは5部とする。
- ※ ただし、名桜大学内の他研究科の教員が事前審査委員会に入る場合は、イ、ウ、エは5部とする。
- ※ ただし、上級准教授及び名桜大学内の他研究科の教員等が事前審査委員会に入る場合は、イ、 ウ、エは6部とする。

(2) 本審査

博士論文事前審査の結果、博士論文審査の申請を認められた者は、指導教員の承認を得て、次の書類を所定の期日までに提出し、審査を受けること。

- ア 博士論文審査申請書 (所定の様式) ・・・・・・・・・ 1部
- イ 学位請求論文申請書・・・・・・・・・・・・・・・ 4部
- ウ 学位請求論文本文1編(A4判横書きとし、和文又は英文)・・・・・ 4部
- エ 学位請求論文の要旨(電子媒体及び紙媒体)・・・・・・・ 1部
- ※ ただし、上級准教授が学位審査委員会に入る場合は、イ、ウは5部とする。
- ※ ただし、名桜大学内の他研究科の教員が学位審査委員会に入る場合は、イ、ウは5部とする。
- ※ ただし、上級准教授及び名桜大学内の他研究科の教員等が学位審査委員会に入る場合は、イ、 ウは6部とする。

※ 博士論文の題目変更について

博士論文事前審査等後に博士論文の題目を変更する者は、指導教員の承認を得て、次の書類を提出しなければならない。(1文字の付加及び削除も題目変更とみなす。)

ア 題目変更届 (所定の様式)・・・・・・・・・・・・・ 1部

- 2 書類の提出先及び提出方法
- (1) 名桜大学教務課学習支援係に提出すること
- (2) 書類の受付について
 - ア 博士論文事前審査に係る書類の受付は、博士論文を提出する年度の6月第3週まで (ただし、土・日曜日及び休日は除く)とする。
 - イ 博士論文事前審査の結果、本審査の申請が認められた者の本審査に係る書類 の受付は、課程を修了する年度の9月第4週から10月第1週まで(ただし、土・日曜日及 び休日は除く)とする。
- (3) その他不明な点がある場合は、下記に照会すること。

〒905-8585 沖縄県名護市字為又 1220-1

名桜大学教務部教務課学習支援係担当(電話 0980-51-1055)

Email: kyoum@meio-u.ac.jp

(1) 通常(3年で終了する場合)

			研立	 Z指導スケジュール	
				Fで修了する場合)	
			(3-	F C MS J タ の MB ロ /	
年次	Д Д Т Т Т	7.57—		事項	1
+%	第	4月	学生 ・指導教員、副指導教員の決定 ・「履修計画書」及び「研究計画書」 提出(4月第4週) ・研究トピックの探索・絞り込みを行	指導教員 ・「研究計画書」の作成指導 ・研究課題の設定、先行研究の調査、方法論等について指導	研究科委員会・論文審査委員会・オリエンテーション・学生の「研究計画書」を確認し、指導教員の決定を行い、学生に通知する。
	ーセ	5月			
	¥	6月			
	スタ・	7月	 先行研究調査・研究テーマ設定		
	ı	8月			
		9月		・「研究計画書」の到達状況の確認 及び成績評価	
一年次		10月	文献収集 ・研究計画発表会(第1回中間発表) に向けた準備 ・研究トピックの探索・絞り込みを行う	・研究方法に関する指導及び研究計画発表会(第1回中間発表)に向けた 指導 ・研究課題の設定、先行研究の調査、方法論等について指導	
	第	11月			
	ニセ	12月			
	メス	1月			
	ヘター	2月	・研究計画発表会(第1回中間発表会:2月第4週目) ・必要に応じて倫理審査申請	・発表内容の評価	・研究計画発表会(第1回中間発表会)の実施・必要に応じて倫理審査の実施
		3月	・学術誌(査読有り)へ投稿及び学会 発表等準備。	・「研究計画書」の到達状況の確認 及び成績評価・学術誌(査読有り)へ投稿及び学会 発表等準備に向けた指導	
	*	4月	・「履修計画書」及び「学位請求論文作成計画書」提出(4月第4週) ・研究テーマに即した先行研究の精 読・検討	・「学位請求論文作成計画書」の作成指導・先行研究や資料の分析、検討について指導	・オリエンテーション
	第三	5月			
	セメ	6月			
	スター	7月	・論文作成計画発表会(第2回中間 発表会)に向けた準備	・論文作成計画発表会(第2回中間 発表会)に向けた指導	
		8月			
		9月		・「学位請求論文作成計画書」の到 達状況の確認及び成績評価	
年次		10月	・論文作成計画発表会(第2回中間発表会)に向けた準備 ・研究テーマに即した先行研究の精 読・検討	・先行研究や資料の分析、検討についての指導及び論文指導	・オリエンテーション
	第	11月			
	四	12月			
	セメ	1月			
	スター	2月	·論文作成計画発表会(第2回中間 発表会:2月第4週目)	・発表内容の評価	・論文作成計画発表会(第2回中間発表会)の実施
		3月	・学術誌(査読有り)へ投稿・学会発 表等	・「学位請求論文作成計画書」の到達状況の確認及び成績評価・必要な研究指導・学術誌(査読有り)へ投稿及び学会発表等準備に向けた指導	

		4月	・「履修計画書」及び「学位請求論文		・オリエンテーション
			執筆計画書」提出(4月第4週)	「学位請求論文概要」の作成指導	
	第五セメ	5月			
		6月	・「学位請求論文執筆計画書」に基づ き作成した「学位請求論文概要」提 出(6月第3週)		
	スター	7月			・「学位請求論文概要」の査読をし、論 文提出資格の可否について審査実施
		8月			
		9月			
≡		10月	・「学位請求論文」提出(10月第1週)	・論文の各章の執筆と全体の構成、推敲、最終試験と口頭発表の指導	・オリエンテーション ・学位論文が提出された後、研究 科長は、博士論文審査会(主査1 名及び副査2名)を設置する。
年次		11月			
		12月		,	
	第六セメスター	1月	・博士学位論文審査及び最終試験 (公開)		・博士学位論文審査及び最終試験(公開)実施 ・博士論文審査会(公開)を実施し、その後、審査員3名で非公開協議を行う。 ・博士論文審査会は、学位論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会へ報告し、報告に基づいて学位授与の可否を議決する。その審議結果を学長に報告する。
		2月			
		3月			・研究科委員会は、学位授与の審議 結果を学長に報告し、学長は、報告に 基づき、学位授与の可否を決定し学生 の博士後期課程の修了を認定し、学 位を授与する。

			研	究指導スケジュール		
				期履修学生の場合)		
年次	セメ	スター		事項		
	第	4月	学生 ・指導教員、副指導教員の決定 ・「履修計画書」及び「研究計画書」 提出(4月第4週) ・研究トピックの探索・絞り込みを行う	指導教員 -「研究計画書」の作成指導 -研究課題の設定、先行研究の調査、方法論等について指導	研究科委員会・論文審査委員会 ・オリエンテーション ・学生の「研究計画書」を確認し、指導教員 の決定を行い、学生に通知する。	
	ー セ	5月				
	メ	6月				
	スタ		 先行研究調査・研究テーマ設定			
	I	8月				
		9月		▼ ・「研究計画書」の到達状況の確認		
			\	及び成績評価		
年次		10月	文献収集 ・研究計画発表会(第1回中間発表) に向けた準備 ・研究トピックの探索・絞り込みを行う	・研究方法に関する指導及び研究計 画発表会(第1回中間発表)に向けた 指導 ・研究課題の設定、先行研究の調 査、方法論等について指導		
	第	11月				
	ニセ	12月				
	メ	1月				
	スター	2月	・研究計画発表会(第1回中間発表会:2月第4週目) ・必要に応じて倫理審査申請	・発表内容の評価	研究計画発表会(第1回中間発表会)の実施必要に応じて倫理審査の実施	
		3月	・学術誌(査読有り)へ投稿及び学会 発表等準備。	・「研究計画書」の到達状況の確認 及び成績評価 ・学術誌(査読有り)へ投稿及び学会 発表等準備に向けた指導		
		4月	・「履修計画書]及び「学位請求論文 作成計画書」提出(4月第4週) ・研究テーマに即した先行研究の精 読・検討	・「学位請求論文作成計画書」の作成指導 ・先行研究や資料の分析、検討について指導	・オリエンテーション	
	第三	5月				
	セメ	6月				
	ス	7月	・論文作成計画発表会(第2回中間	・論文作成計画発表会(第2回中間		
	ター		発表会)に向けた準備	発表会)に向けた指導		
		8月				
		9月		・「学位請求論文作成計画書」の到 達状況の確認及び成績評価		
二年次		10月	・論文作成計画発表会(第2回中間発表会)に向けた準備・研究テーマに即した先行研究の精読・検討	・先行研究や資料の分析、検討についての指導及び論文指導	・オリエンテーション	
	第	11月				
	四	12月				
	セメ	1月				
	スター	2月	·論文作成計画発表会(第2回中間 発表会:2月第4週目)	・発表内容の評価	・論文作成計画発表会(第2回中間発表会)の実施	
	I	3月	・学術誌(査読有り)へ投稿・学会発 表等	・「学位請求論文作成計画書」の到達状況の確認及び成績評価・必要な研究指導・学術誌(査読有り)へ投稿及び学会発表等準備に向けた指導		

		4月		び「学位請求論文			・オリエンテーション
			執筆計画書」提出	(4月第4週)	「学位請求論文概	既要」の作成指導	
	第	5月					
	五	6月		東計画書」に基づ	7	<u> </u>	
	セ		き作成した「学位請出(6月第3週)	[水픎乂概要]提		•	
	メス	7月	ш (о), у, о се,				│ ・「学位請求論文概要」の査読をし、論文提
I≡	タ	` `					出資格の可否について審査実施
三年	ı						
次		8月					
		9月					
	第 六	10月	研究	期間	研3	究指導	
	セ	11月 12月					
	メス	1月					
	タ	2月					
\vdash	第	3月 4月				<u> </u>	
	t	5月					
	セメ	6月					
	スタ	<u>7月</u> 8月					
四年	l	9月					
目目	第	10月					
	八 セ	11月 12月					
	メス	1月					
	タ 	2月					
	 第	3月 4月					
	売九セメスタ	5月					
		6月					
		<u>7月</u> 8月		<u></u>			
	I	9月					
		10月	10月 - 「学位請求論文」提出(10月第1週)			丸筆と全体の構成、 と口頭発表の指導	・オリエンテーション ・学位論文が提出された後、研究
					作成、取於訊級(□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
							名及び副査2名)を設置する。
1		11月					名及び副査2名)を設置する。
		11月 12月					名及び副査2名)を設置する。
五年	筝		•博士学位論文審	査及び最終試験			・博士学位論文審査及び最終試験(公開)
五年目	第十	12月	·博士学位論文審 (公開)	査及び最終試験			・博士学位論文審査及び最終試験(公開) 実施
年	ナ セ	12月		査及び最終試験			 ・博士学位論文審査及び最終試験(公開) 実施 ・博士論文審査会(公開)を実施し、その 後、審査員3名で非公開協議を行う。
年	十セメ	12月		査及び最終試験			 ・博士学位論文審査及び最終試験(公開) 実施 ・博士論文審査会(公開)を実施し、その後、審査員3名で非公開協議を行う。 ・博士論文審査会は、学位論文の審査及
年	十セメスタ	12月		査及び最終試験			・博士学位論文審査及び最終試験(公開) 実施 ・博士論文審査会(公開)を実施し、その 後、審査員3名で非公開協議を行う。 ・博士論文審査会は、学位論文の審査及 び最終試験の結果を研究科委員会へ報告 し、報告に基づいて学位授与の可否を議決
年	十セメス	12月		査及び最終試験			 ・博士学位論文審査及び最終試験(公開) 実施 ・博士論文審査会(公開)を実施し、その 後、審査員3名で非公開協議を行う。 ・博士論文審査会は、学位論文の審査及 び最終試験の結果を研究科委員会へ報告
年	十セメスタ	12月		査及び最終試験			・博士学位論文審査及び最終試験(公開) 実施 ・博士論文審査会(公開)を実施し、その 後、審査員3名で非公開協議を行う。 ・博士論文審査会は、学位論文の審査及 び最終試験の結果を研究科委員会へ報告 し、報告に基づいて学位授与の可否を議決 する。その審議結果を学長に報告する。
年	十セメスタ	12月		査及び最終試験			・博士学位論文審査及び最終試験(公開) 実施 ・博士論文審査会(公開)を実施し、その 後、審査員3名で非公開協議を行う。 ・博士論文審査会は、学位論文の審査及 び最終試験の結果を研究科委員会へ報告 し、報告に基づいて学位授与の可否を議決 する。その審議結果を学長に報告する。
年	十セメスタ	12月		査及び最終試験			・博士学位論文審査及び最終試験(公開)実施 ・博士論文審査会(公開)を実施し、その後、審査員3名で非公開協議を行う。・博士論文審査会は、学位論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会へ報告し、報告に基づいて学位授与の可否を議決する。その審議結果を学長に報告する。 ・研究科委員会は、学位授与の審議結果を学長に報告し、学長は、報告に基づき、学位授与の可否を決定し学生の博士後期課
年	十セメスタ	12月		査及び最終試験			・博士学位論文審査及び最終試験(公開)実施 ・博士論文審査会(公開)を実施し、その後、審査員3名で非公開協議を行う。 ・博士論文審査会は、学位論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会へ報告し、報告に基づいて学位授与の可否を議決する。その審議結果を学長に報告する。
年	十セメスタ	12月		査及び最終試験			・博士学位論文審査及び最終試験(公開)実施 ・博士論文審査会(公開)を実施し、その後、審査員3名で非公開協議を行う。・博士論文審査会は、学位論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会へ報告し、報告に基づいて学位授与の可否を議決する。その審議結果を学長に報告する。 ・研究科委員会は、学位授与の審議結果を学長に報告し、学長は、報告に基づき、学位授与の可否を決定し学生の博士後期課
年	十セメスター 第	12月 1月 3月 4月		査及び最終試験	博士論	文執筆予備期間	・博士学位論文審査及び最終試験(公開)実施 ・博士論文審査会(公開)を実施し、その後、審査員3名で非公開協議を行う。・博士論文審査会は、学位論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会へ報告し、報告に基づいて学位授与の可否を議決する。その審議結果を学長に報告する。 ・研究科委員会は、学位授与の審議結果を学長に報告し、学長は、報告に基づき、学位授与の可否を決定し学生の博士後期課
年	十セメスター 第十一	2月 3月 4月 5月		査及び最終試験	博士論	文執筆予備期間	・博士学位論文審査及び最終試験(公開)実施 ・博士論文審査会(公開)を実施し、その後、審査員3名で非公開協議を行う。・博士論文審査会は、学位論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会へ報告し、報告に基づいて学位授与の可否を議決する。その審議結果を学長に報告する。 ・研究科委員会は、学位授与の審議結果を学長に報告し、学長は、報告に基づき、学位授与の可否を決定し学生の博士後期課
年	十セメスター 第十一セメ	12月 1月 3月 4月		査及び最終試験	博士論	文執筆予備期間	・博士学位論文審査及び最終試験(公開)実施 ・博士論文審査会(公開)を実施し、その後、審査員3名で非公開協議を行う。・博士論文審査会は、学位論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会へ報告し、報告に基づいて学位授与の可否を議決する。その審議結果を学長に報告する。 ・研究科委員会は、学位授与の審議結果を学長に報告し、学長は、報告に基づき、学位授与の可否を決定し学生の博士後期課
年目	十セメスター 第十一セメスタ	2月 3月 6月 7月 8月		査及び最終試験	博士論	文執筆予備期間	・博士学位論文審査及び最終試験(公開)実施 ・博士論文審査会(公開)を実施し、その後、審査員3名で非公開協議を行う。・博士論文審査会は、学位論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会へ報告し、報告に基づいて学位授与の可否を議決する。その審議結果を学長に報告する。 ・研究科委員会は、学位授与の審議結果を学長に報告し、学長は、報告に基づき、学位授与の可否を決定し学生の博士後期課
年目 六年	十セメスター 第十一セメスター第	2月 3月 6月 7月		査及び最終試験	博士論	文執筆予備期間	・博士学位論文審査及び最終試験(公開)実施 ・博士論文審査会(公開)を実施し、その後、審査員3名で非公開協議を行う。・博士論文審査会は、学位論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会へ報告し、報告に基づいて学位授与の可否を議決する。その審議結果を学長に報告する。 ・研究科委員会は、学位授与の審議結果を学長に報告し、学長は、報告に基づき、学位授与の可否を決定し学生の博士後期課
年目	十セメスター 第十一セメスター	2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月		査及び最終試験	博士論	文執筆予備期間	・博士学位論文審査及び最終試験(公開)実施 ・博士論文審査会(公開)を実施し、その後、審査員3名で非公開協議を行う。・博士論文審査会は、学位論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会へ報告し、報告に基づいて学位授与の可否を議決する。その審議結果を学長に報告する。 ・研究科委員会は、学位授与の審議結果を学長に報告し、学長は、報告に基づき、学位授与の可否を決定し学生の博士後期課
年目 六年	十セメスター 第十一セメスター 第十	2月 3月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月		査及び最終試験	博士論	文執筆予備期間	・博士学位論文審査及び最終試験(公開)実施 ・博士論文審査会(公開)を実施し、その後、審査員3名で非公開協議を行う。・博士論文審査会は、学位論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会へ報告し、報告に基づいて学位授与の可否を議決する。その審議結果を学長に報告する。 ・研究科委員会は、学位授与の審議結果を学長に報告し、学長は、報告に基づき、学位授与の可否を決定し学生の博士後期課
年目 六年	十セメスター 第十一セメスター第十二セ	2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月		査及び最終試験	博士論	文執筆予備期間	・博士学位論文審査及び最終試験(公開)実施 ・博士論文審査会(公開)を実施し、その後、審査員3名で非公開協議を行う。・博士論文審査会は、学位論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会へ報告し、報告に基づいて学位授与の可否を議決する。その審議結果を学長に報告する。 ・研究科委員会は、学位授与の審議結果を学長に報告し、学長は、報告に基づき、学位授与の可否を決定し学生の博士後期課

Ⅲ 提出書類の作成要領

- 1 各書類の作成要領
- (1) 論文題目が英文の場合は、題目の下のその和訳を()を付して併記すること。
- (2) 記入に当たっては、万年筆、ボールペン、ワードプロセッサ及びタイプ印刷等のいずれでもよい。
- (3) 提出する書類が2部以上となるものは複写により作成してもよいが、長期の保存に耐えうるものとすること。
- (4) 捺印箇所は各書類とも必要部数に同一の印鑑で直接朱肉を用いて捺印すること。ただし、外国籍で印鑑を所有していない者は署名でもよい。
- (5) 申請等の年(元号)は、西暦で記入してもよい。

(1) 博士論文事前審査申請書 (所定の様式)

博士論文事前審査申請書

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長(博士後期課程) 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻(博士後期課程)

学生番号:

氏 名: 印

指導教員:

下記のとおり関係書類を添え、予備審査を申請いたします。

記

論文題目(英文の場合は、和訳を付記すること。)

(添付書類) 学位請求論文概要 部

履 歴 書 部

研究業績書部

(2) 博士論文審査申請書(所定の様式)

博士論文審査申請書

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長(博士後期課程) 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻(博士後期課程)

学生番号:

氏 名: 印

指導教員:

名桜大学学位規則第5条第2項の規定に基づき、下記の関係書類を添え、学位を申請いたします。

記

学位請求論文申請書 部 学位請求論文本文 部

学位請求論文の要旨 1部 (電子媒体及び紙媒体)

(論文の表紙の作成例)

(裏)	(背)	(表)
	西暦年	
		← 論文題目
	名	← 氏名
	桜	
	太	西 暦 年 国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)
	浪	学籍番号:○○○○○○ 名 桜 太 郎

(注)

- (1) 規格はA判、横書きとし、図書館における閲覧等を考慮して長期の保存に耐えうるような製本 (左とじ)とすること。
- (2) 論文内容を記入する用紙は上質紙を使用すること。
- (3) 本文は和文又は英文とし、タイプ又はワードプロセッサ等を用いること。 なお、頁数を記入し、目次を作成すること。
- (4) 製本した論文の表紙及び背表紙には、論文題目、氏名及び西暦年(提出時)を記入すること。

学位請求論文申請書

	国際文化研究科	国際地域	文化専攻	(博=	上後期課	程)			
学生番号			氏名						印
博士論文の題目	(英文の場合は、	和訳を付記	けること。	,)					
発表論文									
1 レフェリー制の	ある学術雑誌								
○(1) 著者名(全員 ○○学術誌	員) ○ ○ ○ 第○巻第○号○頁~	〇 C	_	0	\circ	0	0	(題名)	
(2) 著者名(全員		0 0		0	0	0	0	(題名)	
	ない学術誌、総説: 員) ○ ○ ○ () () () () () () () ()	0 0) (年)	0	0	0	0	(題名)	
著 書 (1) 著者名(全員 著書名	≣)	、〇頁	〔~○頁()	20()	○年)				
	、国際会議での発 員) 〇 〇 演要旨集、〇頁〜〇	0 0	_	0	0	0	0	(題名)	

(注)

- (1) 「発表論文」は、1及び2のように記入すること。
- (2) 関連論文(博士論文の基礎となった論文で、レフェリー制の確立した学術雑誌に掲載又は掲載決定されているもの)には、論文番号の前に〇印を付けること。
- (3) 論文が未発表のものについては、その公表の方法及び時期の予定を記載すること。 なお、申請時において予定が決まっていない場合は「未定」とすること。
- (4) 「発表論文」等は現在から順に過去にさかのぼって記載すること。
- (5) 著者名の英文での記載は次の例による。 (例) Meio. T., Meio, H. and Meio, J.:

(5) 博士論文内容の要旨

博士論文内容の要旨

No. 1

	国際文化研究科	国際地域	文化専攻(博-	上後期課程)	
学生番号			氏名		印
論文題目(到	英文の場合は,和訳を付言	呈すること	。)		
博十論 文 要 5	旨(和文2,000字程度又は	 英文800語	程度にまとめる	5 ~	
	日(有4人2,000)在人人(本)	人 人000品	住及によこのな	J = C ₀ J	

No. 2

学生番号	氏 名	印

履歴書

(記入例)

ふりがな	めいおう たろう	男	本籍	○○都・道
氏名	名 桜 太郎	女		
	元号〇〇年 〇	○○月 ○○日生	(都道府県名のみ記入)	府・県
現住所	₹000-0000	電話 〇〇〇- ((0000) -000	0
区分	年 月		事 項	
	〇〇年 〇〇月	○○県	;立 ○○高等学校	卒業
	〇〇年 〇〇月	〇〇大学	○○学部 ○○学	科 入学
	〇〇年 〇〇月	同		卒業
学 歴	〇〇年 〇〇月	〇〇大学大学图	完 ○○研究科 ○	○専攻 入学
	〇〇年 〇〇月	同		修了
	〇〇年 〇〇月	〇〇大学大学图	完 ○○研究科 ○	○専攻 入学
	〇〇年 〇〇月	同		修了見込み
	○○年 ○○月		○○ 会社 入社	
職歴	○○年 ○○月		同社 退職	
学会等に				
おける活動				
光 巴				
賞罰				
上記0	つとおり相違ありませ			
	OO年 C	00月 00日		
		氏名 名 桜	太郎	印

(注)

- (1) 本籍は都道府県名のみ記入すること。(外国籍の場合は、本籍欄に国籍を記入すること。)
- (2) 現住所
 - ア 住民票に記載されている住所を記入すること。
 - イ 通信上支障のないよう、団地名・宿舎名・番地等も記入すること。
- (3) 氏名は戸籍のとおり記入し、ふりがなを付けること。
- (4) 学歴
 - ア 高等学校卒業後の学歴について、年次を追って記入すること。
 - イ 研究科博士後期課程所定の単位を修得して退学した者は、単位修得証明書を添付すること。
- (5) 職歴は、常勤の職について、その勤務先、職名等を、年次を追って記入すること。ただし、非常勤の職であっても、特に教育・研究に関するものについては、記入することが望ましい。
- (6) 賞罰は、学位申請上、特筆すべきと思われるものを記入すること。

(7) 論文題目変更届 (所定の様式)

論文題目変更届

年	月	Н

Þ	4%.	大学	5-	-	マー
乍	1女.	ヘヺ	∸ノ∖	. 十	ル

国際文化研究科長(博士後期課程) 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻(博士後期課程)

学生番号:

氏 名: 印

指導教員: 印

下記の理由により、論文題目に変更がありましたので提出します。

記

変 更 前 論文題目			
変更後			
論文題目 変更理由			
変 史 垤 田			

IV 学位申請基準について

1 学位申請基準

学位の申請に当たって、次のような研究科共通の基準を定めている。

研究科共通の学位申請基準

- (1) 博士論文の基礎となった論文(以下、「関連論文」という。)はレフェリー制が確立した学術誌に掲載されているか又は既に掲載決定されていること。
- (2) 関連論文(共著)のうち、少なくとも1編については、学位申請者が筆頭著者であるか又は共同研究の中心的役割を果たしたものであること。
- (3) 関連論文のうち、少なくとも1編については、大学院在学中に行った研究を基に作成されたものであること。
- (4) 関連論文が共著論文の場合は、申請者の分担分と学位論文との関わりを明確にすること。

V 学位論文の評価基準について

国際文化研究科国際文化地域専攻(博士後期課程)

- 1. 学位論文のテーマが適切に設定され、研究の意図や問題意識が適切に表現されているか。
- 2. 十分な知識を習得し、諸課題を多角的に分析し、解決方法を提示する能力が反映されているか。
- 3. 学位論文は国内外の研究水準に照らし合わせ、新たな知見を含んだオリジナリティのあるかつ学術的貢献のある論文となっているか。
- 4. 学位論文の研究成果は、学術誌等に公表されているか。
- 5. 先行研究や関連研究に関する文献等が広く調べられ、理解されているとともに、引用の方法が適正であるか。また、研究倫理上の問題に細心の注意が払われているか。

名桜大学博士(国際地域文化)学位授与に関する取扱要項 (令和元年10月11日制定)

(趣旨)

第1条 名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)(以下「研究科」という。)における博士の学位に関する取扱いについては、名桜大学大学院学則、名桜大学学位規程(以下「学位規程」という。)及び名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)規程(以下「研究科規程」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(事前審査)

第2条 博士(国際地域文化)の学位を申請する者は、学位規則第5条第 2項の規定する博士論文の提出に先立ち、事前審査を受けなければなら ない。

(事前審査の申請資格)

第3条 事前審査を申請することができる者は、研究科規程第11条第3 項に規定する要件を満たした者とする。

(事前審査の申請書類等)

- 第4条 事前審査を申請する者(以下「事前審査申請者」という。)は、指 導教員の承認を得て次の掲げる書類等を国際文化研究科長(博士後期課 程)(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。
 - (1) 博士論文事前審査申請書(所定の様式) 1部
 - (2) 学位請求論文概要(A4判横書きとし、和文2,000字程度又は英文800語程度) 4部

(ただし、上級准教授又は名桜大学大学内の他研究科(以下「他研究科」という。)の教員等が事前審査委員会に入る場合は5部とする。)

(ただし、上級准教授及び他研究科の教員等が事前審査委員会に入る場合は6部とする。)

(3) 履歴書 4部

(ただし、上級准教授又は他研究科の教員等が事前審査委員会に入る場合は5部とする。)

(ただし、上級准教授及び他研究科の教員等が事前審査委員会に入る場合は6部とする。)

(4) 研究業績書 4部

(ただし、上級准教授又は他研究科の教員等が事前審査委員会に入る場合は5部とする。)

(ただし、上級准教授及び他研究科の教員等が事前審査委員会に入る場合は6部とする。)

(事前審査の申請時期)

第5条 事前審査の申請時期は、原則として博士論文を提出する年度の6 月とする。

(事前審査委員会)

- 第6条 研究科長は、事前審査の申請があったときは、当該論文が博士論 文審査に値するか否かを審査するため、事前審査委員会を組織する。
- 2 事前審査委員会の委員は、事前審査申請者ごとに次に定めるところに より構成する。
 - (1) 指導教員を含む2名以上のマル合教員及び1名の他大学等の大学院 又は研究所等(以下「他機関」という。)教員等とする。なお、事前審 査委員に上級准教授が入る場合は、指導教員を含む2名以上のマル合 教員及び他機関教員等1名のほか、当該上級准教授とする。
 - (2) 必要があるときは、前号の教員のほかに、名桜大学内の他研究科の教員等を加えることができる。
 - (3) 事前審査委員会の委員は、博士の学位を有する者又はそれと同等の研究業績を有する者とする。
- 3 前項の事前審査委員は、研究科長からの事前審査委員候補者の推薦に 基づき、博士後期課程委員会において決定する。この場合において、前 項第2号による本研究科に所属しない教員等については資格審査を行わ なければならない。
- 4 事前審査委員会に、次に掲げる者をおく。
 - (1) 主査1名(マル合教員)
 - (2) 副査2名(マル合教員1名及び他機関教員等1名。ただし、上級准教授又は他研究科の教員等が事前審査委員に入る場合は、副査を3名とし、上級准教授及び他研究科の教員等が入る場合は、4名とする。)
- 5 事前審査委員主査は、事前審査委員会の業務を統括する。

(事前審査の結果の通知)

- 第7条 研究科長は、事前審査の結果を当該事前審査申請者に通知する。 (博士論文審査の申請)
- 第8条 事前審査の結果、博士論文審査の申請に値すると認められた事前 審査申請者は、3か月以内に博士論文審査の申請を行わなければならな

11

(審査の申請書類等)

- 第9条 博士論文の審査を申請する者(以下「申請者」という。)は、指導 教員の承認を得て、次の掲げる書類等を研究科長に提出しなければなら ない。
 - (1) 博士論文審査申請書(所定の様式) 1部
 - (2) 学位請求論文申請書 4部

(ただし、上級准教授又は他研究科の教員等が学位審査委員会に入る場合は5部とする。)

(ただし、上級准教授及び他研究科の教員等が学位審査委員会に入る場合は6部とする。)

(3) 学位請求論文本文1編(A4判横書きとし、和文又は英文) 4部 (ただし、上級准教授又は他研究科の教員等が学位審査委員会に入る 場合は5部とする。)

(ただし、上級准教授及び他研究科の教員等が学位審査委員会に入る場合は6部とする。)

- (4) 学位請求論文の要旨(電子媒体及び紙媒体) 1部 (博士論文の提出時期)
- 第10条 博士論文の提出時期は、修了予定年度の9月から10月の所定 の期間とする。

(審査の付託)

第11条 研究科長は、博士論文の申請があったときは、学位規則第9条 に基づき国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会(以下 「博士後期課程委員会」という。)に審査を付託する。

(学位審査委員会)

- 第12条 博士後期課程委員会は、前条により審査を付託されたときは、 申請者ごとに次の各号に定めるところによる委員(以下「審査委員」と いう。)で構成する博士論文審査委員会(以下「審査委員会」という。) を組織する。
 - (1) 指導教員を含む2名以上のマル合教員及び1名の他大学等の大学院 又は他機関教員等とする。なお、審査委員に上級准教授が入る場合 は、指導教員を含む2名以上のマル合教員及び他機関教員等1名のほ か当該上級准教授とする。
 - (2) 必要があるときは、前号の教員のほかに、他研究科の教員等を加えることができる。

- (3) 審査委員会の委員は、博士の学位を有する者又はそれと同等の研究業績を有する者とする。
- 2 前項の審査委員は、研究科長からの審査委員候補者の推薦に基づき、 博士後期課程委員会において決定する。この場合において、前項第2号 による本研究科に所属しない教員等については資格審査を行わなければ ならない。
- 3 審査委員会に、次に掲げる者をおく。
- (1) 主査1名(指導教員以外のマル合教員)
- (2) 副査2名(指導教員1名及び他機関教員等1名。ただし、上級准教授又は他研究科の教員等が審査委員会に入る場合は、副査を3名とし、上級准教授及び他研究科の教員等が入る場合は4名とする。)
- 4 審査委員主査は、審査委員会の業務を統括する。

(博士論文の最終試験(公開)及び審査員との質疑応答)

- 第13条 博士論文審査において、審査委員会は、審査委員との質疑応答 を含む博士論文の最終試験(公開)を開催すること。
- 2 審査委員主査は、博士論文の最終発表(公開)の開催日程等を、原則 として開催日の1週間前までに申請者に通知するとともに、研究科及び 教室等に掲示をもって公示すること。

(博士論文審査等の実施)

- 第14条 審査委員会は、論文審査及び最終試験を実施する。
- 2 審査委員主査は、最終試験の実施に関し必要な事項を申請者に通知する。
- 3 最終試験は、博士論文の内容を中心として関連のある科目についても 口頭により行う。

(博士論文審査結果等の審議)

- 第15条 審査委員会は、論文審査の結果及び最終試験の結果を審議し、 学位授与に値するか否かを議決する。
- 2 論文審査及び最終試験の評価判定は、合格又は不合格とする。 (博士論文審査結果の報告)
- 第16条 審査委員会は、最終試験終了後から原則として2週間以内に、 審査結果を次の掲げる書類により研究科長に報告しなければならない。
 - (1) 論文審査結果の要旨(別紙様式第1号及びその電子データ)
 - (2) 論文審査の結果 (別紙様式第2号)
 - (3) 最終試験の結果(別紙様式第3号)
- 2 研究科長は、審査委員会の報告を博士後期課程委員会に諮り、最終試

験の合否を議決するとともにその審議結果を学長に報告する。

(学位授与の判定)

- 第17条 大学院委員会は、審査委員会による論文審査結果の報告に基づ き、申請者に学位を授与すべきか否かを判定する。
- 2 前項の判定は、大学院委員会の3分の2以上の出席を要し、かつ、出 席者の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文(以下「論文の全文」という。)を公表するものとし、公表用の全文を電子データにより研究科長に提出するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を受けて、論文の全文に代えてその内容を要約したもの(以下「論文の要約」という。)を公表することができる。この場合において、本研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供することから、公表用の論文の要約に加えて、論文の全文についても電子データにより研究科長に提出するものとする。

(補則)

第19条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は博士後期課程委員 会の議を経て、研究科長が定める。

(改廃)

第20条 この要項の改廃は、博士後期課程委員会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この要項は、令和元年10月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和元年12月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

論文審査結果の要旨

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長(博士後期課程) 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻(博士後期課程)

申請者氏名:

指導教員:

審查委員(主查): 印

審査委員(副査): 審査委員(副査):

【要旨】

様式第2号(第16条関係)

名桜大学大学院

国際文化研究科長(博士後期課程) 殿

博士論文審査委員会

主査	00 00	印
副査	00 00	印
副査	00 00	印

学位 (博士) 論文審査の結果報告書

このたび、博士論文審査委員会として、学位論文の審査を終了しましたので、その結果について、下記の通り報告します。

記

学生番号		学生氏名				
国際文化研究科国際地域文化専攻			主指導教員	00	00	
	(博士後期課程)	呈)	副指導教員	$\bigcirc\bigcirc$	00,00	$\circ\circ$
成績評価	学位論文		合格		不合格	
論文題目						
審査罗旨						

様式第3号(第16条関係)

名桜大学大学院

国際文化研究科長(博士後期課程) 殿

博士論文審査委員会

主	査	00	00	印
副	査	00	00	印
副	査	00	00	印

最終試験の結果報告書

このたび、博士論文審査委員会として、最終試験を終了しましたので、その結果について、下記の通 り報告します。

記

学生番号		学生氏名				
国際文化	比研究科国際地	域文化専攻	主指導教員	00	00	
	(博士後期課程	呈)	副指導教員	00	00,00	00
成績評価	最終試験		合格		不合格	
論文題目						
結						
果						
要						
山田						

名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻 (博士後期課程) 研究生規程

(令和元年12月20日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則(平成13年4月1日制定。以下「大学院学則」という。)第48条に規定する国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)(以下「研究科(博士後期課程)」という。)の研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

- 第2条 研究生として入学することのできる者は、大学院(修士課程)を修了した者とする。 (事前協議)
- 第3条 研究生として入学を志願する者(以下「志願者」という。)は、予め指導を受けたい教員(以下「指導教員」という。)と協議し、指導の承諾を受けなければならない。
- 2 指導教員は、特別な事情のある場合を除き、志願者と面接を行い、その結果、指導教員となることを承諾した場合は、承諾書(兼)推薦書を志願者に交付するものとする。

(出願書類)

- 第4条 志願者は、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 研究生願書(別紙様式第1号)
 - (2) 履歴書 (別紙様式第2号)
 - (3) 身上書(別紙様式第3号)
 - (4) 学力判定に必要な書類
 - ア 出身大学及び大学院の卒業/修了(見込み)証明書
 - イ 出身大学及び大学院の成績証明書並びに研究業績目録
 - (5) 指導教員の承諾書(兼) 推薦書
 - (6) 大学院進学希望調査(別紙様式第4号)
 - (7) 経費支弁調書 (外国人留学生のみ)
 - (8) 日本語能力又は研究に必要な外国語能力の証明書(本学卒業生を除く外国人留学生のみ)
 - (9) 所属長の承認書(在職中の者のみ)
 - (10) その他、研究科長 (博士後期課程) が必要と認める書類 (研究生の選考)
- 第5条 研究生の選考は、名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会 (以下「博士後期課程委員会」という。)が行う。
- 2 選考は、原則として書類審査により行う。
- 3 前項の規定に関わらず、必要と認められる場合は、面接、学力試験等を課すことができる。 (入学手続き及び入学許可)
- 第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学の手続きを 行わなければならない。
- 2 学長は、前項の手続きを完了した者に研究生として入学を許可する。

(入学の時期)

第7条 研究生の入学時期は、学期の始めとする。

(研究生の在学期間)

- 第8条 研究生の在学期間は、1年以内とする。
- 2 研究生が在学期間終了後、なお引き続き研究の継続を希望するときは、在学期間終了日の3 0日前までに次に掲げる書類により博士後期課程委員会の議を経て研究科長(博士後期課程) の許可を受けなければならない。
 - (1) 研究生研究継続許可願(別紙様式第5号)
 - (2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書
- 第9条 研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金 規程の定めるところによる。 ただし、前条第2項の規定による研究継続の場合は、検定料及び 入学料は徴収しない。
- 2 実験及び実習等に要する経費は、別に負担させることができる。

(研究指導・授業科目の履修等)

- 第10条 研究生は、毎週、指導教員が指定した日時に研究指導を受けなければならない。
- 2 指導教員が必要と認めた場合は、学群・学部又は研究科(博士後期課程)の授業科目担当教 員の承諾を得て、当該授業科目を聴講生として履修することができる。ただし、聴講生として の履修料は免除する。
- 3 授業科目の履修において単位の修得を希望する場合は、科目等履修生として登録し、規定の 履修料を支払わなければならない。
- 4 前項の規定により科目等履修生として履修した研究科(博士後期課程)の授業科目については、履修した者が研究科(博士後期課程)の正規学生として入学した場合は、大学院学則第36条の規定に従い、研究科(博士後期課程)の修了単位として認定を申請することができる。ただし、認定される単位は10単位までとし、演習科目は申請できないものとする。

(施設等の利用)

第11条 研究生は、指導教員及び各施設管理者の承認を得て、学内の施設及び設備を利用する ことができる。

(研究計画書・研究成果報告書の提出)

第12条 研究生は、指導教員の指示に従い、研究計画書及び研究成果報告書を研究科長に提出 しなければならない。

(研究証明書、研究修了証書等)

- 第13条 研究科長(博士後期課程)は、研究期間を終えた者から申し出があったときは、研究 課題及び研究期間を記載した研究証明書を交付することができる。
- 2 学長は、博士後期課程委員会の審査により、相当の成績があると認められた者に研究修了証 書を授与する。
- 3 前項の審査は、指導教員の申請により開始する。

(検定料、入学料及び授業料の取扱い)

- 第14条 既納の検定料及び入学料は還付しない。
- 2 授業料の取扱いについては、名桜大学学則第37条から第37条の4の規定を準用する。 (学内規則等の準用)
- 第15条 研究生については、この規程に定めるもののほか、学内規則等を準用する。 (補則)
- 第16条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、博士後期課程委員会の議 を経て研究科長(博士後期課程)が別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、博士後期課程委員会の議を経て、研究科長が行う。

附則

この規程は、令和元年12月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

研究生願書

令和 年 月 日

名桜大学長 山里 勝己 殿

	専攻及び領域	国際地域文化専攻
写真	指導教員 (予定者)	
	研究題目	
研究期間		
自令和 年 月 日 至令和 年 月 日	備考	
本籍(国・都道府県)		
現住所		Tel.
勤務先		
最終出身校		

上記のとおり研究生を希望しますので別紙の承諾書、履歴書、健康診断書、学力判定に必要な書類等に、検定料 9,800 円を添えて提出してください。

- (注) 1. 承諾書(但し、現職の場合は、その所属長の証明したもの)
 - 2. 学力判定に必要な書類は、最終出身学校の成績証明書。
 - 3. 検定料 9,800 円、入学金 30,000 円、授業料 100,000 円 (半期)
 - 4. 以前に本学に研究生として在学したことのあるものは、氏名の前に研究生番号を記入すること。
 - 5. この願書は、前学期は1月末日まで、後学期は7月末日までに提出すること。

受付:令和 年 月 日

身上書

令和 年 月 日

ふりた	がな							
氏	名							
	氏	名	続柄	年齢	氏	名	続柄	年齢
家								
族								
状								
況								
	意な科目 び研究課題							
	ラブ活動							
長	所							
趣	味							
特	技・資格							
	由 記 述 上記以外)							

履 歴 書 (研究生用)

ふりがな				生年	1 9	年	月	日	(満	歳)	性別
氏 名				月日			年	月	日	現在	男・女
				学	歴						
年	月										
年	月										
年	月										
年	月										
年	月										
年	月										
年	月										
年	月										
年	月										
年	月										
※学歴は中	学以上	について記入	、すること。								
				職	歴						
年	月										
年	月										
年	月										
年	月										
年	月										
年	月										
年	月										
年	月										
年	月										
年	月										

別紙様式第	4号	(第4	条関係

大学院進学希望調査

名桜大学大学院(博士後期課程)の進学を希望しますか

はい いいえ

_ 署 名 印_

研究生研究継続許可願

令和 年 月 日

名桜大学大学院 国際文化研究科長 (博士後期課程)

研究生番号

ふりがな

氏 名

印

生.

生年月日 年 月 日

指導教員署名·認印

印

専攻		国際	地域文	工化専攻(博士後期課程)	
研究題目					
当初研究期間	(自) 令和	年	月	日	
	(至) 令和	年	月	日	
延長願出期間	(自) 令和	年	月	日	
	(至) 令和	年	月	日	

(研究期間の延長を願い出る理由)

- (注) 1. 在職中の方は、職場の所属長の承認書が必要です。
 - 2. これまでの研究の進捗状況を示す文書等も添付してください。
 - 3. この願は、前学期は2月末日まで、後学期は8月末日までに提出すること。

受付:令和 年 月 日

名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)長期履修学生規程 (令和元年6月14日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則(平成13年4月1日制定)第14条第3項の規定に基づき、名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)(以下「研究科(博士後期課程)」という。)における長期履修の取扱に関し必要な事項を定める。

(長期履修学生)

- 第2条 職業を有している等の事情により、修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出た学生で、大学院国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会(以下「博士後期課程委員会」という。)の議を経て研究科長(博士後期課程)が長期履修を認めた学生を長期履修学生として在学を認める。
- 2 研究科長(博士後期課程)は、長期履修を認めた場合は、当該学生に対し「長期 履修学生証明書」を交付する。

(長期履修期間)

第3条 長期履修期間は、6年を超えてはならない。

(長期履修の要件)

第4条 長期履修は、職業を有している等の事情で授業科目の受講が著しく制限され、 学生生活でも就業等の必要から学業専念が困難であると認められること、又はやむ を得ない事情を有していることを要件とする。

(長期履修の申出)

第5条 長期履修希望の申出は、原則として入学手続時に行うものとする。

(手続)

- 第6条 長期履修を希望する者は、次に掲げる書類を研究科長(博士後期課程)に提 出するものとする。
 - (1) 長期履修申請書(様式第1号)
 - (2) 在職証明書(様式第2号)
 - (3) その他必要な書類等

(履修期間の変更)

- 第7条 長期履修学生の履修期間の変更、若しくは第4条の要件を満たして長期履修 が必要と認められる学生の履修期間の変更は、変更に正当な理由があり、また研究 科(博士後期課程)の在籍者数が収容定員を越えない範囲内である場合に変更を認 めることができる。
- 2 前項によって履修期間を変更しようとする学生は、三年次後期終了までに申請を 行うこととする。但し、変更は1回限りとする。

(授業料)

- 第8条 長期履修学生が1年間に納入する授業料は、入学金を除き、学則に定める3 年間に納入すべき総額を長期履修期間で除した額とする。
- 2 履修計画を超えて在学する場合は、長期履修学生でない学生が納入する授業料額 を納入するものとする。

(履修)

第9条 長期履修学生は、履修計画及び研究計画に従い、計画的な履修を行わなけれ ばならない。

(補則)

第10条 この規程の改廃は、博士後期課程委員会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、令和元年6月14日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

長期履修申請書

							令利		年	月	日
名桜大学大学院 国際文化研究		(歯-	上後期	課程)	殿						
	1112	(1.1 -	_ [X/y]	4/(1 <u>11</u>)	<i>V</i> ×						
			所	属	国際文化	上研究科	国際	地域文	:化専攻	(博士後	期課程
			<u>氏</u>	名							F
			<u>生年</u>	月日		年(昭	和•平	成	年)	月	日生
			<u>住</u>	所							
下記の理由に	より,	長其	期履修	を希望)	しますのつ	で,ご承	認をお	願いし	ます。		
					記						
【長期履修申	請期	間】			,						
令和 年	,	月	日	から	令和	年	月	日 (年	間)	
【長期履修を	希望'	するエ	里由】								
<u>.</u> , .,,,,,,,,,,,,			<u>-</u>								

在職証明書

本 籍	地							
現 住	所							
氏	名							
生年月	日	西暦	年(昭和	• 平成	年)	月	日生	
職	名							
採用年月	日	西暦	年(昭和	• 平成	年)	月	<u> </u>	
上記のも	のが,	在職しているこ	ことを証明し	します。				
		令和 年	月	∃				
		所属为	ī.					
		所属長氏名	7					(EII)

(趣旨)

第1条 この申し合わせは、本学における授業等の欠席及び期末試験等の受験資格等について定める。

(授業への出席及び欠席、公欠届提出期限及び学修)

- 第2条 学生は登録した科目の授業に常に出席しなければならない。
- 2 やむを得ず欠席する場合は、原則として事前に欠席届(別紙様式1)を担当教員に提出しなければならない。
- 3 病気又はその他の理由で1週間以上欠席する場合は、医師の診断書(又は写し)又は欠席理 由書(別紙様式2)を添えるものとする。
- 4 次の事由による欠席については、これを「公欠席」として許可し、通常の欠席とはしない。 ただし、第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の場合は事前に、また第5号及び第6号 の場合は事由後、1週間以内に公欠席願(別紙様式3)を提出しなければならない。また、公 欠席願の提出は、第5号及び第6号を除き学期末試験期間が始まる前の、講義が行われる日の 最終日を提出期限とする。
- (1) 教育課程としての実習等
- (2) 本学、沖縄県及び国を代表して参加する競技会等(県レベル大会以上)
- (3) 資格試験の受験、大学等が企画する就職活動(合同企業説明会など)
- (4) 就職試験の受験(受験票がない場合は、大学指定様式を提出する)
- (5) 忌引
 - 一親等は7日以内(休日等を含む)
 - 二親等は5日以内(休日等を含む)
- (6) 学校保健安全法施行規則で定められた感染症
- (7) その他本学が正当と認めた事由
- 5 前項第1号,第2号,第3号及び第4号の公欠席は,沖縄県内の場合は当該期日のみ,また, 沖縄県外の場合は往復に係る必要最小日数(往路1日,復路1日を含む)を許可する。
- 6 授業担当教員は、第2条第4項の各号に掲げる公欠席があった場合、当該学生に対し必要な 学修を課すものとする。

(公欠席と手続き)

- 第3条 公欠席となる事由等については、別表のとおりとする。
- 2 公欠席は、各科目とも学期中に、授業回数の2回までとする。
- 3 公欠席は、原則として学生本人が願い出るものとするが、集団で行う実習又は遠征等の場合

- は、実習担当教員又はその団体を代表する者が一括で願い出ることができる。(別紙様式4) (成績評価の対象)
- 第4条 成績評価の対象者は、原則として授業時間の3分の2以上出席した者とする。 (不正行為)
- 第5条 学期末試験において、次の各号の一に該当する行為を行った者は、当該学期に履修している全ての授業科目の成績評価を「不可」とする。
 - (1) 受験を他人に代行させた者
 - (2) 不正行為により答案を作成した者
 - (3) 不正に他人の答案作成を助けた者
 - (4) 試験監督者の注意又は指示に従わない者 (改廃)
- 第6条 この申合せの改廃は、全学教務委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この申合せは、平成6年7月27日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附則

この申合せは、平成15年4月1日から施行する。

附則

この申合せは、平成20年4月1日から施行する。

附則

この申合せは、平成20年12月4日から施行する。

附則

この申合せは、平成22年6月10日から施行する。

附則

この申合せは、平成23年3月1日から施行する。

附 則(平成26年2月17日)

この申合せは、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月27日)

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月26日)

この申合せは、平成28年12月26日から施行し、平成28年9月28日から適用する。

令和 年 月 日

欠 席 届

授業担当教員

殿

 学類・学科名

 学生番号

 氏名

 電話番号

次のとおり、授業を欠席することになりましたので、届け出いたします。

欠席日	令和 令和	年 年	月 月	日日	欠席の期間 (長期欠席の場合)	自:令和 至:令和	年年	月 月	日日
授業科目					クラス				
欠席理由 (長期欠席は様式2)									

- 備考1 この届出は、受講科目ごとに担当教員に提出すること。
 - 2 病気その他の理由で1週間以上欠席する場合は,医師の診断書(写も可)又は欠席理由書(別紙様式2)を添付する。

別紙様式2 (第2条の3関係)

令和 年 月 日

欠 席 理 由 書

 氏
 名

 学生番号

欠席の期間が1週間をこえますので、その理由について次のとおり説明します。

欠席の期間	令和	年	月	目	\sim	令和	年	月	日
欠席の理由(詳細	田(こ)								

公 欠 席 願

夕松:-	大学長	殿
′和桜.	八子女	灰 文

学類	・学科	名		
	—			
<u>学</u>	生 番	号		
氏		名		
- 4		· H		_
雷	話 番	号		

次のとおり「公欠席」として、授業を欠席させていただきますようお願いします。

欠席日	令和 令和	年年	月月	日日	欠席の期間 (長期欠席の場合)	自:令和 至:令和	年年	月月	日日
授業科目					クラス				
欠席理由:									

- 備考1 届出が許可された場合は、学部長名で受講科目ごとに担当教員に通知される。
 - 2 公欠席は、1科目で1学期内に2回まで認められる。
 - 3 別表を参考にして公欠席の理由を証明する関係書類等を添付すること。また事後の報告が条件に場合もあります。公欠席に該当しない場合は、通常の欠席になります。

この願い出を『公欠席』として(許可 不許可)してよいか伺います。

学群・学部長	事務局長	教務部長	課長	係長	主 任	係 員

令和 年 月 日

公 欠 席 願

名桜大学長 殿

科目担当教員又は	
団体代表者氏名	

電 話 番 号

別紙名簿の学生の実習(遠征)について、「公欠席」として、授業を欠席させていただきますようお願いします。

実習(遠行	征)の名称								
期	間	令和	年	月	日 ~ 令和	年	月	日	
備	考								

- 備考1 届出が許可された場合は、学群長・学部長名で受講科目ごとに担当教員に通知される。
 - 2 公欠席は、1科目で1学期内に2回まで認められる。
 - 3 別表を参考にして公欠席の理由を証明する関係書類等を添付すること。また事後の報告が条件となる場合もあります。公欠席に該当しない場合は、通常の欠席になります。

.....

この願い出を『公欠席』として(許可 不許可)してよいか伺います。

学群・学部長	事務局長	教務部長	課長	係 長	主 任	係 員

別表(第3条関係)

「公欠席」対象項目と手続き等

公欠席対象項目	事前手続き	添付資料	対象者	備考
教育課程の実習等				
教育実習	0	計画表	3・4 年次	対象限定
インターンシップ	\bigcirc	計画表	"	対象限定
学外セミナー等	0	計画表	1~4 年次	単位認定の対象のセミナー等
課外活動				
対外競技大会等	O	大会要項	競技者 マネーシ [*] ャー	県大会以上(本学、県及び国代表)、個人戦でも可能
就職活動				
企業訪問活動	0	計画表(写)	4 年次	事後に報告書提出
就職の翼	0	実施要項	3・4 年次	
合同企業説明会	0	開催案内	4 年次	 対象説明会限定:就職室指定、会場で確認
採用試験の受験	0	受験票(写)	JJ	
資格取得試験	0	受験票(写)	1~4 年次	
忌引	*		1~4 年次	*事後でも良い
感染症*		診断書、又は 感染したことが 確認できる書類	1~4 年次	*学校保健安全法施行規則で 定められた感染症。 事後に診断書等を添付し申請。
その他				
ボランティア活動	0	計画書	1~4 年次	事後に報告書提出
学校・行政機関の派 遣要請	0	派遣依頼等	JJ	
災害派遣	0	計画書(写)	IJ	事後に報告書提出
裁判(証人)	0	関係資料	IJ	
事件・事故等	* ()		IJ	*緊急時は電話、事後提出可

(趣旨)

第1条 この申合せは、暴風時における講義等の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(暴風警報発令の場合の講義等の取り扱い)

- 第2条 暴風による事故の発生を防止するため、暴風雨時の場合の講義等の取り扱いは次の各号の とおりとする。
 - (1) 午前7時現在,暴風警報(以下「警報」という。)が発令されている場合(沖縄本島の一部に警報が発令されている場合も含む。)は,午前中の講義等は休講とする。ただし,午前10時までに警報が解除された場合は、3時限目から講義等を行う。
 - (2) 午前10時までに警報が解除されない場合は、当該日の全ての講義等を休講とし、構内への入構を禁ずる。
 - (3) 講義中に警報が発令された場合は、直ちに講義等を中止する。
 - (4) その他,この取り扱い以外に緊急事態が生じた場合は、学長は、速やかに適切な措置をとる。

附則

この申合せは、平成6年7月27日から施行する。

附 則(平成24年6月27日)

この申合せは、平成24年6月27日から施行する。

(趣旨)

第1条 この内規は,名桜大学大学院(以下「大学院」という。)の正規学生(以下「学生という。」) を対象とした研究支援補助金に関する事項を定め、大学院における研究の促進を図ることを目 的とする。

(補助金支給対象者)

第2条 補助金支給対象者は前条に定めた者とし、休学者は除く。

(補助の対象)

- 第3条 学生に対する補助の対象は次の各号に該当し、かつ、研究に直接関係する費用のみとする。
 - (1) 書籍, 資料及び消耗品等
- (2) 調査及び学会発表に要する旅費交通費

(補助金額等)

- 第4条 学生への研究支援補助金額は、大学院運営費に計上された当該年度予算の範囲内とする。
- 2 学生への補助金額は別途、申請要項に定める。
- 3 前条にかかる費用は、事前に受け取ることはできない。 (申請方法)
- 第5条 補助金の申請は年度内に2回行うことができる。
- 2 申請は指導教員の承認を経て、研究科長へ行う。
- 3 申請の期限について、1回目は9月30日、2回目は2月の第2金曜日までに行うこととする。
- 4 申請にかかる詳細事項については、別途、申請要項に定める。

(審査及び支給金額の決定)

第6条 補助金審査及び支給金額に関し、研究科委員会において決定する。

(支給方法)

第7条 前条で決定された補助金額の支給方法は別途,申請要項に定める。 (補則)

第8条 この内規の改廃は、教育研究審議会の議を経て、学長が決定する。

附 則(平成28年2月2日)

- 1. この内規は、平成28年4月1日から適用する。
- 2. 平成27年度以前に入学した長期履修学生についても、本規程を適用する。

名桜大学大学院平恒次ホモサピエンス研究奨励奨学金の支給に関する内規 (平成 31年 2月 28日制定)

(目的)

第1条 この内規は、名桜大学大学院平恒次ホモサピエンス研究奨励奨学金(以下、「奨学金」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金及び給付奨学生)

第2条 この内規において奨学金とは、次条に定める資格を有する者に学資及び生計費として給付するものをいい、奨学金の給付を受ける者を給付奨学生という。

(給付奨学生の資格)

第3条 給付奨学生は、名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期 課程)に在籍する正規学生とする。

(奨学金の給付額)

- 第4条 奨学金の給付額は、一人あたり20万円とし、在学期間内に1回の給付とする。 (募集)
- 第5条 給付奨学生の募集は、学内掲示により行うものとする。

(願書の提出)

- 第6条 給付奨学金希望者は、願書に必要書類を添えて事務局に提出しなければならない。
- 2 必要書類は、別途募集要項に定める。

(給付奨学生の決定)

- 第7条 給付奨学生は、国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)委員会の 議を経て学長が決定し、給付奨学生に通知する。
- 2 給付奨学生の決定に必要な事項は、別途募集要項に定める。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は、一括で交付する。

(給付奨学生の義務)

第9条 給付奨学生は、奨学金交付式に出席をしなければならない。ただし、やむを 得ない事情が生じたときには、欠席を認めることがある。

(奨学金の返還)

第10条 学長は、早期退学(1年以内)をした給付奨学生に対し、奨学金の返還を求めることができる。

(補則)

第11条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(内規の改廃)

第12条 この内規の改廃は、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行し、この奨学金の財源(寄付金5,000千円)の 範囲内に限り有効とする。

(平成6年7月27日制定)

(趣旨)

第1条 名桜大学(以下「本学」という。)の授業料の免除及び徴収猶予については、この規程の 定めるもののほか、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金規程に関する規程及び留学生授 業料減免実施要項に定めるところによる。

(対象)

第2条 授業料の免除及び徴収猶予は、本学の学群、学部学生及び大学院生(以下「学生」という。)を対象とする。

(申請)

第3条 授業料の免除又は徴収猶予を受けようとする者(本人が行方不明の場合は保証人等を含む。以下同じ。)は、学長に申請しなければならない。

(免除等の許可)

- 第4条 授業料の免除は、選考機関の議を経て学長が許可する。ただし、第6条及び徴収猶予に 係る第9条及び第10条については、選考機関の議を経ることなく学長の許可により行うもの とする。
- 2 選考機関は、学生サポート委員会をもって充てる。

(経済的理由による場合の授業料免除)

- 第5条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、対象学生の学業成績が優秀で、 原則として最短在学期間で卒業又は修了できる見込みがあると判断される場合は、授業料を免 除することができる。
- 2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、所定の期日までに、次の書類を学長 に提出しなければならない。
- (1) 授業料免除申請書(様式第1号)
- (2) 経済的理由による納付困難な事情を認定するに足りる学生又は当該学生の学資を主として 負担している者(以下「学資負担者」という。)の居住地の市区町村長の発行する証明書(様 式第2号)ただし、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金に関する規程第2条第6項に 規定する外国人留学生(以下「留学生」という。)は不要とする。
- (3) その他本学が必要と認める書類
- 3 第1項に規定する授業料の免除は、各期ごとに許可するものとし、免除の額は、当該期分の 授業料についてその全額、半額又は3分の1とする。
- 4 留学生を対象とする免除は授業料及び入学金とし、その実施については別に定める。 (行方不明により除籍した場合の授業料免除)
- 第6条 行方不明により除籍した場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

(災害等による授業料免除)

- 第7条 次の各号の一に該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合は、 当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料等を免除することができる。
 - (1) 授業料の各期ごとの納期前6ヶ月以内において、学資負担者が死亡した場合
 - (2) 授業料の各期ごとの納期前6ヶ月以内において、学生又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - (3) 前2号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合
- 2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、所定の期日までに授業料の納入期限 までに、次の書類を学長に提出しなければならない。
- (1) 授業料免除申請書(様式第1号)
- (2) 授業料の納付が困難な事情を認定するに足りる学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の発行する証明書(様式第2号)ただし、留学生は不要とする。
- (3) 前項第1号に該当する場合は死亡証明書,同項第2号に該当する場合は学生又は学資負担者 の居住地の市区町村長の発行する罹災証明書
- (4) その他本学が必要と認める書類
- 3 第1項に規定する授業料の免除は、各期ごとに許可するものとし、免除の額は、当該期分の 授業料についてその全額又は半額とする。

(授業料の未納により除籍した場合の授業料免除)

- 第8条 授業料等の未納により除籍した場合は、未納の授業料等の徴収を免除することができる。 (授業料の徴収猶予)
- 第9条 授業料の徴収猶予の取扱については、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金に関する規程の定めるところによる。

(徴収猶予中退学した場合)

第10条 授業料の徴収猶予を許可されている学生に対し、その願い出により退学を許可した場合は、月割計算により、退学の翌月以降に納付すべき授業料を免除することができる。

(許可の取消)

- 第11条 授業料の免除又は徴収猶予許可後,その理由が消滅し,又は申請について虚偽の事実が判明した場合においては、選考機関の議を経て学長がこれを取り消すものとする。
- 2 前項の規定によりその許可を取り消された者は、次の各号によりそれぞれ授業料を納付しなければならない。
- (1) 理由の消滅により許可を取り消された者は, 取り消しの日の属する月から月割計算による額
- (2) 申請について虚偽の事実が判明したことにより許可を取り消された者は、当該期分に係る免除された全額

(申請時期)

第12条 第5条第2項及び第7条第2項に規定する所定の期日とは、つぎのとおりとする。

前学期 4月1日~4月15日 後学期 10月1日~10月15日

(補則)

- 第13条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て理事長が定める。
- 2 この規程に定めるもののほか、授業料等の免除及び徴収猶予の実施に関する必要な事項は、 学生サポート委員会の議を経て学長が別に定める。

附則

この規程は、平成6年7月27日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年2月2日から施行し、平成15年度後学期から適用する。 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月23日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月23日から施行し、平成26年4月1日から適用する。 附 則

この規程は、平成26年9月4日から施行し、平成27年4月1日から適用する。 附 則(平成28年2月2日)

この規程は、平成28年2月2日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学附属図書館管理規則第6条の規定に基づき、名桜大学附属図書館 (以下「図書館」という。)の利用に関する必要な事項を定める。

(利用者)

- 第2条 図書館を利用することができる者(以下「利用者」という。)は、名桜大学(以下「本学」という。)の学生及び職員並びに図書館長(以下「館長」という。)が特に認めた者とする。 (利用者証)
- 第3条 利用者には図書館利用者証(以下「利用者証」という。)を交付する。
- 2 利用者は、図書館を利用する際には、利用者証を常に携帯しなければならない。 (開館時間)
- 第4条 図書館の開館時間は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、館長は、必要と認めると きは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

- 第5条 図書館の休館日は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館長は、必要があると認めたときは、臨時に開館することができる。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178条)に規定する休日
 - (3) 立記念日
 - (4) 12月29日から翌年1月3日まで
 - (5) 館長が特に必要があると認めた日

(利用者の遵守事項)

- 第6条 利用者は、図書館内では次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 図書館資料は、所定の場所で閲覧すること
 - (2) 所定の場所以外で喫煙及び飲食はしないこと
 - (3) 閲覧室では静粛にすること
 - (4) その他他人の迷惑になる行為をしないこと
 - (5) 係員の指示に従うこと

(貸出)

- 第7条 図書の貸出冊数及び貸出期間は、別表2のとおりとする。
- 2 館長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めたときは、図書及び雑誌の貸出冊数及び貸出 期間を変更することができる。

(貸出禁止)

第8条 次の各号に掲げる図書館資料の貸出は行わない。ただし、館長が特に許可した場合はこ

の限りでない。

- (1) 貴重書
- (2) 参考図書
- (3) 聴覚資料等
- (4) その他館長が特に指定した資料

(返却)

- 第9条 貸出を受けた者は、借用中の図書館資料を貸出期間内に返却しなければならない。
- 2 館長は、必要と認めたときは、貸出期間内であっても返却を求めることができる。
- 3 館長は、貸出期間を超過して返却した者に対し、返却した日から、超過した日数に相当する 期間の貸出を停止することができる。

(即時返却)

第10条 貸出を受けた者は、退職、休職、卒業、休学、停学、退学等をしたときは、直ちに借用中の図書館資料を返却しなければならない。

(図書館資料の複写)

第11条 図書館資料の複写利用については、別に定める。

(参考調査)

- 第12条 利用者は、次の各号に掲げる参考調査を依頼することができる。
- (1) 学術文献の書誌的調査
- (2) 学術雑誌の所在調査
- (3) 研究機関・研究者等の調査

(相互利用)

- 第13条 利用者は、他の図書館等が所蔵する図書館資料を利用する必要があるときは、あっせんを依頼することができる。
- 2 前項の相互利用に要する費用は、利用者の負担とする。
- 3 利用者は、相互利用により他の図書館等(以下、「貸出館」という。)から借受けた資料の利用方法については、貸出館の指示に従うものとする。
- 第14条 館長は、他の図書館等から図書館資料の利用について依頼があったときは、支障のない限り利用させることができる。

(弁償)

- 第15条 利用者は図書館資料,施設等を損傷し、又は紛失したときは、弁償しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、利用者は、相互利用によって借受けた資料を損傷し、又は紛失したときは、貸出館の指示に従うものとする。

(利用の制限)

第16条 館長は、この規程に違反した者に対しては、図書館の利用を制限し、又は禁止することができる。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

(改廃)

第18条 本規程の改廃は図書館運営委員会の議を経て館長が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年11月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表 1 (第4条関係)

区 分	開館時間		
平日	8時45分から22時まで 8時45分から24時まで※看 護学科棟内図書室。22時以降の 利用は学内者に限る。		
土曜	12時から18時まで		
春季、夏季、冬季 の休業日	8時45分から17時まで		

別表 2 (第7条関係)

	利用区分	学 事務	生・ 職員	大学隊 教育		学 外 者	
資料 区分		貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間
図	書	5冊以内	2週間 以内	10冊以内	4週間 以内	2冊以内	2週間以内

名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会規程 (平成31年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則第11条第2項に基づき、名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会(以下「博士後期課程委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

- 第2条 博士後期課程委員会は、国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)の 専任の教授をもって組織する。
- 2 博士後期課程委員会が必要と認めたときは、専任の上級准教授、准教授及び助教を 博士後期課程委員会の委員とすることができる。

(審議事項)

- 第3条 博士後期課程委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を 述べるものとする。
 - (1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。
 - (2) 学位の授与に関すること。
 - (3) 教育課程の編成に関すること。
 - (4) 大学院担当教員の教育研究業績審査に関すること。
 - (5) その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。
- 2 博士後期課程委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項を審議し、及び学長 の求めに応じ、意見を述べることができる。
 - (1) 履修方法に関すること。
 - (2) 学生の身分及び賞罰に関すること。
 - (3) 試験、成績判定及び論文審査に関すること。
 - (4) 研究科の点検及び評価に関すること。
 - (5) 研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究に関すること。
 - (6) その他研究科に関すること。

(博士後期課程委員会の招集及び議長)

- 第4条 研究科長(博士後期課程)は、博士後期課程委員会を招集し、その議長となる。
- 2 博士後期課程委員会は、原則として毎月1回定例会議を開くものとする。ただし、 必要がある場合には臨時に会議を開くことができる。
- 3 研究科長(博士後期課程)は、博士後期課程委員会委員の3分の1以上の者から特定の事項を議題とする博士後期課程委員会開催の求めがある場合には、速やかに会議を開催しなければならない。
- 4 研究科長(博士後期課程)が不在の場合は、あらかじめ研究科長(博士後期課程) が指名した者が職務を代行する。

(議事)

- 第5条 博士後期課程委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決する ことはできない。
- 2 博士後期課程委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。
- 3 第1項及び第2項の定めにかかわらず、人事及び学位授与に関する議事を審議する場合は、博士後期課程委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の3分の2以上の賛成を要する。

(意見の聴取)

第6条 博士後期課程委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(博士後期課程委員会の議事録)

- 第7条 博士後期課程委員会に、議事録をそなえ、会議の日時、場所、出席者及び議事の概要を整理記載する。
- 2 議事録は、会議毎に議長及び議長の指名する委員2人の署名を受けるものとする。 (庶務)
- 第8条 博士後期課程委員会の庶務は、教務課において処理する。

(補則)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、博士後期課程の運営に関し、必要な事項は博士 後期課程委員会が別に定める。
- 2 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和元年10月23日から施行する。

授業科目名·単位数·担当教員名 授業科目の概要

科目区分	授業科目の名称	単位数	担当教員名	講義等の内容
共通	国際地域文化総合演習 I	2	波照間 永吉	本授業は、研究指導教員及び研究指導補助教員全員が参加し、学生の発表に対して異なる研究分野からの視点を導入することで学生に多様な視点から自らの課題を検討する機会を与え、環太平洋を中心とする地域文化について理解を深めることを目的とする。同時に博士後期課程における研究レベルへの導入的な役割も果たす。すなわち、学生は自らの課題について発表するとともに、異なる研究分野の専門家からのコメントや質問に応えながら、自らの研究の方向性を確認しテーマを深化することになる。教員は、総合演習に参加し、学生を中心とした討論を喚起することで、学生が自らの課題を総合的に把握することを支援する。
科目	国際地域文化総合演習Ⅱ	2	波照間 永吉	本授業は、国際地域文化総合演習Iと同様、研究指導教員及び研究指導補助教員全員が参加し、学生の発表に対して異なる研究分野からの視点を導入することで学生に多様な視点から自らの課題を検討する機会を与え、環太平洋を中心とする地域文化について理解を深めることを目的とする。同時に博士後期課程2年次学生が、1年の研究期間を経た後で自らの課題について発表するとともに、異なる研究分野の専門家からのコメントや質問に応えながら、自らの研究テーマのさらなる深化を目指すものである。教員は、総合演習に参加し、学生を中心とした討論を喚起することで、学生が自らの課題を総合的に把握することを支援する。

科目区分	授業科目の名称	単位数	担当教員名	講義等の内容
	琉球・沖縄文化特論	2	波照間 永吉	琉球語を母語とする奄美・沖縄・宮古・八重山地域は"琉球文化圏"と呼ばれ、歴史的に、日本や中国、東南アジアなど周辺諸国との交流したって、個性的な文化を育んできた。例えば、この界の観念があるが、同時に、オボツカグラなどの天上他界観もある。さらには地下他界観を有する地域もあり、現実的にはこれらが重層しているといえる。これらの他界観を元に御嶽信仰と呼ばれる固有信仰が発達しているわけであるが、これらの他界観と固有信仰・民俗文化がどのように展開しているかを見定めることは、琉球・沖縄文化と日本および周辺地域の文化との比較研究のために不可欠なことである。本講座では、これら琉球文化圏で創造・享受されてきた文学(首里王府編『おもろさうし』〈1531~1623〉など)を素材として、この地域の人々が有する他界観・神観念などの民俗文化と想念世界について考えていく。
	琉球文学特論	2	照屋 理	琉球とは、かつて琉球国があった時代とその地域、琉球文学とは、基本的に琉球国時代に琉球国内で生まれ、育まれた文学を意味する。具体的に挙げると、オモロ(『おもろさうし』)に代表される呪祷文学、奄美・沖縄・宮古・八重山地域で歌い継がれている古語や琉歌に代表される叙事・抒情文学、そして組踊に代表される劇文学等である。本講では、それらの文学領域の中でも、特に『おもろさうし』以外の呪祷文学(奄美のタハブェ、ナガレ歌、沖縄のミセセル、オタカベ、宮古のカンフツ、タービ、八重山のカンフツ、ニガイフツ等)および叙事・抒情文学、そして劇文学に焦点を当てて追究する。なお、受講生には主体性を求める。
	南島民俗文化特論	2	山里(純一	南島、主に琉球諸島の民俗文化について、まじない、星と風、信仰習俗などを主たるテーマとして取り上げる。南島特有の精神風土に根ざしたまじない習俗について、文献資料の発掘とフィールドワークの成果を活かし、中国・日本との比較も視野に入れながら考察する。また南島の地理的環境がもたらす天文・自然と人々の暮らしとの関係性について、さらに中国・日本などの外来文化が受容され独自の展開を見せる民俗文化についても考察する。
専門科	中国琉球関係史特論	2	赤嶺 守	環東シナ海における地域間ネットワークといった広域的な問題を意識しながら、琉球の歴史的特質をさぐる。前近代的な課題を授業の対象とする。中琉関係史研究を通して地域研究の多様性、地域研究の動向を把握し、地域研究の課題と研究方法をさぐる。
目	アメリカ環境文学特論	2	山里 勝己	20世紀後半から世界的に注目されるようになった環境文学について、アメリカ近現代詩及び小説を中心に研究する。環境文学は、人間であることの意味を問い直しつつ、世界の中の人間の位置を模索する文学であるが、その中で、文学における自然環境と人間の関係性に関する多様な表象の態様について、「地域」、「場所」、「定住」、「場所の感覚」、「移動の文化」等の概念に焦点を絞りつつ分析する。また、欧米の文学と日本文学を中心としたアジアの環境文学と比較研究を行うことで、21世紀における「場所と人間」、「環境と人間」、リージョナリズム等に関して思想史的な分析を行う。
	中南米地域文化特論	2	住江 淳司	ボーダーレスともいわれる現代の国際移動は、それぞれ意図された目的とは別に、国境を越えた文化情報の移動をもたらす。そして思わぬ文化的影響が生じることがある。本特論では、ヒトの移動によって生じる中南米地域のホスト社会における異文化接触について考察する。その際、異文化接触による現象である文化変容が、一つの文化の内部で起こる文化の変化であるのに対して、文化触変は外来の文化要素が受容されたときに起こる文化の変化であることに注目する。そして、このような文化のシステムにどのような変動(文化喪失、文化挿入、同化、異化)が起こるかの事例研究を中心に考察する。
	東アジア地域文化特論	2	菅野 敦志	本講義は、東アジアにおける国家・政治・文化に関する理解を深めるため、各国・地域が経験してきた国民国家形成および国民国家史の創出に関する比較・検討を行う。本講義は主に中華圏の社会と地域を検討対象とするが、特に台湾や香港といった"周縁"的な地域を沖縄との比較の視座から分析することで、周辺からの地域研究とその手法について体得できるようにする。
	東南アジア地域文化特論	2	山田 均	本特論は東南アジア地域の歴史的な変遷に伴って、とくに宗教と社会との関係がどのように変化して現在に至っているのかという問題を軸として、総合的な分析を行う。とくに近代以降の国民国家の形成過程において、タイにおける上座部仏教が果たした役割や、植民地化マレーシアまた蘭領東インド(インドネシア)の独立に際してイスラームが果たした役割などに焦点を当てて論じる。歴史学の手法についての訓練を行うことと、東南アジアにおける事例を研究することで世界史や日本史における近時の事例について深い理解のための視座を獲得することを目的とする。

科目区分	授業科目の名称	単位数	担当教員名	講義等の内容
	言語学特論	2	中村 浩一郎	本特論の目標は、言語学的な批判的思考能力を向上させ、データ分析力を高めることである。具体的には、世界の諸言語の共通点・相違点についての理解を深め、統語論-意味論のインターフェースについてのより包括的な言語理論を構築することを目指す。すなわち、言語学の観点から日本語、英語、韓国語、中国語をはじめとする世界の様々な言語を分析し、統語構造と意味解釈との相関関係を分析する。その主な内容は、今までに国内外で公表された雑誌論文、文献を批判的に検討し、問題点を議論する事である。 授業計画は、毎回受講生が予め選び、批判的に精読した文献を要約し、その問題点を指摘する。それに対して、講義担当者が様々な先行研究の成果などをふまえてコメントし、対案・修正案を出すために受講生との議論を深め、世界の言語構造とその意味解釈との相互関係に関する理解を深める。
専門科目	英語教育特論	2	渡慶次 正則	アジアやヨーロッパ、北米の地域を中心に外国語教育について教育制度、教員養成、教科書、カリキュラム等を比較する。学術論文や、専門書、教科書、公文書のレビューとクラス討議により、諸地域の外国語教育の歴史的かつ文化的な背景から現状、そして今後の外国語教育の展望を理解し、グローバリゼーション化の進展に対応するために日本の外国語教育の在り方を探る。特に本講義では英語教育を中心に検証を行う。小学校英語教育の各国・地域の歴史や現状のみならず、根拠となっている臨界期仮説について理解し、小学校英語教育の必要性について議論を深める。さらに、各国・地域の外国語教育養成制度や教育政策を比較する事により、外国語教育の背景となっている歴史的な背景や文化的な背景を理解する。また、各国・地域の教科書を比較する事により特にコミュニケーション能力の育成に対する相違について認識を深める。加えて、TOEFL iBTなどにより英語能力を各国・地域間で比較しながら、英語が母語話者だけの言語ではない、新たな英語言語モデルについて理解を深める。新たな視点としては、多言語主義に加えて新たな外国語教育の潮流である複合言語主義(CEFR)について理解し、特定の地域のみならず全世界的な規模で外国語教育を理解し、今後の日本における外国語教育の方向性を提案する事を課題として与える。
	現代沖縄教育特論	2	嘉納 英明	日本国内の中でも独特の歴史や文化を育んできた沖縄は、教育の世界でもユニークな歩みを刻み込んできた。特に、米国占領下の27年間(1945~1972年)は、米軍政による沖縄文教・外国語学校、琉球大学という高等教育機関の設立、日本本土では実現しなかった教育税制度の創設、公選制教育委員会制度から推薦制・任命制教育委員会制度への移行、地域の集落公民館における就学前教育(幼稚園)から公立幼稚園への制度化等の史的展開をみせた。これらは沖縄の住民の教育保障、教育自治・民主化運動とも連動したものである。各事象に関する一次資料と関係論考の分析を通して、個別具体的に事象のもつ意味を明らかにしながら、現代の沖縄・日本の教育の在り方について考察を深める。
	アジア太平洋国際関係特論	2	高嶺 司	本特論は、急速な経済成長と科学技術力の進歩を基にグローバル社会における存在感を飛躍的に高めているアジア太平洋地域の国際関係を考察する。具体的には、日本、アメリカ、ロシア、カナダ、中国、韓国、台湾、北朝鮮、オーストラリア、ニュージーランド及びASEAN諸国などによって形成されるダイナミックかつ複雑なアジア太平洋地域の国際関係について、批判的に分析する。特に、現在この地域において顕著な諸問題(外交、安全保障、通商、人権、民主化、環境破壊、貧困、開発、エネルギー、テロリズム等)の詳細なケーススタディーを通して、その背景と要因を的確に把握するための考察を重ねる。さらに、これらアジア太平洋地域の諸問題を、国際関係理論を応用して科学的な分析を試みることにより、論理的な解決方法を検討することを学ぶ。最終的には、受講生が、社会や政府にとって有益かつ実施可能な政策提言を行えるようになることを目標とする。

科目区分	授業科目の名称	単位数	担当教員名	講義等の内容
研究	特別演習 I	2	右記参照	(概要) 博士論文作成にあたり、環太平洋地域における地域文化に関して研究指導を行う。特別演習Iでは、各研究分野における先行研究を調査し、研究テーマの設定および研究計画書の作成を中心に指導する。 (3 波照間 永吉) 琉球・沖縄文学に関する博士論文執筆を指導する。特別演習Iでは、研究計画書の作成を中心に指導する。まず先行研究と研究テーマの妥当性について調査・検討する。国内外の先行研究と現在の研究前向を十分に理解しつつ、自らの論文で分析・研究するテーマ及び研究方法の独創性の検討・確認を行う。 (4 山里 純一) 南島地域の民俗文化に関する博士論文執筆を指導する。特別演習Iでは、問題関心および研究方法・計画について検討し、博士論文の研究テーマ設定に向けた研究発表を行い、適切な研究テーマを決定する。 (5 赤嶺 守) 中国・琉球関係史に関する博士論文執筆に向けて、先行研究に対する評価及び批判的考察を試み、併せてブロットの構築、独創性について検討する。 (1 山里 勝己) アメリカ環境文学に関する博士論文執筆に向けて、対象とする作品・作家の検討、研究方法、先行研究史等を分析し、論文の構想、妥当性及び独創性等について検討する。博士論文執筆に関して、作品、先行研究を含めた必要な文献目録の作成、研究方法の検討、テーマの絞り込み等を行う。 (2 住江 淳司) 中南米地域文化に関する博士論文執筆を指導する。特別演習Iでは、関連文献の輪読、先行研究の理解を通じて研究史の作成の準備を行う。そして研究計画書の作成を中心にスケルトンを完成させる。それには国内外の先行研究と現在の研究動向を十分に理解しつつ、自らの論文では独創性の検討・確認を行う。
指導科目	特別演習Ⅱ	2	右記参照	(概要) 博士論文作成にあたり、「特別演習I」に引き続き、環太平洋地域における地域文化に関して研究指導を行う。特別演習Iでは、国内外の先行研究と現在の研究動向のさらなる検討、研究テーマに沿った文献の収集を継続し、文献の精読及び分析を行い、研究方法に関する指導および中間発表(第1回)に向けた準備と指導を行う。 (3 波照間 永吉) 琉球・沖縄文学に関する博士論文執筆に向けて、幅広い文献収集、先行研究及び1次資料の厳密な読み込みと分析、指導教員・指導補助教員との討論、研究の進捗状況の確認と修正、文献リストの作成、基本的理論枠の検討、論文全体の概略の作成等を通して中間発表(第1回)に向けた基礎的な準備を行う。 (4 山里 純一) 南島地域の民俗文化に関する博士論文執筆を指導する。特別演習 IIでは、研究テーマに関連する先行研究の論点・問題点および研究史の整理を目的とした発表を行う。先行研究について完全に把握し、研究史を正確に把握することを目標とする。 (5 赤嶺 守) 中国・琉球関係史に関する博士論文執筆に向けて、収集した関連史料の精読をおこない、引用史料としての立証性について検討する。 (1 山里 勝己) アメリカ環境文学に関する博士論文執筆に向けて、対象とする作品の精読、研究方法の厳密な検討を行い、引き続き先行研究の分析をするとともに、論文の構想、妥当性及び独創性等について検討する。 (2 住江 淳司) 中南米地域文化に関する博士論文執筆を指導する。特別演習 I の学習内容の発展として、博士論文のテーマ設定を進める。それからテーマに沿った文献の蒐集・精読を行い、問題意識を明確にする。指導教員・指導補助教員との討論・研究の進捗状況の確認と修正、文献リストの作成を通して、中間発表(第1回)に向けた基礎的な準備を行う。

科目区分	授業科目の名称	単位数	担当教員名	講義等の内容
研究指導	特別演習Ⅲ	2		(概要) 博士論文作成にあたり、環太平洋地域における地域文化に関して研究指導を行う。特別演習Ⅲでは、特別演習Ⅰ・Ⅱの成果を踏まえて博士論文の全体構想をまとめ、「学位請求論文作成計画書」の作成を中心に指導する。 (3 波照間 永吉) 琉球・沖縄文学に関する博士論文執筆に向けて、特別演習Ⅰ・Ⅲの成果を踏まえ、指導教員を中心とした指導による報告・計論、研究理論に基づく1次資料の厳密な分析、多角的な視点からの検討、学会等での報告・発表を行いつつ、論文執筆及び修正を行う。 (4 山里 純一) 南島地域の民俗文化に関する博士論文執筆を指導する。特別演習Ⅰ・Ⅲの成果を踏まえ、研究デーマに即した文献およびフィールド調査資料の分析・検討を踏まえ、研究発表を通して、研究のオリジナリティを高める。 (5 赤嶺 守) 中国・琉球関係史に関する博士論文執筆に向けて、体系的且つ精緻なデータベースの構築と解析をおこない、論考の実証性について検証する。 (1 山里 勝己) アメリカ環境文学に関する博士論文執筆に向けて、対象とする作品の精読、研究方法の厳密な検討を行い、引き続き先行研究の分析をするともに、論文の構想、妥当性及び独創性等について検討しつつ、部分的な執筆を開始する。 (2 住江 淳司) 中南米地域文化に関する博士論文執筆に向けて、特別演習Ⅰ・Ⅲの成果を踏まえ、指導教員を中心とした指導による報告・討論、研究理論に基づく1次資料の厳密な分析、多角的な視点からの検討、学会等での報告・発表を行いつつ、論文執筆及び修正を行う。加えて博士論文の全体構想を定め、論文の目的、分析手法、理論展開、結論の妥当性について指導する。
科目	特別演習IV	2		(概要) 博士論文作成にあたり、環太平洋地域における地域文化に関して研究指導を行う。特別演習IVでは、「学位請求論文作成計画書」の到達状況を確認しながら、論文内容について指導する。また、中間発表(第2回)、学術誌への投稿や学会発表の準備についても指導する。 (3 波照間 永吉) 琉球・沖縄文学に関する博士論文執筆に向けて、博士論文の草稿を提出し、指導教員・副指導教員等によるフィードバックを行う。また、研究に関するセミナーや学会へ積極的に参加する。さらに、学術誌への投稿・掲載を目指し、それに関する指導を行う。 (4 山里 純一) 南島地域の民俗文化に関する博士論文執筆に向けて、全体的な構想を固めるために発表と検討を行い、学位論文の目次を提示する。 (5 赤嶺 守) 中国・琉球関係史に関する博士論文執筆に取りかかる。史料やデータベースを駆使した論理の展開の妥当性について検討し、全体の構想の充足を図る。 (1 山里 勝己) アメリカ環境文学に関する博士論文執筆に向けて、対象とする作品の精読、研究方法の厳密な検討を行いつつ、論文全体の草稿の執筆を継続し、同時に、より厳密な報告及び検討を行う。 (2 住江 淳司) 中南米地域文化に関する博士論文執筆に向けて、博士論文の進捗を確認しながら、論文の草稿を提出させ、その内容について指導する。加えて適宜、学会報告、学術論文の投稿等についても準備させる。

科目区分	授業科目の名称	単位数	担当教員名	講義等の内容
研究指導	特別演習Ⅴ	2	右記参照	(概要) 博士論文作成にあたり、環太平洋地域における地域文化に関して研究指導を行う。特別演習Vでは、特別演習Vまでの成果を踏まえて、学位請求論文の構成、各章で扱われる問題の提示・展開されるテーマの内容・資料と参考文献等をまとめた「学位請求論文執筆計画書」の作成および「学位請求論文概要」の作成を中心に指導する。 (3 波照間 永吉) 琉球・沖縄文学に関する博士論文執筆に向けて、博士論文草稿について、迅速かつ的確なコメントを行い、必要に応じて指示・修正を行い、博士論文完成に導く。博士論文の一部が独立した論文となり得る場合は、積極的に学術誌へ投稿し掲載を促す。必要に応じて、専攻内の他の研究者の指導を仰ぐ。 (4 山里 純一) 南島地域の民俗文化に関する博士論文執筆に向けて、各章の執筆と指導、補訂を重ね、骨格を完成させる。 (5 赤嶺 守) 中国・琉球関係史に関する博士論文の執筆に取りかかる。各章における表・グラフの作成を行ない、それと論理の展開における整合性を検討する。 (1 山里 勝己) アメリカ環境文学に関する博士論文執筆に向けて、対象とする作品の精読、研究方法の厳密な検討を行いつつ、論文各章の執筆を厳密に推敲しながら継続し、報告、検討、指導を行いながら論文の完成をめざす。 (2 住江 淳司) 中南米地域文化に関する博士論文執筆に向けて、博士論文の完成に至る研究計画の立案について支援する。また、論文全体の構成を検討し、これまで査読付きの学会誌に投稿した論文を博士論文の一部として導入する場合には的確なコメントを行う。また必要に応じて、他の研究者の指導も仰ぐ。
科目	特別演習VI	2	右記参照	(概要) 博士論文作成にあたり、環太平洋地域における地域文化に関して研究指導を行う。特別演習VIでは、博士論文の完成、審査、口頭発表、公開発表、最終試験に向けて、分析手法、構成、結論の整合性、妥当性について検討、指導する。 (3 波照間 永吉) 琉球・沖縄文学に関する博士論文執筆に向けて、指導教員および副指導教員による厳密な検討・指導を行い、博士論文の最終稿の完成に導く。 (4 山里 純一) 南島地域の民俗文化に関する博士論文執筆に向けて、各章の再検討と補訂を重ね、全体の整合性と論証性を総点検し、学位論文を完成させる。 (5 赤嶺 守) 中国・琉球関係史に関する博士論文を完成させる。論文の構成、体系的実証性、独創性および学術的意義、研究付録の整理等について、最終的な調整・確認をおこなう。 (1 山里 勝己) アメリカ環境文学に関する博士論文完成に向けて、論文各章の執筆を厳密に推蔵しながら継続し、報告、検討、修正、指導を継続しながら論文の完成をめざす。 (2 住江 淳司) 中南米地域文化に関する博士論文の完成、最終審査と口頭発表に向けて、中間報告で受けた指摘を踏まえつつ、問題意識、分析手法、理論構成、結論の整合性・妥当性について副指導教員と厳密な検討を行い、博士論文の最終稿の完成に向けて指導する。

シラバス

科目番号	科目名	国際地域文化総合演	習 I	担当教員:山里 波照間永吉、山	勝己、住江淳司 里純一、赤嶺守
博国地 001	科目名(英語)	Comprehensive Seminar I		住江淳司:j.sumie 波照間永吉:e.hate	eruma@meio-u.ac.jp ato@meio-u.ac.jp
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	各研究室	各指定時間

1. 授業の概要

本授業は、研究指導教員及び研究指導補助教員全員が参加し、学生の発表に対して異なる研究分野からの視点を導入することで学生に多様な視点から自らの課題を検討する機会を与え、環太平洋を中心とする地域文化について理解を深めることを目的とする。同時に博士後期課程における研究レベルへの導入的な役割も果たす。すなわち、学生は自らの課題について発表するとともに、異なる研究分野の専門家からのコメントや質問に応えながら、自らの研究の方向性を確認しテーマを深化することになる。教員は、総合演習に参加し、学生を中心とした討論を喚起することで、学生が自らの課題を総合的に把握することを支援する。

2. 到達目標

本科目は、環太平洋の地域文化を専攻する学生が、博士後期課程における自らの課題に関して、より総合的、多様かつグローバルな視点から自らの研究を深化することを目的とする。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 イントロダクション、科目概要紹介、日程及び担当者の決定等、研究倫理と研究者の責務について
- 第2週 学生による課題に関する基礎的な発表、専攻教員全員による質疑応答、コメント等、指導教員によるコメント
- 第3週 学生による課題に関する基礎的な発表、専攻教員全員による質疑応答、コメント等、指導教員によるコメント
- 第4週 学生、指導教員、副指導教員等による基礎的なリサーチ、方向性の討論、研究の位置付け
- 第5週 学生、指導教員、副指導教員等による基礎的なリサーチ、方向性の討論、研究の位置付け
- 第6週 学生による課題に関する基礎的な発表、専攻教員全員による質疑応答、コメント等、指導教員によるコメント
- 第7週 学生による課題に関する基礎的な発表、専攻教員全員による質疑応答、コメント等、指導教員によるコメント
- 第8週 学生、指導教員、副指導教員等による基礎的なリサーチ、方向性の討論、研究の位置付け
- 第9週 学生、指導教員、副指導教員等による基礎的なリサーチ、方向性の討論、研究の位置付け
- 第 10 週 学生による課題に関する中間発表、専攻教員全員による質疑応答・コメント等、指導教員によるコメント
- 第 11 週 学生による課題に関する中間発表、専攻教員全員による質疑応答・コメント等、指導教員によるコメント
- 第12週 学生、指導教員、副指導教員等による発展的リサーチ、方向性の討論、研究の位置付け
- 第13週 学生、指導教員、副指導教員等による発展的リサーチ、方向性の討論、研究の位置付け
- 第 14 週 学生による課題の期末まとめ発表、専攻教員全員による質疑応答・コメント、指導教員によるコメント
- 第15週 学生による課題の期末まとめ発表、専攻教員全員による質疑応答・コメント、総合演習のまとめ

4. テキスト

【テキスト】

学生の専門、課題について、指導教員より適宜提示、提案する。

【参考文献】

学生の専門及び課題について、指導教員及び専攻教員より適宜提示、提案する。

5. 準備学習

発表の準備、論点の整理、ハンドアウト、パワーポイント等の準備

6. 成績評価の方法

授業での対応 (30 点)、基礎的発表 (20 点)、中間的発表 (20 点)、期末まとめ (30 点) で評価する。

7. 履修の条件

特になし

8. その他

成績評価は、各学生の指導教員が行う。

講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。

科目番号	科目名	国際地域文化総会演習Ⅱ		担当教員:山里 波照間永吉、山	, , , , , , ,
博国地 002	科目名(英語)	International Culture and Area Studies Comprehensive Seminar II		住江淳司:i.sumie@	eruma@meio-u.ac.jp ato@meio-u.ac.jp
単位数	受講年次	開講予定学期	開講予定学期 登録予定人数		オフィスアワー
2	2	前期	2	各研究室	各指定時間

本授業は、国際地域文化総合演習 I と同様、研究指導教員及び研究指導補助教員全員が参加し、学生の発表に対して異なる研究分野からの視点を導入することで学生に多様な視点から自らの課題を検討する機会を与え、環太平洋を中心とする地域文化について理解を深めることを目的とする。同時に博士後期課程2年次学生が、1年の研究期間を経た後で自らの課題について発表するとともに、異なる研究分野の専門家からのコメントや質問に応えながら、自らの研究テーマのさらなる深化を目指すものである。教員は、総合演習に参加し、学生を中心とした討論を喚起することで、学生が自らの課題を総合的に把握することを支援する。

2. 到達目標

本科目は、環太平洋の地域文化を専攻する学生が、総合演習の場で博士後期課程における自らの課題に関して発表・討論を行うことで、より総合的、多様かつグローバルな視点から自らの研究を発展・深化させることを目的とする。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 イントロダクション、日程及び担当者の決定等、研究倫理と研究者の責務について
- 第2週 学生による発展的発表、専攻教員全員による質疑応答、コメント等、指導教員によるコメント
- 第3週 学生による発展的発表、専攻教員全員による質疑応答、コメント等、指導教員によるコメント
- 第4週 学生、指導教員、副指導教員等による発展的リサーチ、整合性の分析、方向性の討論及び確認
- 第5週 学生、指導教員、副指導教員等による発展的リサーチ、整合性の分析、方向性の討論及び確認
- 第6週 学生による課題に関する発表、専攻教員全員による質疑応答、コメント等、指導教員によるコメント
- 第7週 学生による課題に関する発表、専攻教員全員による質疑応答、コメント等、指導教員によるコメント
- 第8週 学生、指導教員、副指導教員等による発展的リサーチ、整合性の分析、方向性の討論及び確認
- 第9週 学生、指導教員、副指導教員等による発展的リサーチ、整合性の分析、方向性の討論及び確認
- 第 10 週 学生による課題に関する中間発表、専攻教員全員による質疑応答・コメント等、指導教員によるコメント
- 第 11 週 学生による課題に関する中間発表、専攻教員全員による質疑応答・コメント等、指導教員によるコメント
- 第12週 学生、指導教員、副指導教員等による発展的リサーチ、整合性の分析、方向性の討論及び確認
- 第13週 学生、指導教員、副指導教員等による発展的リサーチ、整合性の分析、方向性の討論及び確認
- 第 14 週 学生による課題の期末まとめ発表、専攻教員全員による質疑応答・コメント等、指導教員によるコメント
- 第15週 学生による課題の期末まとめ発表、専攻教員全員による質疑応答・コメント等、総合演習のまとめ

4. テキスト

【テキスト】

学生の専門、課題について、指導教員より適宜提示、提案する。

【参考文献】

学生の専門及び課題について、指導教員及び専攻教員より適宜提示、提案する。

5. 準備学習

発表の準備、論点の整理、ハンドアウト、パワーポイント等の準備

6. 成績評価の方法

授業での対応 (30 点)、基礎的発表 (20 点)、中間的発表 (20 点)、期末まとめ (30 点)で評価する。

7 履修の条件

「国際地域文化総合演習Ⅰ」を履修していること。

8. その他

成績評価は、各学生の指導教員が行う。 講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。

	科目番号	科目名	琉球・沖縄文化特論	Ì	担当教員	: 波照間 永吉
	博国地 003	科目名(英語)	Special Lectures o	n Ryukyuan and Okinawan	E-mail:	
	母国地 003	付日石(夹品)	Cultures		e.hateru	ma@meio-u.ac.jp
	単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
[9	1	前期	9		講義後の1時間程
	2	1	刊知	2		度

琉球語を母語とする奄美・沖縄・宮古・八重山地域は"琉球文化圏"と呼ばれ、歴史的に、日本や中国、東南アジアなど周辺諸国との交流によって、個性的な文化を育んできた。例えば、この地域には、ニライカナイ(海の彼方の万物の淵源の地)という海上他界の観念があるが、同時に、オボツカグラなどの天上他界観もある。さらには地下他界観を有する地域もあり、現実的にはこれらが重層しているといえる。これらの他界観を元に御嶽信仰と呼ばれる固有信仰が発達しているわけであるが、これらの他界観と固有信仰・民俗文化がどのように展開しているかを見定めることは、琉球・沖縄文化と日本および周辺地域の文化との比較研究のために不可欠なことである。本講座では、これら琉球文化圏で創造・享受されてきた文学(首里王府編『おもろさうし』〈1531~1623〉など)を素材として、この地域の人々が有する他界観・神観念などの民俗文化と想念世界について考えていく。

2. 到達目標

- ・講義で使用する『おもろさうし』や『琉球国由来記』、「(琉球国) 碑文記」など、琉球国時代の文献・金石文資料を読むことをとおして、古琉球以来の沖縄文化の基層にある問題について考える力を養う。
- ・祭祀を実際に見学する機会を積極的にもち、琉球・沖縄の祭祀文化の基本的な構造や特徴を理解するとともに、その社会的意味についても考える力をつける。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 講義の進め方、学習方法について説明。本講座に使う資料について説明する。
- 第2週 琉球・沖縄におけると祭祀と文芸 (琉球文化圏の固有信仰に、特に、御嶽、神女組織などについて概説 する)。
- 第3週 『おもろさうし』概説
- 第4週 オモロ解読法について①
- 第5週 オモロ解読法について②
- 第6週 『おもろさうし』に現れた固有信仰①(御嶽)
- 第7週 『おもろさうし』に現れた固有信仰②(神)
- 第8週 『おもろさうし』に現れた固有信仰③(他界観)
- 第9週 『おもろさうし』に現れた固有信仰④ (ヲナリ神・女神)
- 第10週 『おもろさうし』に現れた固有信仰⑤ (ヲナリ神・女神)
- 第11週 『おもろさうし』に現れた固有信仰⑥ (王府の神女組織)
- 第12週 『おもろさうし』の憑霊表現①
- 第13週 『おもろさうし』の中の憑霊表現②
- 第14週 碑文とオモロからみる古琉球の王府祭儀
- 第15週 『おもろさうし』や碑文などからみる古琉球の宗教的世界

4. テキスト

【テキスト】

外間守善『校注おもろさうし』(2000年・岩波書店)

【参考文献】

外間守善・波照間永吉『定本おもろさうし』(2002 年・角川書店)、外間守善・波照間永吉『定本琉球国由来記』(1997 年・角川書店)、外間守善『沖縄の神歌』(1994 年・中公文庫)、比嘉康雄『神々の古層』(写真集・全 12 巻)(1990 年~1994 年・ニライ社)、比嘉康雄『沖縄 久高島』(1997 年・第一書房)、沖縄古語辞典編集委員会編『沖縄古語大辞典』(1995 年・角川書店)、外間守善他『南島歌謡大成 I~V』(1980 年・角川書店)、玉城政美『南島歌謡論』(1991 年・砂子屋書房)、外間守善『南島文学論』(1994 年・角川書店)、波照間永吉『南島祭祀歌謡の研究』(1999 年・砂子屋書房)、玉城政美『琉球歌謡論』(2010 年・砂子屋書房)

5. 準備学習

毎回の講義に向けて事前準備を欠かさないこと。特に講師 (波照間永吉) の既発表論文などによって事前の学習をすること。地域における伝統的祭祀について可能な限り実地に観察する。

6. 成績評価の方法

講義時間における知識習得のレベルおよび期末のレポートで総合的に判断する。講義への取り組み(報告、討論等)など平常の受講態度についても評価する。

7. 履修の条件

特にない。但し、テキストの準備は万全であること。また、事前学習を十全に行うこと。

8. その他

Ī	科目番号	科 目 名	琉球文学特論		担当教員: 照屋	理
	博国地 004	科目名(英語)	Special Lectures on Ryukyuan Literature		E-mail: m.teru	ya@meio-u.ac.jp
	単位数	受講年次	開講予定学期	開講予定学期 登録予定人数		オフィスアワー
	2	1	前期	2	508	火・木1限

琉球とは、かつて琉球国があった時代とその地域、琉球文学とは、基本的に琉球国時代に琉球国内で生まれ、育まれた文学を意味する。具体的に挙げると、オモロ(『おもろさうし』)に代表される呪祷文学、奄美・沖縄・宮古・八重山地域で歌い継がれている古謡や琉歌に代表される叙事・抒情文学、そして組踊に代表される劇文学等である。

本講では、それらの文学領域の中でも、特に『おもろさうし』以外の呪祷文学(奄美のタハブェ、ナガレ歌、沖縄のミセセル、オタカベ、宮古のカンフツ、タービ、八重山のカンフツ、ニガイフツ等)および叙事・抒情文学、そして劇文学に焦点を当てて追究する。なお、受講生には主体性を求める。

2. 到達目標

いわゆる琉球文化圏で生まれ育まれた口承・筆録文芸作品群について、解釈の手助けとして各種方言辞典や論考等を読みこなし、使いこなす力を身に着けること、および、逐語訳から更に踏み込んで鑑賞できる力を身に着けることを到達目標とする。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 琉球文化圏における口承・筆録文芸概説(南島祭祀と神歌文化)
- 第2週 口承・筆録文芸研究方法論① (歌形論1)
- 第3週 口承·筆録文芸研究方法論②(歌形論1)
- 第4週 口承・筆録文芸研究方法論①(モチーフ論1)
- 第5週 口承・筆録文芸研究方法論②(モチーフ論2)
- 第6週 口承・筆録文芸研究方法論③ (歌唱法論1)
- 第7週 口承·筆録文芸研究方法論④ (歌唱法論2)
- 第8週 口承・筆録文芸研究方法論⑤ (表現論)
- 第9週 研究各論(受講生発表)①
- 第10週 研究各論(受講生発表)②
- 第11週 研究各論(受講生発表)③
- 第12週 研究各論(受講生発表)④
- 第13週 研究各論(受講生発表)⑤
- 第14週 研究各論(受講生発表)⑥
- 第15週 研究各論(受講生発表)⑦
- 第16週 研究各論(受講生発表)⑧&レポート提出

4. テキスト

適宜指示する。

5. 準備学習

参考文献を事前に読むこと。

6. 成績評価の方法

レポートと授業への取り組み(報告、討論等)によって評価する。レポート(50%)、授業への取り組み(50%)

7. 履修の条件

担当教員は特論科目を大学院博士課程において本格的な研究方法等を身につける科目と考えている。受講生には徹底的な事前学習・調査を求める。

8. その他

Ī	科目番号	科目名	南島民俗文化特論		担当教員:山里	1 純一
ĺ	博国地 005	科目名(英語)	Special Lectures on Ethnic Cultures of		E	
	等国地 003	村日石 (央語)	Southern Islands	-		zato@meio-u.ac.jp
	単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
ĺ	0	1	≥/, U p	9		講義後の1時間程
	2	1	前期	2		度

南島(奄美・沖縄)の民俗文化について、まじない、星と風、信仰習俗などを主たるテーマとして取り上げる。特有の精神風土に根ざしたまじない習俗について、文献史料の発掘とフィールドワークの成果を活かし、中国・日本との比較も視野に入れながら考察する。また南島の地理的環境がもたらす天文・自然と人々の暮らしについて、さらに中国・日本などの外来文化が受容され独自の展開を見せる民俗文化についても見ていく。

4. 到達目標

日本本土と違った南島社会の民俗文化の有り様について知識を深める。固有の文化と外来文化が織りなす南島の民俗文化について理解する。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 オリエンテーション 南島の民俗文化 -
- 第2週 呪文と呪歌
- 第3週 呪物と様態
- 第4週 文字の呪力と呪符木簡
- 第5週 沖縄のフーフダ(符札)① 種類と機能
- 第6週 沖縄のフーフダ② 起源と変容
- 第7週 まじないと民俗① 人生儀礼をめぐるまじない
- 第8週 まじないと民俗② 建築儀礼とまじない
- 第9週 まじないと民俗③ 自然とまじない
- 第10週 星と人々の暮らし① 北斗信仰
- 第11週 星と人々の暮らし② 農業と星
- 第12週 風の用語と伝承
- 第13週 天文知識と風の関係
- 第14週 外来の神々と信仰習俗
- 第15週 『四本堂家礼』と沖縄の民俗

4. テキスト

参考文献: 山里純一『沖縄のまじない』(ボーダーインク、2017)、山里純一『呪符の文化史 - 習俗に見る沖縄の精神文化』(三弥井書店、2004)、山里純一「沖縄における星の信仰」『沖縄民俗研究』34 号、窪徳忠『中国文化と南島』(第一書房、1981)、窪徳忠『目でみる沖縄の民俗とそのルーツ』(沖縄出版、1990)、花部英雄『まじないの文化誌』(三弥井書店、2014)

5. 準備学習

参考文献に目を通しておく。

6. 成績評価の方法

レポートと授業への取り組み(報告、討論等)によって評価する。 レポート (70%)

授業への取り組み (30%)

7. 履修の条件

なし

8. その他

科目番号	科目名	中国琉球関係史特論		担当教員:赤嶺	守
博国地 006	科目名(英語)	Special Lectures on the History of Sino- Ryukyu Relations		E-mail: m.akar	mine@meio-u.ac.jp
単位数	受講年次	開講予定学期	開講予定学期登録予定人数		オフィスアワー
2	1	前期	2		講義後の1時間程度

琉球・沖縄の歴史的なターニングポイントは、同時に東アジア社会全体の構造的変動というターニングポイントに重なっている。授業では、そうした東アジア社会の一員としての琉球・沖縄社会における歴史的諸相を詳しく考察する。

2. 到達目標

東アジアにおけるコーナーストーンとしての琉球・沖縄の歴史的な位置づけについて理解を深める。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 Introduction : 中国琉球関係史研究序論
- 第2週 主要中国琉球関係史研究論文・著作の研究評価
- 第3週 主要中国琉球関係史研究論文・著作の研究評価
- 第4週 主要中国琉球関係史研究論文・著作の研究評価
- 第5週 主要中国琉球関係史研究論文・著作の研究評価
- 第6週 主要中国琉球関係史研究論文・著作の研究評価
- 第7週 基礎一次史料の解析及び引用の手法
- 第8週 基礎一次史料の解析及び引用の手法
- 第9週 基礎一次史料の解析及び引用の手法
- 第10週 基礎一次史料の解析及び引用の手法
- 第11週 期末研究論文テーマの設定及び学術意義・独創性の検討
- 第12週 期末研究論文テーマの理論構築・展開のプロパーザル・指導
- 第13週 期末研究論文テーマの理論構築・展開のプロパーザル・指導
- 第14週 期末研究論文テーマの理論構築・展開のプロパーザル・指導
- 第15週 期末研究論文の最終討論

4. テキスト

参考文献:内容が多岐にわたるので、担当教員が授業の前に必要な文献を適宜紹介する。

5. 準備学習

紹介された授業に関わる文献を受講前に一通り目を通しておくこと。

6. 成績評価の方法

授業への取り組み(報告、討論等)によって評価する。

7. 履修の条件

基礎一次史料については、多くが漢文史料であることから、それを読み込む一定の読解力を有すること。

8. その他

科目番号	科目名	アメリカ環境文学	学特論	担当教員:山里	勝己
博国地 007	科目名(英語)	Special Lectu Environmental		E-mail:ka.yam	azato@meio-u.ac.jp
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	学長室	授業終了後、または予約 による

アメリカ環境文学を中心に、環境文学の生成と発展及びそれに伴う研究史の展開を概観し把握すると同時に、研究上の諸問題と21世紀の最先端の研究課題について考察する。特に、アメリカ環境文学の主要な作者と研究成果を検討しつつ、独自の研究の可能性を探る。発表・討論の一部を英語で行う。

2. 到達目標

環境文学一般及びアメリカ環境文学の基本的な概念、枠組、主要作品、研究史の理解、21世紀における新たな研究の展開と可能性の把握、独自の視点及び研究の探求等を通して、アメリカ環境文学に関する研究を深化する。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 Introduction: 環境文学論序説
- 第2週 アメリカ環境文学の生成と発展:主要作家・作品論
- 第3週 アメリカ環境文学の生成と発展:主要作家・作品論
- 第4週 アメリカ環境文学の生成と発展:主要作家・作品論
- 第5週 アメリカ環境文学の生成と発展:主要作家・作品論
- 第6週 アメリカ環境文学研究史:1950年代-1960年年代 代表的な先行研究の概観及び分析
- 第7週 アメリカ環境文学研究史:1970年代-1980年代 報告:代表的な先行研究の概観及び分析
- 第8週 アメリカ環境文学研究史:1990年代-2000年 報告:代表的な先行研究の概観及び分析
- 第9週 アメリカ環境文学研究史:2000年以降 報告:代表的な先行研究の概観及び分析
- 第10週 独自テーマの設定・討論・検討
- 第11週 独自テーマの設定・討論・検討
- 第12週 作品分析及び発表・ディスカッション
- 第13週 期末論文中間発表(1)
- 第14週 期末論文中間発表(2)
- 第15週 期末論文最終発表、まとめ

4. テキスト

参考文献: Gary Snyder, *Practice of the Wild* (1990)、Snyder, *A Sense of Place* (1995)、Branch and Slovic, eds. *The ISLE Reader, Ecocriticism*, 1993-2003、山里勝己『場所を生きるーゲーリー・スナイダーの世界』 (2006)、その他、環境思想史関係の文献を適宜紹介する。

5. 準備学習

主要作品の熟読、参考文献の分析と理解、環境思想史等の概要の把握につとめる。

6. 成績評価の方法

授業への取り組み(報告、討論等)と期末論文の完成度によって評価する。

期末論文 (60%)

授業への取り組み (40%)

7. 履修の条件

文献を読みこなし、発表の一部を英語で行うための英語力を有すること。

8. その他

科目番号	科目名	中南米地域文化特論	Ĥ	担当教員:住	江 淳司
博国地 008	科目名(英語)	Special Lectures Culture and Area S	on Latin American Studies	E-mail:j.sum	ie@meio-u.ac.jp
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	505	火: 10:30-12:00 金: 13:00-14:30

中南米地域(特にブラジル)の歴史と文化について、社会史の観点から考察を深化させる。加えて資料の博捜方法について説明する。

また、本講義では、異文化接触による現象である文化変容が、一つの文化の内部で起こる文化の変化であるのに対して、文化触変は外来の文化要素が受容されたときに起こる文化の変化であることに注目する。

2. 到達目標

授業の内容に関する質疑応答に応じられたか、又は指摘された問題点について、克服する努力を行ったかを到達目標とする。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 社会史の課題と方法
- 第2週 歴史的思考とその位相
- 第3週 社会史における集合心性
- 第4週 「一味神水」と日常態
- 第5週 歴史人口学
- 第6週 文化の新しい歴史学
- 第7週 資本主義の文化
- 第8週 文化触変とは
- 第9週 文化変容について
- 第10週 共生と共棲
- 第11週 国際文化論
- 第12週 拒絶と黙殺
- 第13週 置換について
- 第14週 同化統合と編入統合
- 第15週 融合統合と隔離統合

4. テキスト

参考文献:

周辺領域への目配りも怠らないように配慮して、進捗状況に応じて適宜、提示する。

5. 準備学習

できるだけ多くの関連文献を読破し、当該分野の研究を整理して授業に臨むこと。

6. 成績評価の方法

授業中の討議への参加とその取り組み状況(報告、討論等)(40%) 授業中の発表会の完成度 (60%)

7. 履修の条件

中南米地域の地域文化に興味のある学生を優先する。

8. その他

科目番号	科目名	東アジア地域文化特論		担当教員:菅野	敦志
博国地 009	科目名(英語)	Special Lectures on East Asian Culture and Area Studies		E-mail:sugano	@meio-u.ac.jp
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	507	火 6 限目 木 3 限目

本講義は、東アジアにおける国家・政治・文化に関する理解を深めるため、各国・地域が経験してきた国民国家 形成および国民国家史の創出に関する比較・検討を行う。本講義は主に中華圏の社会と地域を検討対象とするが、 特に台湾や香港といった "周縁" 的な地域を沖縄との比較の視座から分析することで、周辺からの地域研究とその 手法について体得できるようにする。

2. 到達目標

東アジアにおける国家・地域の比較研究を通じて、当該地域における国民国家形成の個別性と普遍性についての理解を深める。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 イントロダクション
- 第2週 地域研究とアジア (1):日本のアジア研究とその歴史・戦前
- 第3週 地域研究とアジア(2):日本のアジア研究とその歴史・戦後
- 第4週 地域研究とアジア (3):日本におけるアジア研究の新動向
- 第5週 地域研究としての中国(1):中華民国史と国民党による国民国家建設
- 第6週 地域研究としての中国(2):中華人民共和国史と共産党による国民国家建設
- 第7週 地域研究としての中国(3):中華民国史と中華人民共和国史の相克
- 第8週 地域研究としての台湾(1):日本統治時代をめぐる研究とその変容
- 第9週 地域研究としての台湾(2):戦後初期政治研究とイデオロギー
- 第10週 地域研究としての台湾(3):中華民国史と台湾史の相克
- 第11週 地域研究としての台湾(4):創られる国民国家論と政治性
- 第12週 地域研究としての香港(1):香港住民と香港史
- 第13週 地域研究としての香港(2):香港研究と両岸関係
- 第14週 東アジアにおける国民国家建設論の回顧と展望
- 第15週 まとめ

4. テキスト

若林正丈『台湾の政治―「中華民国台湾化」の戦後史』(東京大学出版会、2008年)

菅野敦志『台湾の国家と文化―「脱日本化」・「中国化」・「本土化」』(勁草書房、2011年)

菅野敦志『台湾の言語と文字―「国語」・「方言」・「文字改革」』(勁草書房、2012年)

林泉忠『「辺境東アジア」のアイデンティティ・ポリティクス―沖縄・台湾・香港』(明石書店、2005年) その他については授業中に提示する。

5. 準備学習

事前にテキスト課題を読了し、ディスカッションに備えられるようにすること。

6. 成績評価の方法

活動状況【報告・討論等】(40 点)、レポート(30 点)プレゼンテーション(30 点)上記を総合して評価する。

7. 履修の条件

特になし。

8. その他

授業内容は状況に応じて変更の可能性がある。

科目番号	科 目 名	東南アジア地域文化特論		担当教員:山田	均
博国地 010	科目名(英語)	Special Lectures on Southeast Asian Culture and Area Studies		E-mail:yamathai@ezweb.ne.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期(集中講義)	2	非常勤控室	講義終了後

受講者の興味に応じて、東南アジア地域に行われている文化の諸相を解説し、比較し、理解を深める。 東南アジアの文化についての資料や論文(和文または英文)を丁寧に読み、考察の材料となすこともある。 当面は宗教と食文化を二つの柱として扱うが、受講者の専門分野に関連した事象を優先的に扱いたい。

2. 到達目標

東南アジア地域の中に行われている文化の諸相の中から、宗教と食文化を取り上げ、地域について深い理解を実現する。

また、生活の中の文化を研究する方法論についても扱う。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 イントロダクション
- 第2週 上座部仏教(東南アジアにおける受容史)
- 第3週 上座部仏教(政治と上座部仏教)
- 第4週 上座部仏教(社会と上座部仏教)
- 第5週 イスラーム (東南アジアにおける受容について)
- 第6週 イスラーム (東南アジアのイスラーム社会と政治)
- 第7週 中国人の宗教(東南アジアにおける受容)
- 第8週 中国人の宗教(東南アジア社会と華人の宗教)
- 第9週 コメを食べる文化(コメの栽培)
- 第10週 コメを食べる文化(コメの食べ方)
- 第11週 発酵食品(雲南省・アッサム州の市場を見る)
- 第12週 発酵食品(ミャンマー・タイの発酵食品)
- 第13週 発酵食品(ベトナム・カンボジアの発酵食品)
- 第14週 スパイスについて (南アジアのスパイス)
- 第15週 スパイスについて (東南アジアのスパイス)
- 第16週 まとめ

4. テキスト

先行研究をはじめ、写真などの資料を活用する。

参考文献: 教場で指示する

5. 準備学習

準備学習としての特別なものは必要ないが、好奇心と多読はかかせない。

6. 成績評価の方法

ノートや講義での積極性、意見の論理性などを総合的に判断して評価する。

7. 履修の条件

特にないが文献を精読したり、他分野の本を多読したりすることを厭わないこと。

8. その他

週末2回分を使って、4日間でおこなう集中講義である。

具体的な日にちはおって決めるが、可能な限り受講生の都合にも配慮して日程を決めたいと考えている。 講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。

科目番号	科目名	言語学特論		担当教員:中村	浩一郎
博国地 011	科目名(英語)	Special Lectures on Linguistics		E-mail:ko.naka	amura@meio-u.ac.jp
単位数	受講年次	開講予定学期	開講予定学期 登録予定人数		オフィスアワー
9	1	\.	9	5 01	月曜日5限
2	2 前期 2		501	木曜日 5 限	

世界で公表されている言語学に関する論文・文献を批判的に講読・問題点を指摘し、新たな理論を構築するための方法を教授する。

具体的には、言語データに関する意味論的・統語論的アプローチの方法を教授する。形式は受講生のプレゼンテーション 45 分、担当教員との議論 45 分である。

2. 到達目標

理論言語学に関する専門的知識を身につけ、言語現象、言語データに対して理論的アプローチをすることができる。 日本語、英語、中国語、韓国語など世界の諸言語における意味論・統語論インターフェース理論に関する知識を深 化させる。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 オリエンテーション:受講生の興味に合わせて、分析対象言語を決定する。
- 第2週 日本語(1):日本語と世界の諸言語を比較統語論の枠組みで分析した論文を批判的に検討し、問題点を探る。
- 第3週 日本語(2):日本語・韓国語比較に特化した論文・文献を批判的に検討し、問題点を探る。
- 第4週 日本語(3):引き続き、日本語韓国語比較に特化した論文・文献を批判的に検討し、問題点を探る。
- 第5週 日本語(4):日本語・中国語比較に特化した論文・文献を批判的に検討し、問題点を探る。
- 第6週 日本語(5):引き続き、日本語中国語比較に特化した論文・文献を批判的に検討し、問題点を探る。
- 第7週 日本語(6):日本語アルタイ語系言語を比較した論文・文献を批判的に検討し、問題点を探る。
- 第8週 日本語(7):日本語・ウラル語系言語を比較した論文・文献を批判的に検討し、問題点を探る。
- 第9週 中間のまとめ:日本語と世界の諸言語の類似点、共通点を探り、普遍性、多様性に関する理論を構築する。
- 第10週 英語(1):英語とロマンス語系言語を比較した論文・文献を批判的に検討し、問題点を探る。
- 第11週 英語(2):引き続き英語とロマンス語系言語を比較した論文・文献を批判的に検討し、問題点を探る。
- 第12週 英語(3):英語とゲルマン系言語を比較した論文・文献を批判的に検討し、問題点を探る。
- 第13週 英語(4):引き続き英語とゲルマン系言語を比較した論文・文献を批判的に検討し、問題点を探る。
- 第14週 英語(5):英語とスラブ系言語を比較した論文・文献を批判的に検討し、問題点を探る。
- 第 15 週 まとめ : 世界の諸言語を比較対照したことにより発見したことのまとめと新たな理論構築への足がかりを作る。

4. テキスト

主要参考文献: Fery, Caroline and Shinichiro Ishihara (2016) *The Oxford Handbook of Information Structure*, Oxford UP.

Shlonsky, Ur (2015) Beyond Functional Sequence, Oxford UP.

Tsai, Wei-Tien Dylan (2015) The Cartography of Chinese Syntax. Oxford UP.

5. 準備学習

受講生は毎回批判的に検討する論文、文献を精読し、発見点、問題点をまとめてレジュメを作成しておくこと。更に、担当教員が適宜紹介する文献を読み、比較統語論に関する理解、知識を深化させておくこと。

6. 成績評価の方法

毎回のプレゼンテーション:50 点 最終レポート: 50 点 合計: 100 点

7. 履修の条件

特になし。

8. その他

世界の様々な言語の現象に対して常に興味を抱き、問題意識を持つことが必須である。講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。

科目番号	科目名	英語教育特論		担当教員:	: 渡慶次 正則
博国地 012	科目名 (英語)	Special Lectures on English Education		E-mail:m.	tokeshi@meio-u.ac.jp
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	512	月の4限、金の4限

アジア、北米、ヨーロッパの英語教育政策や英語の言語的変種、第 2 言語習得論、英語教授法などの理解に基づき、日本の英語教育について望ましい方向性をディスカッションを通して探る。

2. 到達目標

- 1) アジア、北米、ヨーロッパの英語教育政策、英語の言語的変種を理解し、日本の英語教育政策を多角的に考えられる。
- 2) 第2言語習得論と英語教授法の日本の英語教育政策への影響を理解する。
- 3) コミュニケーション能力や小学校英語教育、新大学入試などの現在の日本の英語教育問題を理解し、ビジョンを持つ。
- 4) 上の目標の発展として、日本の英語教育への方向性を示唆できる。
- 3. 授業の計画と内容
- 第1週 オリエンテーション、英語教育に係る諸論争を探る
- 第2週 標準英語とアジア英語 (World Englishes, English as a lingua franca など)
- 第3週 英語帝国主義とグローバリゼーション
- 第4週 アジアの英語教育政策
- 第5週 ヨーロッパと米国の言語参照枠の比較 (CEFR と ACTFL)
- 第6週 カナダのイマージョンプグラムと Focus on form
- 第7週 日本の英語教育史と英語教育政策
- 第8週 英語教授法と授業 (Audio-lingual Method と Communicative Language Teaching など)
- 第9週 第2言語習得研究と英語教育
- 第10週 新大学入試と英検、TOEFL, GTEC
- 第11週 日本人の英語コミュニケーション能力と動機付け研究
- 第12週 ICT と英語教育
- 第13週 小学校英語教育と臨界期仮説
- 第14週 学生の発表とディスカッション
- 第15週 学生の発表とディスカッション、レポート提出

4. テキスト

参考文献:講義で随時、資料を配布する。

5. 準備学習

事前に配布された資料を読み、講義でのディスカッションン・トピックを考える。

参考文献

Common European Framework of Reference (Council of Europe, 2001)

ACTFL Proficiency Guidelines (2012)

Approaches and Methods in Language Teaching (Richards & Rogers (2001)

The Study of Second Language Acquisition (Ellis, 2008)

Global Englishes in Asian Context (Murata & Jenkins, 2009)

6. 成績評価の方法

学生の発表 30点 レポートの提出 (5,000 字程度) 70点 合計 100点

7. 履修の条件

基本的に英語で講義するので、英語が堪能な学生が望ましい。

8. その他

科目番号	科目名	現代沖縄教育特論		担当教員:	嘉納 英明
博国地 013	科目名(英語) Special Lectures on Modern Okinawan Education E-		-		no@meio-u.ac.jp
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	510	月曜日 10 : 30~12 : 00 火曜日 10 : 30~12 : 00

戦後日本の教育は、社会の成熟とともに、幾多の変遷を遂げてきた。一方、戦後27年間、米国の施政権下にあった沖縄の教育は、日本本土とのそれとは異なる歩みをみせた。授業では、特に、沖縄の教育委員会制度や教員養成制度に関わる論点を提示し、沖縄の地域社会における教育諸問題についても理解を深める。なお、昨今の沖縄の教育・福祉をめぐる諸問題(学力問題、平和教育、教科書問題、貧困と格差の問題))についても議論する。

2. 到達目標

- ・戦後沖縄の教育史(教育制度を含む)についての基本的な事項を理解することができる。
- ・米国施政権下の沖縄と日本の戦後教育史(教育制度を含む)の比較検討を通して、それぞれの特質を理解することができる。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 オリエンテーション、教育に係る諸問題を探る
- 第2週 沖縄教育の概観
- 第3週 戦後教育改革と教育行政制度改革
- 第4週 沖縄の公選制教育委員会制度の成立
- 第5週 教育税制度の創設と運用
- 第6週 沖縄の教員養成制度-沖縄文教・外国語学校の設立-
- 第7週 学生の発表とディスカッション
- 第8週 米軍基地と子どもの人権
- 第9週 沖縄の教師と復帰運動
- 第10週 学校・教師・地域の連携活動〜教育隣組・子ども会〜
- 第11週 沖縄の就学前教育・保育問題
- 第12週 沖縄の学力問題
- 第13週 沖縄の平和教育実践
- 第14週 沖縄の教科書問題
- 第15週 子どもの貧困と格差

4. テキスト

参考文献:以下の文献を参照しつつ、授業内容に応じて、適宜、資料を配布します。

嘉納英明著『戦後沖縄教育の軌跡』那覇出版社、1999年。

嘉納英明著『沖縄の子どもと地域の教育力』エイデル研究所、2015年。

嘉納英明著『子どもの貧困問題と大学の地域貢献』沖縄タイムス社、2017年。

5. 準備学習

・課題については、事前にまとめ、発表又は提出できるようにする。

6. 成績評価の方法

- ・授業における積極的な姿勢(発言等) 40点
- ・最終レポートの提出 60点

7. 履修の条件

・教育に対して関心のある者の受講を歓迎する。

8. その他

- ・積極的に議論に参加する受講生を歓迎します。
- ・受講生の関心に応じて、シラバス内容の変更もあり得ます。その際は、事前に調整します。

科目番号	科目名	アジア太平洋国際関係特論		担当教員:高嶺 司	
博国地 014	科目名(英語)	Special Lectures on International Relations of the Asia-Pacific		E-mail: t.takam	ine@meio-u.ac.jp
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	503	火2限、木5限

本特論は、急速な経済成長と科学技術力の進歩を基にグローバル社会における存在感を飛躍的に高めているアジア太平洋地域の国際関係を考察する。具体的には、日本、アメリカ、ロシア、中国、韓国、台湾、北朝鮮、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、及びASEAN諸国などによって形成されるダイナミックかつ複雑なアジア太平洋地域の国際関係について、批判的に分析する。特に、現在この地域において顕著な諸問題(外交、安全保障、通商、人権、民主化、環境破壊、貧困、開発、エネルギー、テロリズム等)の詳細なケーススタディーを通して、その背景と要因を的確に把握するための考察を重ねる。さらに、これらアジア太平洋地域の諸問題を、国際関係理論を応用して科学的な分析を試みることにより、論理的な解決方法を検討することを学ぶ。

2. 到達目標

受講生が、アジア太平洋地域の国際情勢を理解し、現代における問題点や課題を的確に把握する能力を身につける。最終的には、社会や政府にとって有益かつ実施可能な政策提言を行えるようになることを目標とする。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 国際政治史のなかのアジア太平洋
- 第2週 分析手段としての国際関係理論
- 第3週 アジア太平洋国際関係の現状と課題
- 第4週 日本・沖縄とアジア太平洋
- 第5週 アメリカとアジア太平洋
- 第6週 ロシア (旧ソビエト連邦) とアジア太平洋
- 第7週 中国とアジア太平洋
- 第8週 台湾とアジア太平洋
- 第9週 韓国とアジア太平洋
- 第10週 北朝鮮とアジア太平洋
- 第11週 オーストラリアとアジア太平洋
- 第12週 ニュージーランドとアジア太平洋
- 第13週 カナダとアジア太平洋
- 第14週 ASEAN 諸国とアジア太平洋
- 第15週 総括

4. テキスト

特にテキストは定めず、必要に応じて参考文献(下記参照)を使用する。

- Walter Carlsnaes, Thomas Risse and Beth A. Simmons (eds.), *Handbook of International Relations*, Los Angeles, London: Sage, 2013.
- · John Baylis, Steve Smith and Patricia Owens (eds.), The Globalization of World Politics, Oxford: Oxford University Press, 2011.
- Samuel P. Huntington, *The Clash of Civilization: and the Remaking of World Order*, York, London: Simon and Schuster Paperbacks, 1996.
- ・高嶺司『日本の対中国関与外交政策』明石書店,2016年.
- ・日本国際政治学会編 『東アジア新秩序への道程』日本国際政治学会(有斐閣), 2009年.

5. 準備学習

事前に配布する参考文献や講義資料に目を通してから受講することが望ましい。

6. 成績評価の方法

授業中の議論・討論への貢献度 (50%) Essay (小論文) (50%) 合計 100%

7. 履修の条件

特になし

8. その他

J	科目番号	科目名	特別演習 I		担当教員:波照間 永吉	
	博国地 015	科目名(英語)	Special Seminar I		E-mail:e.haterı	ıma@meio-u.ac.jp
	単位数	受講年次	開講予定学期 登録予定人数		研究室	オフィスアワー
	2	1	前期	2		講義後の1時間程 度

琉球・沖縄文学に関する博士論文のテーマに即した研究指導を行う。テーマ設定の妥当性、研究方法の検討、先行研究の整理などについて検討する。博士論文のための作品・事例の分析研究の基本的な方法について検討する。

2. 到達目標

- ・テーマを確定し、学位論文の作成に向けて計画を立案・決定する。
- ・研究方法についての認識を確かなものにする。
- ・テーマに関する先行研究を洗い出し、研究文献目録を作成する。参考文献の読み込みを始める。
- ・テーマに即して作品の解釈研究に取り組む。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 博士論文作成についての基本的心構えについて意見の交換を行い、テーマの確定につなげる。
- 第2週 研究テーマ追求のための方法論について意見の交換を行い、研究方法についての認識を確かなものにする。
- 第3週 研究テーマに関する先行研究の探索について指針の提示を行う。
- 第4週 先行研究の探索についてのとりまとめと研究文献一覧の作成について指導する。
- 第5週 研究テーマに即した作品・事例研究①
- 第6週 研究テーマに即した作品・事例研究②
- 第7週 研究テーマに即した作品・事例研究③
- 第8週 研究テーマに即した作品・事例研究④
- 第9週 研究テーマに即した作品・事例研究⑤
- 第10週 奄美・沖縄の村落祭祀のフィールドワーク①
- 第11週 奄美・沖縄の村落祭祀のフィールドワーク②
- 第12週 フィールドワーク報告書の作成指導①(草稿)
- 第13週 フィールドワーク報告書の作成指導② (完成)
- 第14週 作品・事例研究の結果のとりまとめ(論文作成)①(草稿検討)
- 第15週 作品・事例研究の結果のとりまとめ(論文完成)②(草稿検討と完成)

4. テキスト

【テキスト】

外間守善『校注おもろさうし』(2000 年・岩波書店)、外間守善・波照間永吉『定本おもろさうし』(2002 年・角川書店)、外間守善・波照間永吉『定本琉球国由来記』(1997 年・角川書店)、外間守善他『南島歌謡大成 I ~ V』 (1980 年・角川書店)

【参考文献】

沖縄古語辞典編集委員会編『沖縄古語大辞典』(1995 年・角川書店)、玉城政美『南島歌謡論』(1991 年・砂子屋書房)、外間守善『南島文学論』(1994 年・角川書店)、波照間永吉『南島祭祀歌謡の研究』(1999 年・砂子屋書房)、玉城政美『琉球歌謡論』(2010 年・砂子屋書房)

5. 準備学習

毎回の講義に向けて事前準備を欠かさないこと。特に先行研究論文の読み込みを積極的に行い、テーマに関する研究状況を正確に理解すると共に、自己の方法論の構築に役立てる。奄美・沖縄の祭祀についても積極的にフィールドワークを行う。

6. 成績評価の方法

授業への取り組み(発表・意見交換)とフィールドワーク報告書および作品・事例研究論文の完成度によって総合的に判断する。

授業への取り組み: 20% (リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど) 報告書・論文: 80%

7. 履修の条件

特にない。但し、事前学習を十全に行うこと。

8. その他

古文書の読みなどの必要のある場合は、変体仮名・漢字草書体の読みなどの基礎的な知識が求められる。講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。

科目番号	科目名	特別演習 I		担当教員:山里 純一	
博国地 015	科目名(英語)	Special Seminar I		E-mail:j.yamazato@meio-u.ac.	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2		講義後の1時間程 度

南島地域の民俗文化に関する博士論文の研究テーマ設定に向けた研究発表。

2. 到達目標

博士論文として適切な研究テーマを決定する。

3. 授業の計画と内容

第1週 ガイダンス

- 第2週 発表日程等の調整
- 第3週 問題関心および研究方法・計画についての検討
- 第4週 研究テーマ設定に向けた研究発表(1)
- 第5週 研究テーマ設定に向けた研究発表(2)
- 第6週 研究テーマ設定に向けた研究発表(3)
- 第7週 研究テーマ設定に向けた研究発表(4)
- 第8週 研究テーマ設定に向けた研究発表 (5)
- 第9週 研究テーマ設定に向けた研究発表(6)
- 第10週 研究テーマ設定に向けた研究発表(7)
- 第11週 研究テーマ設定に向けた研究発表(8)
- 第12週 研究テーマ設定に向けた研究発表(9)
- 第13週 研究テーマ設定に向けた研究発表(10)
- 第14週 研究テーマの設定
- 第15週 授業の総括

4. テキスト

参考文献:授業を進める中で、課題に関連する参考文献を適宜紹介する。

5. 準備学習

南島の民俗文化に関するできるだけ多くの論文に目を通しながら、研究テーマに結びつけそうな論文を精読し、研究の現況を整理して発表に臨む。

6. 成績評価の方法

発表の内容:70%

授業への取り組み:30% (リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど)

7. 履修の条件

「南島民俗文化論」を履修した者

8. その他

科目番号	科目名	特別演習 I		担当教員:赤嶺 守	
博国地 015	科目名(英語)	Special Seminar I		E-mail:m.akamir	ne@meio-u.ac.jp
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
0	1	前期	9		講義後の1時間
2		刊知	2		程度

中国・琉球関係史に関する博士論文執筆に向けて、先行研究に対する評価及び批判的考察を試み、併せてプロットの構築、独創性について検討する。

2. 到達目標

博士論文に関する史料・著作・論文目録の作成。研究範囲の絞り込みをおこない、研究アプローチの手法を検討し、論文の構成・内容の充足を図る。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 研究領域におけるテーマの妥当性および学術的意義の確認
- 第2週 先行研究文献目録の作成
- 第3週 先行研究文献目録の作成
- 第4週 先行研究の総括(批判的検討)・整理
- 第5週 先行研究の総括(批判的検討)・整理
- 第6週 先行研究の総括(批判的検討)・整理
- 第7週 先行研究の総括(批判的検討)・整理
- 第8週 研究のプロット (構想) の検討
- 第9週 研究のプロット (構想) の検討
- 第10週 研究のプロット (構想) の検討
- 第11週 研究のプロット (構想) の検討
- 第12週 各章における問題意識(独創性)の検討
- 第13週 各章における問題意識(独創性)の検討
- 第14週 各章における問題意識(独創性)の検討
- 第15週 研究全体のプロット (構想) 及び問題意識 (独創性) の確認

4. テキスト

参考文献:授業を進める中で、課題に関連する参考文献を適宜紹介する。

5. 準備学習

毎回、各課題に関するレジュメや資料を受講生は講義の前に準備・整理しておくこと。

6. 成績評価の方法

研究課題に対する取り組みの深化の程度をみて総合的に評価する。

7. 履修の条件

漢文資料を多用する場合、漢文読解の一定の基礎力を有すること。

8. その他

授業への取り組み: リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど 講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。

科目番号	科目名	特別演習I		担当教員:山里 勝己		
博国地 015	科目名(英語)	Special Seminar I		E-mail:ka.yamazato@meio-u.ac.jp		
単位数	受講年次	開講予定学期	開講予定学期 登録予定人数		オフィスアワー	
2	1	前期	2	学長室	授業終了後、または予 約による	

アメリカ環境文学に関する博士論文執筆に向けて、対象とする作品・作家の検討、研究方法、先行研究史等を分析し、論文の構想、妥当性及び独創性等について検討する。

2. 到達目標

博士論文執筆に関して、作品、先行研究を含めた必要な文献目録の作成、研究方法の検討、テーマの絞り込み等を行う。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 研究分野の学問上の意義、博士論文執筆の意義、研究者としての基本姿勢に関する討論と確認
- 第2週 博士論文執筆の妥当性と独創性:プロポーザルの提出と討論
- 第3週 博士論文執筆の妥当性と独創性:プロポーザルの提出と討論
- 第4週 研究方法と研究範囲の検討
- 第5週 研究方法と研究範囲の検討
- 第6週 対象作品、作家、先行研究等の文献目録作成
- 第7週 対象作品、作家、先行研究等の文献目録作成
- 第8週 対象作品、作家、先行研究等の文献目録作成
- 第9週 対象作品、作家、先行研究等の文献目録作成
- 第10週 先行研究の批判的検討
- 第11週 先行研究の批判的検討
- 第12週 博士論文プロポーザルの中間評価・修正
- 第13週 博士論文プロポーザルの中間評価・修正
- 第14週 博士論文プロポーザルの中間評価・修正・再検討
- 第15週 研究課題、先行研究、プロポーザルの妥当性に関する中間まとめ

4. テキスト

参考文献: 博士論文プロポーザル及び諸課題に検討関する進捗状況を勘案しながら適宜提示し選択する。

5 准備学習

独自のリサーチを的確に整理し、批判的な検討をしながら授業に臨むこと。

6. 成績評価の方法

授業への取り組み(報告、討論等)と期末論文の完成度によって評価する。

博士論文プロポーザルの中間評価及び基礎的研究報告書:60%

授業への取り組み:40%(リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど)

7. 履修の条件

特にないが、関連する文献を読みこなし、発表の一部を英語で行うための英語力を有すること。アメリカ文学全般とアメリカ環境文学に関する修士レベルの知識を有すること。

8. その他

科目番号	科目名	特別演習I		担当教員:住江 淳司	
博国地 015	科目名(英語)	Special Seminar I		E-mail:j.sumie@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
9	1	급유 [[]	1	505	火: 10:30-12:00、
2	1	1 前期	1	505	金: 13:00-14:30

中南米地域比較文化論に関する研究分野の先行研究や現在の研究動向に関する報告を通して、学生が主体的に研究テーマを設定し、その研究の意義を明らかにし、研究領域や研究方法を確定していく。

2. 到達目標

特別演習 I では、研究テーマに関する先行研究や関連する周辺領域の研究を網羅的に蒐集し研究史を整理し、加えて研究テーマの妥当性や研究の意義などを検証していく。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 研究の視点の提示と検討
- 第2週 研究分野と研究領域の確認と検討
- 第3週 研究方法の検討 (1)
- 第4週 研究方法の検討 (2)
- 第5週 研究課題の検討 (1)
- 第6週 研究課題の検討 (2)
- 第7週 研究課題の検討 (3)
- 第8週 研究課題の検討 (4)
- 第9週 研究領域の検討 (1)
- 第10週 研究領域の検討 (2)
- 第11週 研究領域の検討 (3)
- 第12週 先行研究の解説 (1)
- 第13週 先行研究の解説 (2)
- 第14週 研究史の解説 (1)
- 第15週 研究史の解説 (2)

4. テキスト 特になし

参考文献:

学生の研究課題やテーマ及び研究の進捗状況に応じて適宜、提示する。

5. 準備学習

先行研究・関連研究を精読し、問題となる箇所を整理して授業に臨むこと。

6. 成績評価の方法

研究課題・研究テーマの設定に至る考証の緻密性及び設定された研究課題・研究テーマの妥当性と独創性をみる

7. 履修の条件

中南米地域の文化触変に興味を抱いている学生を優先的に受講させる。

8. その他

科目番号	科目名	特別演習Ⅱ		担当教員:波照間 永吉	
博国地 016	科目名(英語)	Special Seminar II		E-mail:e.hateruma@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	後期	2		講義後の1時間程 度

琉球・沖縄文学に関する研究テーマに即して先行研究の検討を行い、作品および事例分析の精密化をはかる。また、研究テーマ周辺の作品・事例についても幅広い目配りを行えるようにする。

2. 到達目標

- ・先行研究論文の読み込みを進める。
- ・研究テーマに関わる作品および事例分析の精密化を実現する。
- ・琉球文学のみならず日本古代文学、民俗学・宗教学的領域についても文献の読み込みを進める。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 前学期の成果の確認と今学期の目標について確認する。
- 第2週 テーマに即した作品・事例研究①
- 第3週 テーマに即した作品・事例研究②
- 第4週 テーマに即した作品・事例研究③
- 第5週 作品研究①~③に関する先行研究の検討①
- 第6週 作品研究①~③に関する先行研究の検討②
- 第7週 テーマに即した作品・事例研究④
- 第8週 テーマに即した作品・事例研究⑤
- 第9週 テーマに即した作品・事例研究⑥
- 第10週 テーマに即した作品・事例研究⑦
- 第11週 作品研究④~⑦に関する先行研究の検討①
- 第12週 作品研究④~⑦に関する先行研究の検討②
- 第13週 作品研究の結果のとりまとめ(論文作成)①(草稿検討)
- 第14週 作品研究の結果のとりまとめ(論文完成)②(草稿検討と完成)
- 第15週 研究計画一年次のとりまとめ。達成と課題の検討

4. テキスト

【テキスト】

外間守善『校注おもろさうし』(2000年・岩波書店)

外間守善・波照間永吉『定本おもろさうし』(2002年・角川書店)

外間守善・波照間永吉『定本琉球国由来記』(1997年・角川書店)

外間守善他『南島歌謡大成 I~V』(1980年・角川書店)

【参考文献】

沖縄古語辞典編集委員会編『沖縄古語大辞典』(1995年・角川書店)

玉城政美『南島歌謡論』(1991年・砂子屋書房)、外間守善『南島文学論』(1994年・角川書店)

波照間永吉『南島祭祀歌謡の研究』(1999年・砂子屋書房)、玉城政美『琉球歌謡論』(2010年・砂子屋書房)

5. 準備学習

毎回の講義に向けて事前準備を欠かさないこと。特に先行研究論文の読み込みを積極的に行い、テーマに関する研究状況を正確に理解すると共に、自己の方法論の構築に役立てる。奄美・沖縄の祭祀についても積極的にフィールドワークを行って欲しい。

6. 成績評価の方法

授業への取り組み(発表・意見交換)と作品・事例研究論文の完成度によって総合的に判断する。

授業への取り組み:20% (リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど)

報告書・論文:80%

7. 履修の条件

特にない。但し、事前学習を十全に行うこと。

8. その他

古文書の読みなどの必要のある場合は、変体仮名・漢字草書体の読みなどの基礎的な知識が求められる。 講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。

科目番号	科目名	特別演習Ⅱ		担当教員:山里 純一	
博国地 016	科目名(英語)	Special Seminar II		E-mail;j.yamazato@meio-u.ac.	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	後期	2		講義後の1時間程 度

南島地域の民俗文化の研究テーマに関連する先行研究の論点・問題点および研究史の整理を目的とした発表。

2. 到達目標

先行研究について完全に把握する。 研究史を正確に把握する。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 「特別演習 I」の到達確認と本授業の取り組みについての検討
- 第2週 先行研究の論点と問題点の整理(1)
- 第3週 先行研究の論点と問題点の整理(2)
- 第4週 先行研究の論点と問題点の整理(3)
- 第5週 先行研究の論点と問題点の整理(4)
- 第6週 先行研究の論点と問題点の整理(5)
- 第7週 先行研究の論点と問題点の整理(6)
- 第8週 先行研究の論点と問題点の整理(7)
- 第9週 先行研究の論点と問題点の整理(8)
- 第10週 研究史の整理(1)
- 第11週 研究史の整理(2)
- 第12週 研究史の整理(3)
- 第13週 研究史の整理(4)
- 第14週 研究史の整理(5)
- 第15週 授業の総括

4. テキスト

参考文献:授業を進める中で、課題に関連する参考文献を適宜紹介する。

5. 準備学習

幅広く民俗文化に関する論文を読みながら、特に研究テーマと結びつく先行研究はすべて精読し、論点と問題点を 的確に整理して授業に臨むこと。

6. 成績評価の方法

発表の内容:70%

授業への取り組み:30%(リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど)

7. 履修の条件

「特別演習 I」を履修した者

8. その他

科目番号	科目名	特別演習Ⅱ		担当教員:赤嶺 守	
博国地 016	科目名(英語)	Special Seminar II		E-mail:m.akamine@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	後期	2		講義後の1時間程 度

中国・琉球関係史に関する博士論文の執筆に向けて、収集した関連史料の精読をおこない、引用史料としての立証性について検討する。

2. 到達目標

博士論文に関する史料を精読し、独創性の高い論考の完成をめざす。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 関連史料の精読・検討・指導
- 第2週 関連史料の精読・検討・指導
- 第3週 関連史料の精読・検討・指導
- 第4週 関連史料の精読・検討・指導
- 第5週 関連史料の精読・検討・指導
- 第6週 関連史料の精読・検討・指導
- 第7週 関連史料の精読・検討・指導
- 第8週 関連史料の精読・検討・指導
- 第9週 関連史料の精読・検討・指導
- 第10週 関連史料の精読・検討・指導
- 第11週 関連史料の精読・検討・指導
- 第12週 関連史料の精読・検討・指導
- 第13週 関連史料の精読・検討・指導
- 第14週 研究全体の引用史料(史料操作)の最終確認
- 第15週 研究全体の引用史料(史料操作)の最終確認

4. テキスト

参考文献:授業を進める中で、課題に関連する参考資料を適宜提示する。

5. 準備学習

毎回、精読する関連史料を受講前に読み込んでおくこと。

6. 成績評価の方法

研究課題に対する取り組み (リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど) の深化の程度をみて総合的に評価する。

7. 履修の条件

漢文資料を多用する場合、漢文の一定の読解力を有すること。

8. その他

関連史料の収集に関しては、学期内に集中的に済ましておくことが望ましい。 講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。

Ī	科目番号	科目名	特別演習Ⅱ		担当教員:山里	勝己
	博国地 016	科目名(英語)	Special Seminar I		E-mail:ka.yamaz	ato@meio-u.ac.jp
	単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
	2	1	後期	2	学長室	授業終了後、または予約 による

アメリカ環境文学に関する博士論文執筆に向けて、対象とする作品の精読、研究方法の厳密な検討を行い、引き続き先行研究の分析をするとともに、論文の構想、妥当性及び独創性等について検討する。

2. 到達目標

博士論文執筆に関して、作品、先行研究の精読・検討を行う。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 作品の選択、精読、報告、討論
- 第2週 作品の選択、精読、報告、討論
- 第3週 作品の選択、精読、報告、討論
- 第4週 作品の選択、精読、報告、討論
- 第5週 作品の選択、精読、報告、討論
- 第6週 作品の選択、精読、報告、討論
- 第7週 先行研究文献目録作成、先行研究の批判的検討/研究方法の厳密な検討、報告・討論
- 第8週 先行研究文献目録作成、先行研究の批判的検討/研究方法の厳密な検討、報告・討論
- 第9週 先行研究文献目録作成、先行研究の批判的検討/研究方法の厳密な検討、報告・討論
- 第10週 先行研究文献目録作成、先行研究の批判的検討/研究方法の厳密な検討、報告・討論
- 第11週 先行研究文献目録作成、先行研究の批判的検討/研究方法の厳密な検討、報告・討論
- 第12週 先行研究文献目録作成、先行研究の批判的検討/研究方法の厳密な検討、報告・討論
- 第13週 先行研究文献目録作成、先行研究の批判的検討/研究方法の厳密な検討、報告・討論
- 第14週 先行研究文献目録作成、先行研究の批判的検討/研究方法の厳密な検討、報告・討論
- 第15週 研究課題、先行研究、プロポーザルの妥当性に関する中間まとめ

4. テキスト

参考文献: 博士論文プロポーザル及び諸課題に検討関する進捗状況を勘案しながら適宜そのために適宜 テキスト及び参考文献を提示する。

5. 準備学習

博士論文の対象とする作品等を的確に理解し、先行研究を批判的な検討をしながら独自の視座を構築しながら授業に臨むこと。

6. 成績評価の方法

授業への取り組み(報告、討論等)と期末論文の完成度によって評価する。

博士論文プロポーザルの中間評価及び基礎的研究報告書:60%

授業への取り組み:40%(リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど)

7. 履修の条件

特にないが、関連する文献を読みこなし、発表の一部を英語で行うための英語力を有すること。 アメリカ文学全般とアメリカ環境文学、この分野に関する批評史的な知識を有すること。

8. その他

科目番号	科目名	特別演習Ⅱ		担当教員:住江 淳司	
博国地 016	科目名(英語)	Special Seminar II		E-mail:j.sumie@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期 登録予定人数		研究室	オフィスアワー
9	1	後期	9		火: 10:30-12:00、
2	1	1友州	2	505	金: 13:00-14:30

研究テーマを決定するために、国内外の先行研究と現在の研究動向を十分に理解するために引き続き文献探索を行う。

あわせて、研究テーマの妥当性や研究の意義を検証していく。

2. 到達目標

研究テーマに相当する先行研究(1次資料も含めて)を蒐集し、その先行研究を整理し、研究テーマの妥当性を 検証しつつ研究史の作成に着手する。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 先行研究の検討 (1)
- 第2週 先行研究の検討 (2)
- 第3週 先行研究の検討 (3)
- 第4週 先行研究の検討 (4)
- 第5週 先行研究の検討 (5)
- 第6週 先行研究の検討 (6)
- 第7週 先行研究の検討 (7)
- 第8週 関連研究の解説 (1)
- 第9週 関連する先行研究の解説 (1)
- 第10週 関連する先行研究の解説 (2)
- 第11週 関連する先行研究の解説 (3)
- 第12週 研究史の作成 (1)
- 第13週 研究史の作成 (2)
- 第14週 研究史の作成 (3)
- 第15週 研究テーマと研究方法の再検討

4. テキスト

参考文献:

学生の研究課題やテーマ及び研究の進捗状況に応じて適宜、提示する。

5. 準備学習

授業での議論を踏まえて、多くの先行研究・関連周辺研究を精読し、まとめておくこと。

6. 成績評価の方法

1 次資料を含む先行研究などの資料の博捜とその理解度、加えて研究テーマに応じた問題点の整理に妥当性がどれほどあるかを評価する。

7. 履修の条件

中南米地域の文化触変に興味のある学生を優先する。

8. その他

科目番号	科目名	特別演習Ⅲ		担当教員:波照	間永吉
博国地 017	科目名(英語)	Special Seminar III		E-mail:e.hater	uma@meio-u.ac.jp
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	2	前期	2		講義後の1時間程 度

琉球・沖縄文学に関する博士論文執筆に向けて、作品分析の精密化をはかるとともに対象作品の範囲の拡大を目指す。研究テーマ周辺の作品についても幅広い目配りを行えるようにする。先行研究の探索と検討を継続して行う。なお、学位論文の構想に基づき、各章・各節の具体的執筆指導を行う。

2. 到達目標

- ・先行研究論文の読み込みと検討を進める。
- ・研究テーマに関わる作品分析の精密化を実現し、対象を拡大する。
- ・琉球文学のみならず日本古代文学、民俗学・宗教学的領域についても文献の読み込みを進める。
- ・学位論文の構想を完成し執筆を進める。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 前学年度の成果の確認と今学年および今学期の目標について確認する。
- 第2週 学位論文の全体構成の検討
- 第3週 テーマに即した作品・事例研究①
- 第4週 テーマに即した作品・事例研究②
- 第5週 作品研究①~②に関する先行研究の検討①
- 第6週 作品研究①~②に関する先行研究の検討②
- 第7週 テーマに即した作品・事例研究③
- 第8週 テーマに即した作品・事例研究(4)
- 第9週 テーマに即した作品・事例研究⑤
- 第10週 作品・事例研究③~⑤に関する先行研究の検討①
- 第11週 作品・事例研究③~⑤に関する先行研究の検討②
- 第12週 作品・事例研究の結果のとりまとめ(論文作成)①(草稿検討)
- 第 13 週 作品・事例研究の結果のとりまとめ(論文完成)②(草稿検討と完成)
- 第14週 博士論文の進捗状況の報告と検討。全体構成の検討①
- 第15週 博士論文の進捗状況の報告と検討。全体構成の検討②

4. テキスト

【テキスト】

外間守善『校注おもろさうし』(2000 年・岩波書店)、外間守善・波照間永吉『定本おもろさうし』(2002 年・角川書店)、外間守善・波照間永吉『定本琉球国由来記』(1997 年・角川書店)、外間守善他『南島歌謡大成 $I \sim V$ 』(1980 年・角川書店)

【参考文献】

沖縄古語辞典編集委員会編『沖縄古語大辞典』(1995 年・角川書店)、玉城政美『南島歌謡論』(1991 年・砂子屋書房)、外間守善『南島文学論』(1994 年・角川書店)、波照間永吉『南島祭祀歌謡の研究』(1999 年・砂子屋書房) 玉城政美『琉球歌謡論』(2010 年・砂子屋書房)、比嘉康雄『神々の古層』(写真集・全 12 巻)(1990 年~1994 年・ニライ社)、比嘉康雄『沖縄 久高島』(1997 年・第一書房)

5. 準備学習

毎回の講義に向けて事前準備を欠かさないこと。特に先行研究論文の読み込みを積極的に行い、テーマに関する研究状況を正確に理解すると共に、自己の方法論の構築に役立てる。奄美・沖縄の祭祀についても積極的にフィールドワークを行う。

6. 成績評価の方法

授業への取り組み(発表・意見交換)と作品・事例研究論文の完成度によって総合的に判断する。

授業への取り組み: 20% (リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど)

報告書・論文:80%

7. 履修の条件

特にない。但し、事前学習を十全に行うこと。

8. その他

古文書の読みなどの必要のある場合は、変体仮名・漢字草書体の読みなどの基礎的な知識が求められる。 講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。

	科目番号	科目名	特別演習Ⅲ		担当教員:山里 純一	
	博国地 017	科目名(英語)	Special Seminar III		E-mail:j.yamazato@meio-u.ac.jp	
Γ	単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
ľ	2	2	前期	2		講義後の1時間程 度

南島地域の民俗文化に関する研究テーマに即した文献およびフィールド調査資料の分析・検討を踏まえた研究発表。

2. 到達目標

研究テーマに即した文献およびフィールド調査の分析・検討を通じて研究のオリジナリティを高める。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 「特別演習Ⅱ」の成果と反省を踏まえた本授業の取り組みの検討
- 第2週 文献資料の収集と整理(1)
- 第3週 文献資料の収集と整理(2)
- 第4週 文献資料の収集と整理(3)
- 第5週 文献資料の収集と整理(4)
- 第6週 フイールド調査の成果と整理(1)
- 第7週 フイールド調査の成果と整理(2)
- 第8週 フイールド調査の成果と整理(3)
- 第9週 フイールド調査の成果と整理(4)
- 第10週 収集資料の分析・検討(1)
- 第11週 収集資料の分析・検討(2)
- 第12週 収集資料の分析・検討(3)
- 第13週 収集資料の分析・検討(4)
- 第14週 収集資料の分析・検討(5)
- 第15週 授業の総括

4. テキスト

参考文献:授業を進める中で、課題に関連する参考文献を適宜紹介する。

5. 準備学習

文献資料の収集とフィールドワークを行った上で授業に臨むこと。

6. 成績評価の方法

文献資料の収集と分析力(50%) フィールド調査の内容と分析力(50%)

7. 履修の条件

「特別演習Ⅰ」・「特別演習Ⅱ」を履修した者

8. その他

	科目番号	科目名	特別演習Ⅲ		担当教員:赤嶺 守	
	博国地 017	科目名(英語)	Special Seminar III		E-mail:m.akamine@meio-u.ac.jp	
	単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
ĺ	9	9	前期	9		講義後の1時間
	2	2	削翔	2		程度

中国・琉球関係史に関する博士論文の執筆に向けて、体系的且つ精緻なデータベースの構築と解析をおこない、論考の実証性について検証する。

2. 到達目標

体系的且つ精緻なデータベースの構築と解析を通して、実証性の高い論文の完成をめざす。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 執筆に繋げるデータベースの構築及び解析・検討
- 第2週 執筆に繋げるデータベースの構築及び解析・検討
- 第3週 執筆に繋げるデータベースの構築及び解析・検討
- 第4週 執筆に繋げるデータベースの構築及び解析・検討
- 第5週 執筆に繋げるデータベースの構築及び解析・検討
- 第6週 執筆に繋げるデータベースの構築及び解析・検討
- 第7週 執筆に繋げるデータベースの構築及び解析・検討
- 第8週 執筆に繋げるデータベースの構築及び解析・検討
- 第9週 執筆に繋げるデータベースの構築及び解析・検討
- 第10週 執筆に繋げるデータベースの構築及び解析・検討
- 第11週 執筆に繋げるデータベースの構築及び解析・検討
- 第12週 執筆に繋げるデータベースの構築及び解析・検討
- 第13週 データベース全体の解析及びその実証性・整合性の確認
- 第14週 データベース全体の解析及びその実証性・整合性の確認
- 第15週 データベース全体の解析及びその実証性・整合性の確認

4. テキスト

参考文献:授業を進める中で、課題に関連する参考資料を適宜提示する。

5. 準備学習

事前に、受講者は講義で取り扱うデータの入力・確認を済まし、一定の解析を済ましておくこと。

6. 成績評価の方法

研究課題に対する取り組みの深化の程度をみて総合的に評価する。

7. 履修の条件

データベースの作成にはエクセルを使用する。受講者はエクセル操作のリテラシーを身につけていること。

8. その他

科目番号	科目名			担当教員:山里 勝己	
博国地 017	科目名(英語)			E-mail:ka.yamazato@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	2	前期	2	学長室	講義後の1時間程度

アメリカ環境文学に関する博士論文執筆に向けて、対象とする作品の精読、研究方法の厳密な検討を行い、引き続き先行研究の分析をするとともに、論文の構想、妥当性及び独創性等について検討しつつ、部分的な執筆を開始する。

2. 到達目標

博士論文執筆に関して、作品、先行研究の精読・検討を行う。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 作品の精読,執筆、報告、討論
- 第2週 作品の精読,執筆、報告、討論
- 第3週 作品の精読,執筆、報告、討論
- 第4週 作品の精読,執筆、報告、討論
- 第5週 作品の精読、執筆、報告、討論
- 第6週 作品の精読,執筆、報告、討論
- 第7週 作品の精読、執筆、報告、討論
- 第8週 作品の精読,執筆、報告、討論
- 第9週 作品の精読、執筆、報告、討論
- 第10週 作品の精読、執筆、報告、討論
- 第11週 作品の精読,執筆、報告、討論
- 第12週 作品の精読,執筆、報告、討論
- 第13週 博士論文プロポーザル関する検討、報告、討論、修正等
- 第14週 博士論文プロポーザル関する検討、報告、討論、修正等
- 第15週 研究課題、先行研究を基礎とした独自の視点での分析を執筆し提出する。

4. テキスト

参考文献: 対象とする作品の精読を通して、執筆、報告、討論を行い、修正を行いつつ、博士論文の 全体の執筆に向けて研究を深化する。そのために適宜テキスト及び参考文献を提示する

5. 準備学習

博士論文の対象とする作品等を的確に理解し、先行研究を批判的な検討をしながら独自の視座で執筆を開始し、解釈、分析が妥当かどうか厳密に検討する。

6. 成績評価の方法

授業への取り組み(報告、討論等)と期末論文の完成度によって評価する。

博士論文執筆状況の中間評価及び中間報告書:60%

授業への取り組み:40%(リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど)

7. 履修の条件

関連する文献を読みこなし、発表の一部を英語で行うための英語力を有すること。

アメリカ文学全般とアメリカ環境文学、この分野に関する批評史的な知識を有し、作品に関する部分的な解釈を執筆するところまで研究が深化していること。

8. その他

Ī	科目番号	科目名	特別演習Ⅲ		担当教員:住江 淳司	
	博国地 017	科目名(英語)	Special Seminar III		E-mail:j.sumie@meio-u.ac.jp	
	単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
İ	0	9	前期	0	505	火: 10:30-12:00、
		2	川州	2		金: 13:00-14:30

中南米地域文化に関する博士論文執筆に向けて、研究に必要な1次資料・2次資料を博捜するための文献探索方法 を、必要であれば図書館司書と協力して行う。

2. 到達目標

研究テーマに即した1次資料・2資料それに視聴覚資料を、学生独自で博捜できるように指導する。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 国内外の1次資料・2次資料の博捜方法の指導 (1)
- 第2週 国内外の1次資料・2次資料の博捜方法の指導 (2)
- 第3週 図書館を使った資料の博捜実習 (1)
- 第4週 図書館を使った資料の博捜実習 (2)
- 第5週 図書館を使った資料の博捜実習 (3)
- 第6週 蒐集した資料の文献リストの作成 (1)
- 第7週 蒐集した資料の文献リストの作成 (2)
- 第8週 蒐集資料の読解と分析 (1)
- 第9週 蒐集資料の読解と分析 (2)
- 第10週 蒐集資料の読解と分析 (3)
- 第11週 蒐集資料の読解と分析 (4)
- 第12週 蒐集資料の読解と分析 (5)
- 第13週 蒐集資料の読解と分析 (6)
- 第14週 蒐集資料の読解と分析結果の整理 (1)
- 第15週 蒐集資料の読解と分析結果の整理 (2)

4. テキスト 特になし。

参考文献:

学生の研究課題やテーマ及び研究の進捗状況に応じて適宜、提示する。

5. 準備学習

蒐集した資料に関しては、内容を事前に精読しかつ整理して授業に臨むこと。

6. 成績評価の方法

蒐集した資料の状況と整理具合を評価し、資料の読解・分析状況も評価対象とする。

7. 履修の条件

中南米地域の文化触変に興味のある学生を優先する。

8. その他

	科目番号	科 目 名	特別演習IV		担当教員:波照間 永吉	
	博国地 018	科目名(英語)	Special Seminar IV		E-mail: e.hateruma@meio-u.ac.jp	
	単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
ĺ	Ω	0	後期	0		講義後の1時間程
	2 2	[[安州	2		度	

琉球・沖縄文学に関する博士論文を支える作品・事例の正確な分析ができるように指導するとともに、博士論文の構想に基づき、各章・各節の執筆が進むよう具体的指導を行う。指導は、論証のための資料の的確性、論文の実証性、論理展開の的確性、結論の妥当性などにポイントを おいて行う。

2. 到達目標

- ・研究テーマに関わる作品・事例分析の精密化を実現し、対象を拡大する。
- ・博士論文の構想に基づいて論文の執筆を進める。
- ・個々の論文の有機的なつながりに留意して執筆することができる。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 博士論文の全体構成の検討を行い、論文各章の執筆計画を検討・確認する。
- 第2週 博士論文草稿の検討と指導①
- 第3週 博士論文草稿の検討と指導②
- 第4週 博士論文草稿の検討と指導③
- 第5週 博士論文草稿の検討と指導④
- 第6週 博士論文草稿の検討と指導⑤
- 第7週 博士論文草稿の検討と指導⑥
- 第8週 博士論文草稿の検討と指導⑦
- 第9週 博士論文草稿の検討と指導®
- 第10週 博士論文草稿の検討と指導⑨
- 第11週 博士論文草稿の検討と指導⑩
- 第12週 博士論文草稿の検討と指導印
- 第13週 博士論文草稿の検討と指導②
- 第14週 学位論文の進捗状況の確認。全体構成の検討①
- 第15週 学位論文の進捗状況の確認。全体構成の検討②。博士課程二年次の総括。

4. テキスト

【テキスト】

外間守善『校注おもろさうし』(2000 年・岩波書店)、外間守善・波照間永吉『定本おもろさうし』(2002 年・角川書店)、外間守善・波照間永吉『定本琉球国由来記』(1997 年・角川書店)、外間守善他『南島歌謡大成 I ~V』 (1980 年・角川書店)

【参考文献】

沖縄古語辞典編集委員会編『沖縄古語大辞典』(1995 年・角川書店)、玉城政美『南島歌謡論』(1991 年・砂子屋書房)、外間守善『南島文学論』(1994 年・角川書店)、波照間永吉『南島祭祀歌謡の研究』(1999 年・砂子屋書房) 玉城政美『琉球歌謡論』(2010 年・砂子屋書房)、比嘉康雄『神々の古層』(写真集・全 12 巻)(1990 年~1994 年・ニライ社)、比嘉康雄『沖縄 久高島』(1997 年・第一書房)

5. 準備学習

毎回の講義に向けて事前準備を欠かさないこと。特に先行研究論文の読み込みを積極的に行い、テーマに関する研究状況を正確に理解すると共に、自己の方法論の構築に役立てる。奄美・沖縄の祭祀についても積極的にフィールドワークを行う。

6. 成績評価の方法

授業への取り組み(発表・意見交換)と作品・事例研究論文の完成度によって総合的に判断する作品・事例研究論 文の完成度によって総合的に判断する。

授業への取り組み: 20% (リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど)報告書・論文: 80%

7. 履修の条件

特にない。但し、事前学習を十全に行うこと。

8. その他

古文書の読みなどの必要のある場合は、変体仮名・漢字草書体の読みなどの基礎的な知識が求められる。 講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。

科目番号	科目名	特別演習IV		担当教員:山里	. 純 一
博国地 018	科目名(英語)	Special Seminar IV		E-mail;j.yamaz	ato@meio-u.ac.jp
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	2	後期	2		講義後の1時間程 度

南島地域の民俗文化に関する学位論文の全体的な構想を固めるために発表と検討を行う。

2. 到達目標

学位論文の目次が提示できる。

3. 授業の計画と内容

第1週 学位論文の全体的な構想の発表(1)

第2週 学位論文の全体的な構想の発表(2)

第3週 学位論文の全体的な構想の発表(3)

第4週 学位論文の全体的な構想の発表(4)

第5週 学位論文の全体的な構想の発表(5)

第6週 学位論文の全体的な構想の発表(6)

第7週 学位論文の全体的な構想の発表(7)

第8週 学位論文の全体的な構想の発表(8)

第9週 学位論文の全体的な構想の発表(9)

第10週 学位論文の全体的な構想の発表(10)

第11週 学位論文目次案の提示と検討(1)

第12週 学位論文目次案の提示と検討(2)

第13週 学位論文目次案の提示と検討(3)

第14週 学位論文目次案の提示と検討(4)

第15週 授業の総括

4. テキスト

参考文献:授業を進める中で、課題に関連する参考文献を適宜紹介する。

5. 準備学習

学位論文の構想および目次案については、その中身がよくわかるように、十分整理をしておくこと。

6. 成績評価の方法

構想への取り組み:30% (リサーチ構想に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど) 学位論文目次案の提出:70%

7. 履修の条件

特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを履修した者

8. その他

科目番号	科目名	特別演習IV		担当教員:赤嶺	守
博国地 018	科目名(英語)	Special Seminar IV	7	E-mail:m.akam	ine@meio-u.ac.jp
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
9	9	後期	3%.## O		講義後の1時間
2	2	(反射)	2		程度

中国・琉球関係史に関する博士論文の執筆に取りかかる。 史料やデータベースを駆使した論理の展開の妥当性について検討し、全体の構想の充足を図る。

2. 到達目標

新史料や精緻なデータベース情報を駆使し先行研究を超える創造性のある体系的な理論構築を目指す。

3. 授業の計画と内容

第1週	各章の執筆及び史料・データベースと論理の展開における妥当性のプロポーザル・検討
第2週	各章の執筆及び史料・データベースと論理の展開における妥当性のプロポーザル・検討
第3週	各章の執筆及び史料・データベースと論理の展開における妥当性のプロポーザル・検討
第4週	各章の執筆及び史料・データベースと論理の展開における妥当性のプロポーザル・検討
第5週	各章の執筆及び史料・データベースと論理の展開における妥当性のプロポーザル・検討
第6週	各章の執筆及び史料・データベースと論理の展開における妥当性のプロポーザル・検討
第7週	各章の執筆及び史料・データベースと論理の展開における妥当性のプロポーザル・検討
第8週	各章の執筆及び史料・データベースと論理の展開における妥当性のプロポーザル・検討
第9週	各章の執筆及び史料・データベースと論理の展開における妥当性のプロポーザル・検討
第10週	各章の執筆及び史料・データベースと論理の展開における妥当性のプロポーザル・検討
第11週	各章の執筆及び史料・データベースと論理の展開における妥当性のプロポーザル・検討
第12週	各章の執筆及び史料・データベースと論理の展開における妥当性のプロポーザル・検討
第13週	研究全体における史料・データベースの引用と論理の展開における整合性について検討、指導
第14週	研究全体における史料・データベースの引用と論理の展開における整合性について検討、指導
第15週	研究全体における史料・データベースの引用と論理の展開における整合性について検討、指導

4. テキスト

参考文献:授業を進める中で、課題に関連する参考資料を適宜提示する。

5. 準備学習

事前に、受講者は講義で取り扱う論理の展開における妥当性のプロポーザルを準備しておくこと。

6. 成績評価の方法

研究課題に対する取り組み(リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど) の深化の程度をみて総合的に評価する。

7. 履修の条件

特になし。

8. その他

受講者は、先行研究と自らが行う研究の相違を明確にし、学術的な研究意義を意識しながら執筆活動に取りかかること。

	科目番号	科 目 名	特別演習IV		担当教員:山里	世 勝己	
ĺ	博国地 018	科目名(英語)	Special Seminar IV		E-mail:ka.yamazato@meio-u.ac.jp		
	単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー	
	2	2	後期	2	学長室	授業終了後、または予約に よる	

アメリカ環境文学に関する博士論文執筆に向けて、対象とする作品の精読、研究方法の厳密な検討を行いつつ、論文全体の草稿の執筆を継続し、同時により厳密な報告及び検討を行う。

2. 到達目標

作品、先行研究の精読・検討を行いつつ、博士論文完成に向けて執筆を続ける。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 博士論文の執筆、報告、討論
- 第2週 博士論文の執筆、報告、討論
- 第3週 博士論文の執筆、報告、討論
- 第4週 博士論文の執筆、報告、討論
- 第5週 博士論文の執筆、報告、討論
- 第6週 博士論文の執筆、報告、討論
- 第7週 博士論文の執筆、報告、討論
- 第8週 博士論文の執筆、報告、討論
- 第9週 博士論文の執筆、報告、討論
- 第10週 博士論文の執筆、報告、討論
- 第11週 博士論文の執筆、報告、討論
- 第12週 博士論文の執筆、報告、討論
- 第13週 博士論文の執筆、報告、討論
- 第14週 博士論文の執筆、報告、討論、全体の構成の検討等
- 第15週 博士論文の執筆、報告、討論、全体の構成の検討等

4. テキスト

参考文献: 対象とする作品の精読を通して、博士論文各章の執筆、報告、討論を行い、修正を行いつつ、博士論文の全体の執筆に向けて研究を深化する。そのために適宜テキスト及び参考文献を提示する

5. 準備学習

博士論文の対象とする作品等を的確に理解し、先行研究の批判的な検討を行いながら独自の視座で執筆を開始し、妥当な解釈、分析でもって論文の執筆が進んでいるかどうか自ら厳しく検証すること。

6. 成績評価の方法

授業への取り組み(報告、討論等)と論文執筆の進捗状況によって評価する。

博士論文執筆状況及び完成度:80%

授業への取り組み:20%(リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど)

7. 履修の条件

関連する文献を読みこなし、発表の一部を英語で行うための英語力を有すること。

アメリカ文学全般とアメリカ環境文学に関する高度の批評史的な知識を有し、博士論文の執筆が完了するところまで研究が深化していること。

8. その他

科目番号	科目名	特別演習IV		担当教員:住江 淳司		
博国地 018	科目名(英語)	Special Seminar IV		E-mail:j.sumie@meio-u.ac.jp		
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー	
9	9	後期	9	505	火: 10:30-12:00、	
2	2	1支列 	2	505	金: 13:00-14:30	

中南米地域文化に関する博士論文執筆に向けて、研究史の推敲、国内外で蒐集した資料の分析・検討などを踏まえ、 学位論文の構想を検証する。

2. 到達目標

学位論文の草稿の完成を目指して準備を進める。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 学位論文の全体的な構想とその検証 (1)
- 第2週 学位論文の全体的な構想とその検証 (2)
- 第3週 学位論文の全体的な構想とその検証 (3)
- 第4週 学位論文の各論の構想とその検証 (1)
- 第5週 学位論文の各論の構想とその検証 (2)
- 第6週 学位論文の各論の構想とその検証 (3)
- 第7週 学位論文の各論の構想とその検証 (4)
- 第8週 学位論文の各論の構想とその検証 (5)
- 第9週 学位論文の各論の構想とその検証 (6)
- 第10週 学位論文の各論の構想とその検証 (7)
- 第11週 学位論文の各論の構想とその検証 (8)
- 第12週 学位論文の各論の構想とその検証 (9)
- 第13 週 学位論文の各論の構想とその検証 (10)
- 第14週 学位論文の各論の構想とその検証 (11)
- 第15週 学位論文の全体的な構想と各論の構想との整合性の検証

4. テキスト

参考文献:

学生の研究課題やテーマ及び研究の進捗状況に応じて適宜、提示する。

5. 準備学習

蒐集した資料については、内容を把握し、熟考して授業に臨むこと。

6. 成績評価の方法

蒐集した資料状況と整理及び資料の読解・分析の進捗状況によって判断する。

7. 履修の条件

中南米地域の文化触変に興味のある学生を優先する。

8. その他

Ī	科目番号	科目名			担当教員:波照間 永吉		
	博国地 019	科目名(英語)			E-mail:e.haterı	uma@meio-u.ac.jp	
	単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー	
	2	3	前期	2		講義後の1時間程 度	

琉球・沖縄文学に関する博士論文の完成を目指して、論文指導を中心に授業を進める。特に、論拠となる資料の的確性、論文の実証性、論理構成などに注意して論文執筆がなされるよう指導を行う。

2. 到達目標

- ・論文各章・節の資料が的確なものであること。
- ・実証的な論述で、論理の構成に矛盾がなく、妥当な結論となっている論文の制作。
- ・博士論文全体の草稿が出来上がっているようにする。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 前学期の成果の確認と論文の全体構想および今学期の目標について確認する。
- 第2週 博士論文の執筆と検討。提出資料の妥当性、論文の実証性、論理構成と結論の妥当性の検討①
- 第3週 博士論文の執筆と検討。提出資料の妥当性、論文の実証性、論理構成と結論の妥当性の検討②
- 第4週 博士論文の執筆と検討。提出資料の妥当性、論文の実証性、論理構成と結論の妥当性の検討③
- 第5週 博士論文の執筆と検討。提出資料の妥当性、論文の実証性、論理構成と結論の妥当性の検討④
- 第6週 博士論文の執筆と検討。提出資料の妥当性、論文の実証性、論理構成と結論の妥当性の検討⑤
- 第7週 博士論文の執筆と検討。提出資料の妥当性、論文の実証性、論理構成と結論の妥当性の検討⑥
- 第8週 博士論文の執筆と検討。提出資料の妥当性、論文の実証性、論理構成と結論の妥当性の検討で
- 第9週 博士論文の執筆と検討。提出資料の妥当性、論文の実証性、論理構成と結論の妥当性の検討⑧
- 第10週 博士論文の執筆と検討。提出資料の妥当性、論文の実証性、論理構成と結論の妥当性の検討⑨
- 第11週 博士論文の執筆と検討。提出資料の妥当性、論文の実証性、論理構成と結論の妥当性の検討⑩
- 第12週 博士論文の執筆と検討。提出資料の妥当性、論文の実証性、論理構成と結論の妥当性の検討⑩
- 第13週 博士論文の執筆と検討。提出資料の妥当性、論文の実証性、論理構成と結論の妥当性の検討⑩
- 第14週 博士論文全体の構成の検討。資料編の整理①
- 第15週 博士論文全体の構成の検討。資料編の整理②

4. テキスト

【テキスト】

外間守善『校注おもろさうし』(2000 年・岩波書店)、外間守善・波照間永吉『定本おもろさうし』(2002 年・角川書店)、外間守善・波照間永吉『定本琉球国由来記』(1997 年・角川書店)、外間守善他『南島歌謡大成 $I \sim V$ 』(1980 年・角川書店)

【参考文献】

沖縄古語辞典編集委員会編『沖縄古語大辞典』(1995 年・角川書店)、玉城政美『南島歌謡論』(1991 年・砂子屋書房)、外間守善『南島文学論』(1994 年・角川書店)、波照間永吉『南島祭祀歌謡の研究』(1999 年・砂子屋書房) 玉城政美『琉球歌謡論』(2010 年・砂子屋書房)

波照間永吉編『鎌倉芳太郎資料集 ノート篇Ⅱ 民俗・宗教』(2006年)

※その他、必要に応じて適宜参考文献の提示を行う。

5. 準備学習

毎回の報告に向けて原稿の執筆を精力的に行うこと。原稿の検討に向けて、作品の分析と先行研究の検討については十分な準備を行うこと。

6. 成績評価の方法

授業への取り組み(発表・意見交換)と博士論文各章・節の原稿の完成度によって評価する。

授業への取り組み:20% (リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど)

論文:80%

7. 履修の条件

特にない。但し、指導を受けるべき論文の準備が十分に行われていること。

8. その他

	科目番号	科目名	特別演習V		担当教員:山里	純一
	博国地 019	科目名(英語)	Special Seminar V		E-mail:j.yamaz	zato@meio-u.ac.jp
Γ	単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
	2	3	前期	2		講義後の1時間程 度

南島地域の民俗文化に関する学位論文の執筆と指導

2. 到達目標

目次案に基づいて学位論文の骨格を完成させる。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 各章の執筆と指導(1)
- 第2週 同章の補訂(1)
- 第3週 各章の執筆と指導(2)
- 第4週 同章の補訂(2)
- 第5週 各章の執筆と指導(3)
- 第6週 同章の補訂(3)
- 第7週 各章の執筆と指導(4)
- 第8週 同章の補訂(4)
- 第9週 各章の執筆と指導(5)
- 第10週 同章の補訂(5)
- 第11週 各章の執筆と指導(6)
- 第12週 同章の補訂(6)
- 第13週 各章の執筆と指導(7)
- 第14週 同章の補訂(7)
- 第15週 授業の総括

4. テキスト

参考文献:授業を進める中で、課題に関連する参考文献を適宜紹介する。

5. 準備学習

目次案にもとづき各章を執筆したものや補訂したものを必ず用意して授業に臨むこと。

6. 成績評価の方法

進捗状況 (50%)

執筆·補訂内容 (50%)

7. 履修の条件

特になし。

8. その他

授業への取り組み: リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど 講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。

科目番号	科目名	特別演習V		担当教員:赤嶺	守
博国地 019	科目名(英語)	Special Seminar V		E-mail:m.akam	ine@meio-u.ac.jp
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	3	前期	2		講義後の1時間程 度

中国・琉球関係史に関する博士論文の執筆に取りかかる。各章における表・グラフの作成を行ない、それと論理の展開における整合性を検討する。

2. 到達目標

実証性の高い表・グラフの作成を行ない、内容の充足を図る。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 各章における表・グラフの作成及び論理の展開における整合性の確認
- 第2週 各章における表・グラフの作成及び論理の展開における整合性の確認
- 第3週 各章における表・グラフの作成及び論理の展開における整合性の確認
- 第4週 各章における表・グラフの作成及び論理の展開における整合性の確認
- 第5週 各章における表・グラフの作成及び論理の展開における整合性の確認
- 第6週 各章における表・グラフの作成及び論理の展開における整合性の確認
- 第7週 各章における表・グラフの作成及び論理の展開における整合性の確認
- 第8週 各章における表・グラフの作成及び論理の展開における整合性の確認
- 第9週 各章における表・グラフの作成及び論理の展開における整合性の確認
- 第10週 各章における表・グラフの作成及び論理の展開における整合性の確認
- 第11週 各章における表・グラフの作成及び論理の展開における整合性の確認
- 第12週 各章における表・グラフの作成及び論理の展開における整合性の確認
- 第13週 研究課題全体の最終検討、指導
- 第14週 研究課題全体の最終検討、指導
- 第15週 研究課題全体の最終検討、指導

4. テキスト

参考文献:授業を進める中で、課題に関連する参考資料を適宜提示する。

5. 準備学習

事前に、受講者は各章における表・グラフの作成を行い論理の展開における整合性について整理しておくこと。

6. 成績評価の方法

研究課題に対する取り組みの深化の程度をみて総合的に評価する。

7. 履修の条件

特になし。

8. その他

表やグラフの作成については、入力情報にミスがないか入念なチェックを試みること。 講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。

科目番号	科目名	特別演習V		担当教員:山里	勝己
博国地 019	科目名(英語)	Special Seminar V		E-mail:ka.yamazato@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	3	前期	2	学長室	授業終了後、または予約 による

アメリカ環境文学に関する博士論文執筆に向けて、対象とする作品の精読、研究方法の厳密な検討を行いつつ、論文各章の執筆を厳密に推敲しながら継続し、報告、検討、指導を行いながら論文の完成をめざす。

2. 到達目標

博士論文の各章の執筆と論文全体の構成に留意しつつ、博士論文完成に向けて執筆を続ける。

3. 授業の計画と内容

	0. IX*	HECL14						
	第1週	博士論文各章の執筆、	全体の構成の検討、	報告、	討論、	指導		
	第2週	博士論文各章の執筆、	全体の構成の検討、	報告、	討論、	指導		
	第3週	博士論文各章の執筆、	全体の構成の検討、	報告、	討論、	指導		
	第4週	博士論文各章の執筆、	全体の構成の検討、	報告、	討論、	指導		
	第5週	博士論文各章の執筆、	全体の構成の検討、	報告、	討論、	指導		
	第6週	博士論文各章の執筆、	全体の構成の検討、	報告、	討論、	指導		
	第7週	博士論文各章の執筆、	全体の構成の検討、	報告、	討論、	指導		
	第8週	博士論文各章の執筆、	全体の構成の検討、	報告、	討論、	指導		
	第9週	博士論文各章の執筆、	全体の構成の検討、	報告、	討論、	指導		
	第10週	博士論文各章の執筆、	全体の構成の検討、	報告、	討論、	修正、	指導	
	第11週	博士論文各章の執筆、	全体の構成の検討、	報告、	討論、	修正、	指導	
	第12週	博士論文各章の執筆、	全体の構成の検討、	報告、	討論、	修正、	指導	
	第13週	博士論文各章の執筆、	全体の構成の検討、	報告、	討論、	修正、	指導	
	第14週	博士論文各章の執筆、	全体の構成の検討、	報告、	討論、	修正、	指導	
	第15週	博士論文各章の執筆、	全体の構成の検討、	報告、	討論、	修正、	指導	
_		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

4. テキスト

参考文献: 対象とする作品の精読を通して、博士論文各章の執筆、報告、討論を行い、修正を行いつつ、博士論文の全体の執筆に向けて研究を深化する。そのために適宜テキスト及び参考文献を提示する。

5. 準備学習

博士論文の対象とする作品等を的確に理解し、先行研究の批判的な検討を行いながら独自の視座で執筆を開始し、妥当な解釈、分析でもって論文の執筆が進んでいるかどうか自ら厳しく検証すること。

6. 成績評価の方法

授業への取り組み(報告、討論等)と論文執筆の進捗状況によって評価する。

博士論文完成に向けた執筆状況及び草稿の完成度:70%

授業への取り組み:30% (リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど)

7. 履修の条件

関連する文献を読みこなし、発表の一部を英語で行うための英語力を有すること。

アメリカ文学全般とアメリカ環境文学に関する高度の批評史的な知識を有し、作品に関する博士論文を執筆すると ころまで研究が深化していること。

8. その他

Ī	科目番号	科目名	特別演習V		担当教員:住江 淳司			
ĺ	博国地 019	科目名(英語)	Special Seminar V		Special Seminar V		E-mail:j.sumie	@meio-u.ac.jp
	単位数	受講年次	開講予定学期	開講予定学期 登録予定人数		オフィスアワー		
ľ	o.	9	前期	0		火: 10:30-12:00、		
	2	3	刊粉	2		金: 13:00-14:30		

中南米地域文化に関する学位論文の各論の執筆を検討し、推敲を繰り返しながら完成を目指す。

2. 到達目標

学位論文の各論の執筆をつづけ、完成を目指す。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 各論の執筆指導 (1)
- 第2週 各論の執筆指導 (2)
- 第3週 各論の執筆指導 (3)
- 第4週 各論の執筆指導 (4)
- 第5週 各論の執筆指導 (5)
- 第6週 各論の執筆指導 (6)
- 第7週 各論の執筆指導 (7)
- 第8週 執筆部分の検討と修正 (1)
- 第9週 執筆部分の検討と修正 (2)
- 第10週 執筆部分の検討と修正 (3)
- 第11週 執筆部分の検討と修正 (4)
- 第12週 執筆部分の検討と修正 (5)
- 第13週 執筆部分の検討と修正 (6)
- 第14週 執筆部分の検討と修正 (7)
- 第15週 執筆部分の検討と修正 (8)

参考文献

学生の研究課題やテーマ及び研究の進捗状況に応じて適宜、提示する。

5. 準備学習

毎回、新たに執筆したものや修正したものを用意して授業に臨むこと。

6. 成績評価の方法

学位論文の構想と執筆計画に照らし合わせて、執筆の進捗状況及びその内容の整合性を評価する。

7. 履修の条件

中南米地域の文化触変に興味のある学生を優先する。

8. その他

科目番号	科目名	特別演習VI		担当教員:波照	間永吉
博国地 020	科目名(英語)	Special Seminar VI		E-mail:e.hater	uma@meio-u.ac.jp
単位数	受講年次	開講予定学期	開講予定学期 登録予定人数		オフィスアワー
2	3	後期	2		講義後の1時間程 度

琉球・沖縄文学に関する博士論文の完成をめざし、その完成度を高めるように取り組む。論文各章が有機的に関連し、緊密な論述関係が構築されているかを点検する。また、微細な誤謬もないよう、精査する。

2. 到達目標

- ・博士論文の全体構想に基づいて論文各章を完成する。
- ・論文の各章・節間の関係に留意し、緊密な論述関係をチェックし、論文の完成度を高める。
- ・参考文献一覧・資料編の作成などを完了する。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 これまでに書き上げてきた原稿を論文の全体構想に従って点検する。
- 第2週 論文各章・節の検討。論文各章・各節の関係に着目した叙述の修正①
- 第3週 論文各章・節の検討。論文各章・各節の関係に着目した叙述の修正②
- 第4週 論文各章・節の検討。論文各章・各節の関係に着目した叙述の修正③
- 第5週 論文各章・節の検討。論文各章・各節の関係に着目した叙述の修正④
- 第6週 論文各章・節の検討。論文各章・各節の関係に着目した叙述の修正⑤
- 第7週 論文各章・節の検討。論文各章・各節の関係に着目した叙述の修正⑥
- 第8週 論文各章・節の検討。論文各章・各節の関係に着目した叙述の修正行
- 第9週 博士論文の修筆指導。微細な修正部分の検討①
- 第10週 博士論文の修筆指導。微細な修正部分の検討②
- 第11週 博士論文の修筆指導。微細な修正部分の検討③
- 第12週 博士論文の修筆指導。微細な修正部分の検討④
- 第13週 博士論文の修筆指導。微細な修正部分の検討⑤
- 第14週 博士論文の最終的修筆指導①
- 第15週 博士論文の最終的修筆指導②

4. テキスト

特に指示しない。必要に応じて適宜、参考文献を提示する。

5. 準備学習

授業への取り組み(発表・意見交換)と博士論文各章・節の原稿の完成度によって評価する。その比率は前者 20%、後者 80%の割合とする。

6. 成績評価の方法

授業への取り組み(発表・意見交換)と博士論文全体の完成度によって評価する。

授業への取り組み: 20% (リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど) 論文: 80%

7. 履修の条件

特にない。但し、指導を受けるべき論文の準備が十分に行われていること。

8. その他

科目番号	科目名	特別演習VI		担当教員:山里	純一
博国地 020	科目名(英語)	Special Seminar VI		E-mail;j.yamaz	zato@meio-u.ac.jp
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	3	後期	2		講義後の1時間程 度

南島地域の民俗文化に関する学位論文の執筆・補訂と指導

2. 到達目標

学位論文を完成させる。

3. 授業の計画と内容

- 第1週 各章の再検討と補訂(1)
- 第2週 各章の再検討と補訂(2)
- 第3週 各章の再検討と補訂(3)
- 第4週 各章の再検討と補訂(4)
- 第5週 各章の再検討と補訂(5)
- 第6週 各章の再検討と補訂(6)
- 第7週 各章の再検討と補訂(7)
- 第8週 各章の再検討と補訂(8)
- 第9週 各章の再検討と補訂(9)
- 第10週 各章の再検討と補訂(10)
- 第11週 各章の再検討と補訂(11)
- 第12週 全体の整合性と論証性の総点検(1)
- 第13週 全体の整合性と論証性の総点検(2)
- 第14週 全体の整合性と論証性の総点検(3)
- 第15週 学位論文の完成と総括

4. テキスト

参考文献:授業を進める中で、課題に関連する参考文献を適宜紹介する。

5. 準備学習

各章を再検討し補訂したものを必ず用意して授業に臨むこと。

6. 成績評価の方法

進捗状況 (10%)

学位論文の完成度 (90%)

7. 履修の条件

特になし。

8. その他

科目番号	科目名	特別演習VI		担当教員:赤嶺	守
博国地 020	科目名 (英語)	Special Seminar V	Τ	E-mail:m.akam	ine@meio-u.ac.jp
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
9	0	後期	0		講義後の1時間
2	3	[2		程度

中国・琉球関係史に関する博士論文を完成させる。論文の構成、体系的実証性、独創性および学術的意義、研究付録の整理等について、最終的な調整・確認をおこなう。

2. 到達目標

独創的な実証性の高い学術的意義を有する論文に仕上げる。

3. 授業の計画と内容

0. 汉未9月四	ucri a
第1週	論文各章における体系的実証性の最終確認
第2週	論文各章における体系的実証性の最終確認
第3週	論文各章における体系的実証性の最終確認
第4週	論文各章における体系的実証性の最終確認
第5週	論文各章における体系的実証性の最終確認
第6週	論文全体の構成及び独創性・学術的意義の最終確認
第7週	論文全体の構成及び独創性・学術的意義の最終確認
第8週	論文全体の構成及び独創性・学術的意義の最終確認
第9週	結論の最終検討・確認
第 10 週	研究付録の整理・確認
第 11 週	研究付録の整理・確認
第 12 週	参考文献の確認及び注釈の最終確認
第 13 週	参考文献の確認及び注釈の最終確認
第14週	博士論文全体の最終調整・校正
第 15 週	博士論文全体の最終調整・校正

4. テキスト

参考文献:授業を進める中で、課題に関連する参考資料を適宜提示する。

5. 準備学習

各章における論文構成、体系的実証性、独創性および学術的意義の確認を事前に済ましておくこと。

6. 成績評価の方法

研究課題に対する取り組みの深化の程度をみて総合的に評価する。

7. 履修の条件

特になし。

8. その他

博士論文執筆の最終段階であることから、慎重且つ綿密なチェックにより論文の完成度を高めること。講義の進行状況によって授業計画を変更することがある。

科目番号	科目名	特別演習VI		担当教員:山里 勝己		
博国地 020	科目名(英語)	Special Seminar VI		E-mail:ka.yama	azato@meio-u.ac.jp	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー	
2	3	後期	2	学長室	授業終了後、または予約 による	

アメリカ環境文学に関する博士論文完成に向けて、論文各章の執筆を厳密に推敲しながら継続し、報告、検討、修正、指導を継続しながら論文の完成をめざす。

2. 到達目標

博士論文の各章の執筆、細部の整合性、論文全体の構成等に留意しつつ、博士論文完成に向けて執筆を続ける。 最終試験と口頭発表の指導も行う。

3. 授業の計画と内容

第1週 博士論文各章の執筆、細部の整合性の検討、全体の構成の厳密な検討、修正、討論、指導

第2週 博士論文各章の執筆、細部の整合性の検討、全体の構成の厳密な検討、修正、討論、指導

第3週 博士論文各章の執筆、細部の整合性の検討、全体の構成の厳密な検討、修正、討論、指導

第4週 博士論文各章の執筆、細部の整合性の検討、全体の構成の厳密な検討、修正、討論、指導

第5週 博士論文各章の執筆、細部の整合性の検討、全体の構成の厳密な検討、修正、討論、指導

第6週 博士論文各章の執筆、細部の整合性の検討、全体の構成の厳密な検討、修正、討論、指導

第7週 博士論文各章の執筆、細部の整合性の検討、全体の構成の厳密な検討、修正、討論、指導

第8週 博士論文各章の執筆、細部の整合性の検討、全体の構成の厳密な検討、修正、討論、指導

第9週 博士論文各章の執筆、細部の整合性の検討、全体の構成の厳密な検討、修正、討論、指導

第10週 博士論文各章の執筆、細部の整合性の検討、全体の構成の厳密な検討、修正、討論、指導

第11週 博士論文全体の整合性の最終的な検討、細部の整合性の検討、修正、指導

第12週 博士論文全体の整合性の最終的な検討、細部の整合性の検討、修正、指導

第13週 博士論文全体の整合性の最終的な検討、細部の整合性の検討、修正、指導

第14週 博士論文全体の最終的調整、修正、細部の点検等

第15週 博士論文に関する最終討論、指導、まとめ

4. テキスト

参考文献: 博士論文の完成に向けて、適宜必要な文献を提示する。

5. 準備学習

論文の完成に向けて、自ら厳密な調整、修正等を行うこと。

6. 成績評価の方法

授業への取り組み(報告、討論等)と論文執筆の進捗状況によって評価する。

博士論文完成に向けた最終的な執筆状況:80%

授業への取り組み:20% (リサーチ課題に関するディスカッションや論文執筆に関するディスカッションなど)

7. 履修の条件

関連する文献を読みこなし、発表の一部を英語で行うための英語力を有すること。

アメリカ文学全般とアメリカ環境文学に関する高度の批評史的な知識を有し、博士論文を完成する能力を有すること。

8. その他

科目番号	科目名	特別演習VI		担当教員:住江	淳司
博国地 020	科目名(英語)	Special Seminar V	I	E-mail:j.sumie@	@meio-u.ac.jp
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
9	9	後期	2	505	火: 10:30-12:00、
	3	1交升 		505	金: 13:00-14:30

中南米地域文化に関する学位論文を検討と修正を繰り返しながらまとめていく。

2. 到達目標

学位論文の完成を目指す。最終的な口頭発表の準備に向けて指導する。

3. 授業の計画と内容

笛 1	调	執筆部分の再検討と修正	(1)
4	J/Щ	モルー・ロンファイル・コート コショー・	\ I /

- 第2週 執筆部分の再検討と修正 (2)
- 第3週 執筆部分の再検討と修正 (3)
- 第4週 執筆部分の再検討と修正 (4)
- 第5週 執筆部分の再検討と修正 (5)
- 第6週 執筆部分の再検討と修正 (6)
- 第7週 執筆部分の再検討と修正 (7)
- 第8週 執筆部分の再検討と修正 (8)
- 第9週 執筆部分の再検討と修正 (9)
- 第10週 執筆部分の再検討と修正 (10)
- 第11週 全体の整合性・論証性の検討(1)
- 第12週 全体の整合性・論証性の検討 (2)
- 第13週 全体の整合性・論証性の検討 (3)
- 第14週 全体の整合性・論証性の検討 (4)
- 第15週 全体の整合性・論証性の検討 (5)

4. テキスト

参考文献:

学生の研究課題やテーマ及び研究の進捗状況に応じて適宜、提示する。

5. 準備学習

毎回、新たに執筆したものと、修正補訂を加えたものを用意して授業に臨むこと。

6. 成績評価の方法

学位論文の構想と執筆計画に照らし合わせて、執筆の進捗状況及びその完成度を評価する。

7. 履修の条件

中南米地域の文化触変に興味のある学生を優先する。

8. その他

履修モデル 名桜大学大学院教員名簿 (博士後期課程) 建物配置図

国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)履修モデル

履修モデル1

研究分野・・・沖縄(琉球)・アジア研究

・グローバル化が進展する21世紀において、沖縄(琉球)の地域および文化の研究を環太平洋の枠組みの中で行う。

科目	授業科目の名称		修得単位数	
区分	「	1年次	2年次	3年次
共通	国際地域文化総合演習 I	2		
科目	国際地域文化総合演習Ⅱ		2	
	小計(2科目)		4	
科専	琉球・沖縄文化特論	2		
目門	南島民俗文化特論	2		
	小計 (2科目)		4	
	特別演習I	2		
研	特別演習Ⅱ	2		
究 指導	特別演習Ⅲ		2	
導 科	特別演習IV		2	
目	特別演習V			2
	特別演習VI			2
小計 (6科目)		12		
	修得単位数合計		20	-

履修モデル2

研究分野・・・沖縄(琉球)・アジア研究

・グローバル化が進展する21世紀において、中国・琉球関係史を通して、地域及び文化の研究を環太平洋の枠組みの中で行う。

科目	柯米利日のなむ		修得単位数	
区分	授業科目の名称	1年次	2年次	3年次
共通	国際地域文化総合演習 I	2		
科目	国際地域文化総合演習Ⅱ		2	
	小計(2科目)		4	
科専	中国琉球関係史特論	2		
目門	東アジア地域文化特論	2		
	小計(2科目)		4	
	特別演習I	2		
研究	特別演習Ⅱ	2		
究 指	特別演習Ⅲ		2	
指導科	特別演習IV		2	
目	特別演習V			2
	特別演習VI			2
	小計 (6科目)		12	
	修得単位数合計		20	

履修モデル3

研究分野・・・南北アメリカ研究

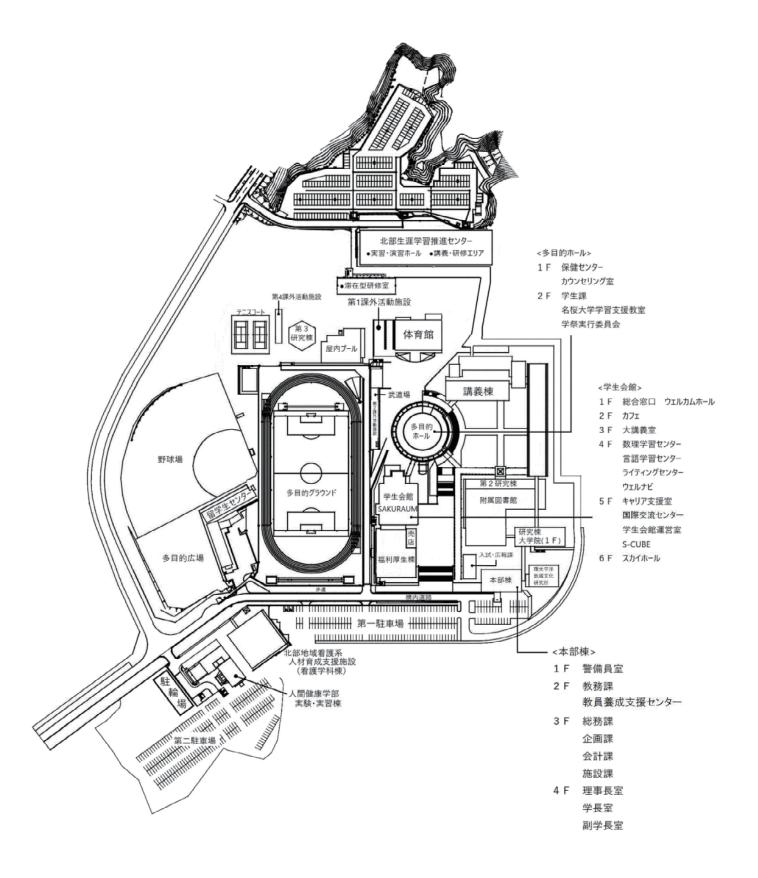
・高度の外国語運用能力を駆使し、(ハワイを含む) 南北アメリカ研究を環太平洋の枠組みの中で行う。

科目			修得単位数			
区分	授業科目の名称	1年次	2年次	3年次		
共通	国際地域文化総合演習I	2				
科目	国際地域文化総合演習Ⅱ		2			
	小計(2科目)		4			
科専	アメリカ環境文学特論	2				
目門	中南米地域文化特論	2				
	小計(2科目)		4			
	特別演習I	2				
研究	特別演習Ⅱ	2				
究指	特別演習Ⅲ		2			
指導科	特別演習IV		2			
相	特別演習V			2		
	特別演習VI			2		
小計(6科目)		12				
修得単位数合計			20			

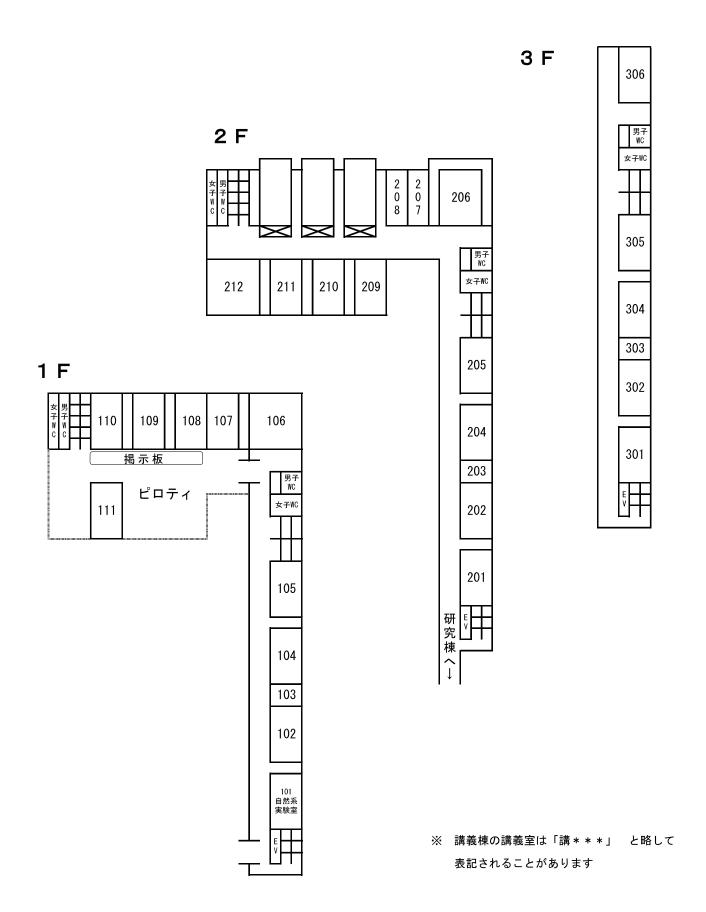
名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程) 教員名簿

職名	氏 名	主な担当科目	研究室	備考
教 授	やまざと かっのり 山 里 勝 己	アメリカ環境文学学特論	研414	学長
教 授	すみえ じゅんじ 住 江 淳 司	中南米地域文化特論	研505	
教 授	はてるま えいきち 波 照 間 永 吉	琉球・沖縄文化特論	研究室2	
教 授	************************************	南島民族文化特論	研究室3	
教 授	あかみね まもる 赤 額 守	中国琉球関係史特論	研究室4	
教 授	なかむら こういちろう 中 村 浩 一 郎	言語学特論	研501	
教授	と は し ま さ の り 渡 慶 次 正 則	英語教育特論	研512	
教授	かのう ひでぁ ^き 嘉 納 英 明	現代沖縄教育特論	研510	
教授	たかみね つかさ 高 額 司	アジア太平洋国際関係特論	研503	
上級准教授	てるやまこと 照 屋 理	琉球文学特論	研508	
上級准教授	すがの あっし 菅 野 敦 志	東アジア地域文化特論	研507	
非常勤講師	やまだ ひとし 山 田 均	東南アジア地域文化特論	非常勤講師控室	

名桜大学 建物配置図

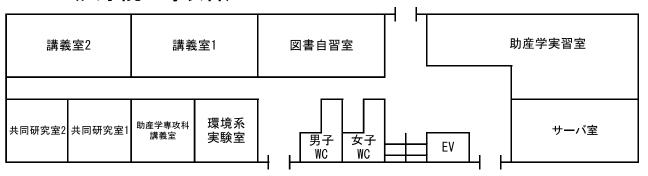


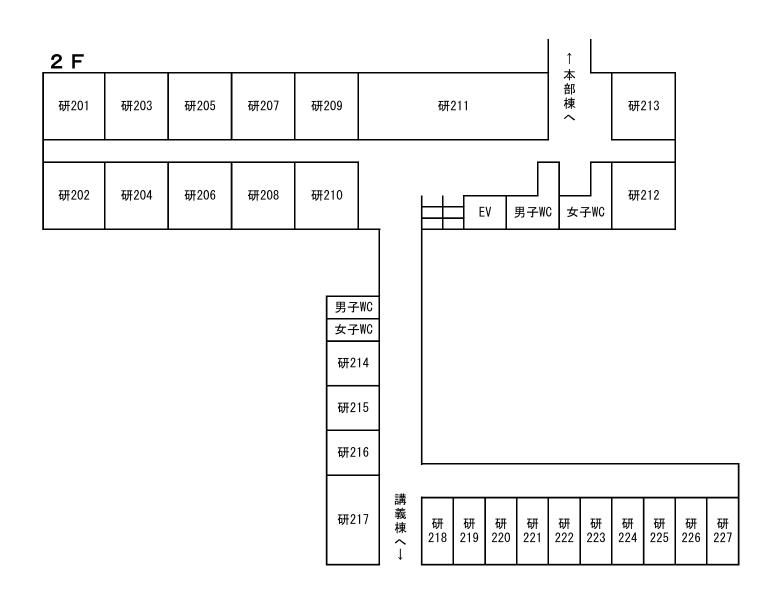
講義棟



研究棟

1 F (大学院·専攻科)





※ 教員の研究室は「研***」以外に「人研***」「看研***」等あり、 「人研***」は人間健康学部実験・実習棟に、「看研***」は看護学科棟にあります。

3 F

研301	研303	研305	研307	研309	研311	研313	研315
研302	研304	研306	研308	研310	研312 EV 男子W	C 女子WC	研314

4 F

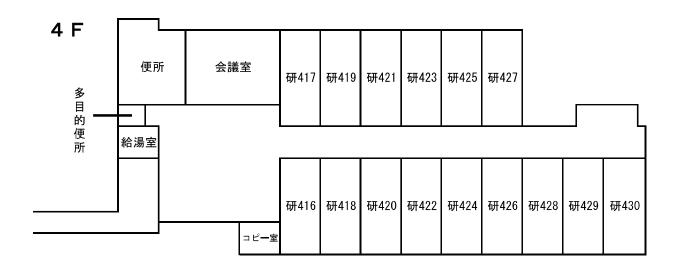
T 1								
研401	研403	研405	研407	研409		研411	研413	研415
研402	研404	研406	研408	研410	研412	EV 男子WC	女子WC	研414

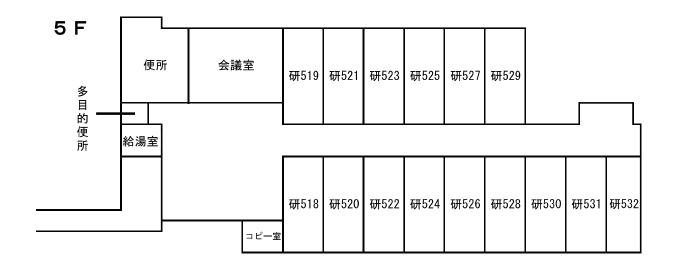
5 F

<u> </u>									
研501	研503	研505	研507	研509	研511	研513	研517	研515	研516
研502	研504	研506	研508	研510	研512	E	:V 男子WC	女子WC	研514

※ 教員の研究室は「研***」以外に「人研***」「看研***」等あり、 「人研***」は人間健康学部実験・実習棟に、「看研***」は看護学科棟にあります

附属図書館

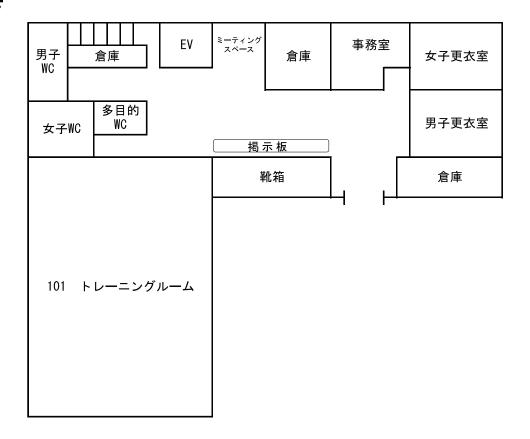


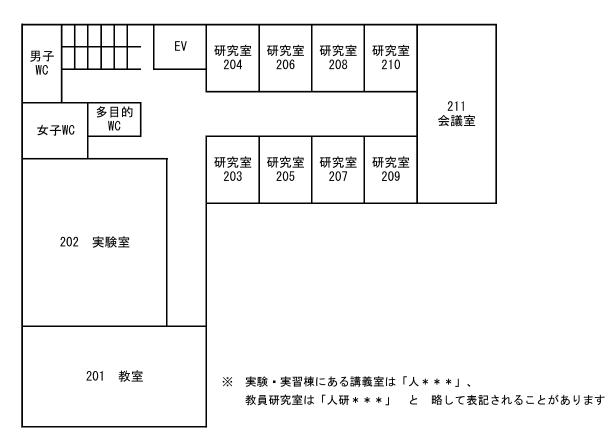


※ 教員の研究室は「研***」以外に「人研***」「看研***」等あり、 「人研***」は人間健康学部実験・実習棟に、「看研***」は看護学科棟にあります

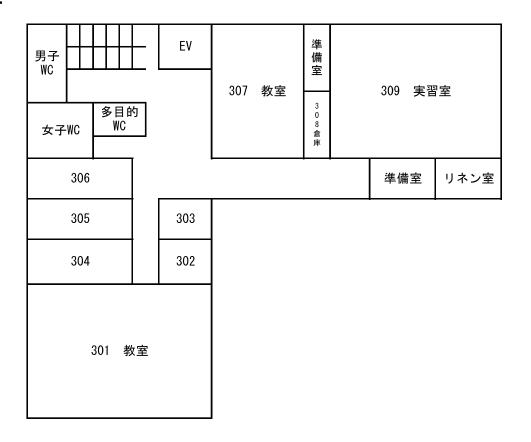
人間健康学部 実験・実習棟

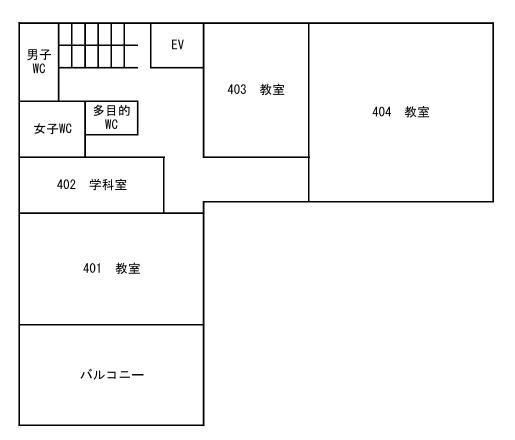
1 F





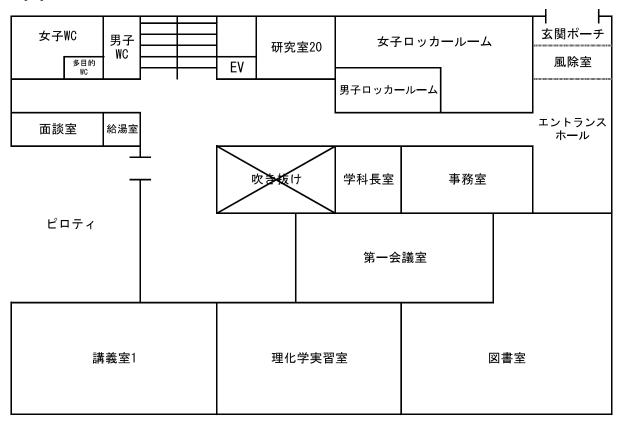
3 F

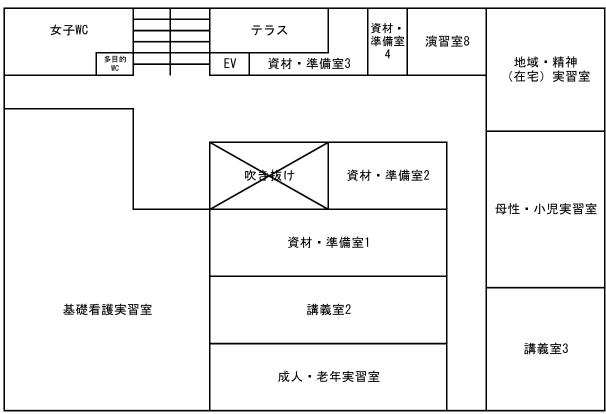


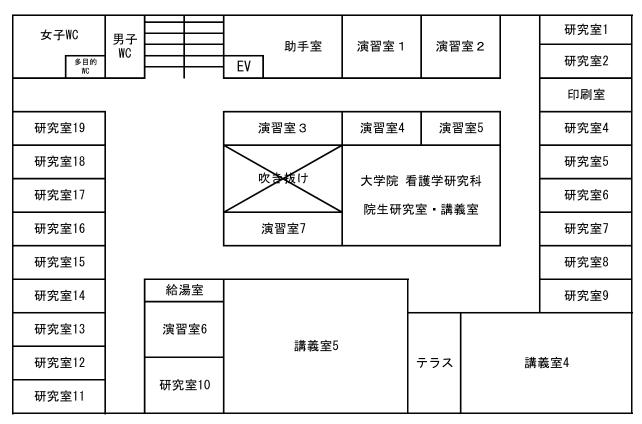


北部地域看護系人材育成支援施設 (看護学科棟)

1 F



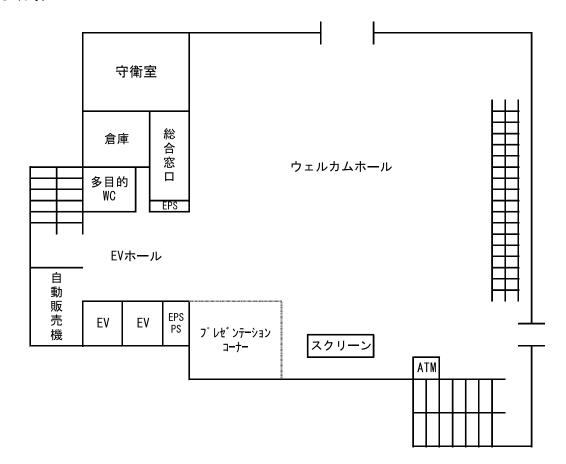


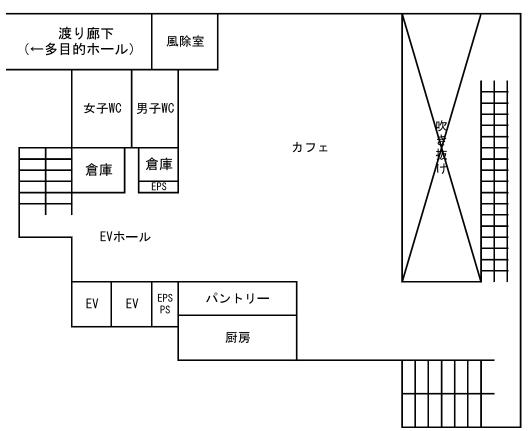


[※] 看護学科棟にある教員研究室は「看研***」 と 略して表記されることがあります

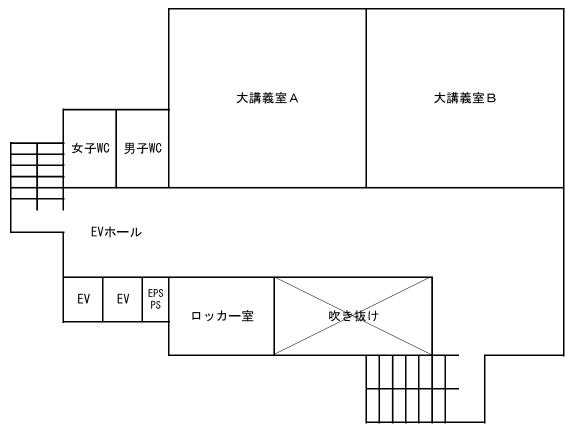
学生会館 SAKURAUM

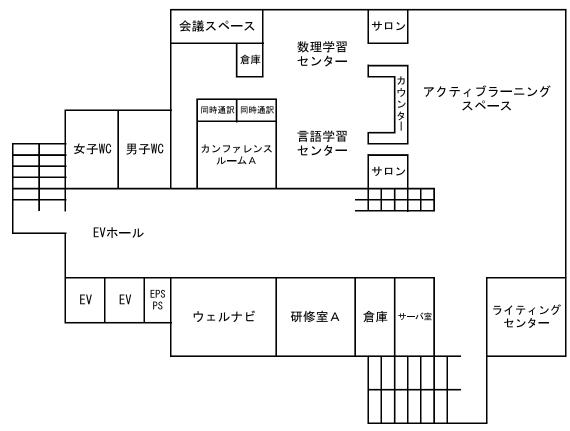
1 F



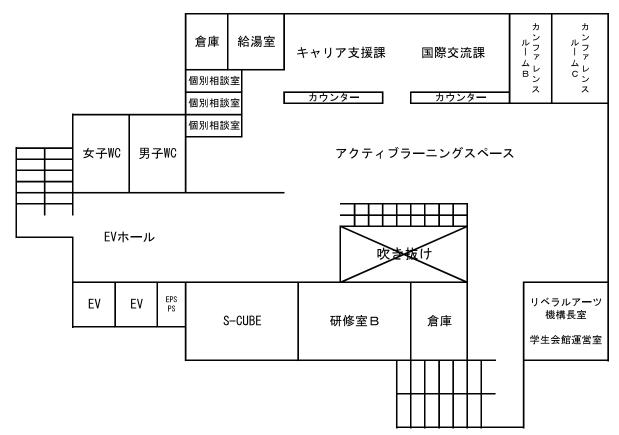


3 F

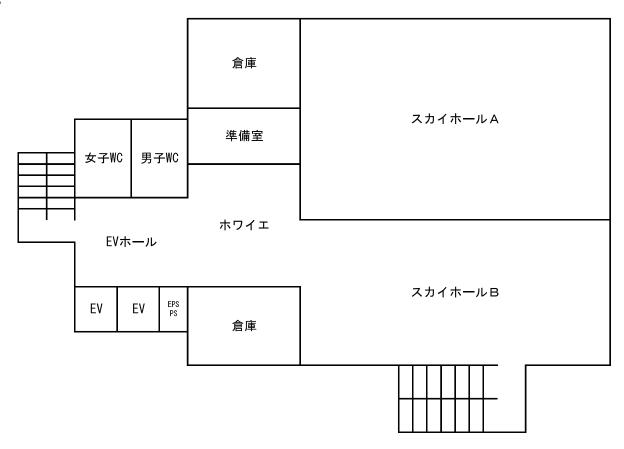




5 F



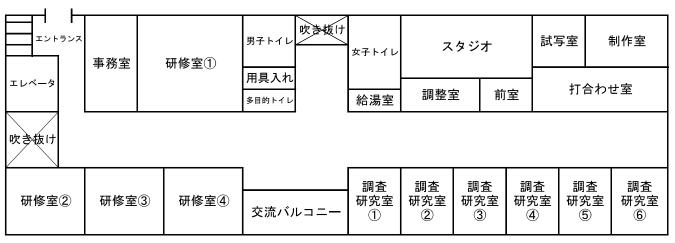
6 F

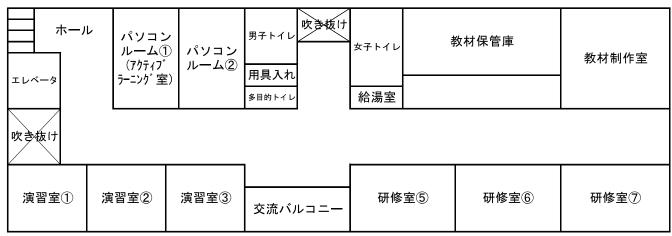


北部生涯学習推進センター

(講義・研修エリア)

1 F





【名桜大学大学院授業時間】

時 限	時間
1	8:45~10:15
2	10:30~12:00
休 憩	12:00~13:00
3	13:00~14:30
4	14:45~16:15
5	16:30~18:00
6	18:15~19:45
7	20:00~21:30

令和2年度 名桜大学大学院国際文化研究科

国際地域文化専攻(博士後期課程)便覧

令和2年4月発行

≪編集・発行≫

名桜大学 教務部教務課

〒905-8585 沖縄県名護市字為又 1220-1

TEL: 0980-51-1055